

高田短期大学 介護・福祉研究

第 8 号

高田短期大学介護福祉研究センター

令和 4 年 3 月

新型コロナウイルスと普通の生活

特別養護老人ホーム高田光寿園

研究員 理学療法士 高山 文博

新型コロナウイルスが2020年3月頃より猛威を振るいはじめ、小康と拡大を繰り返し、2021年8月27日には三重県にも爆発的な感染者増となり、緊急事態宣言が発令されました。緊急事態宣言では、混雑した場所などへの外出半減が呼びかけられ、商業施設には入場制限、酒類などの提供する飲食店には休業要請や、それ以外の飲食店には20時までの短要請がされ、学校にはオンライン授業の活用などの徹底など社会全般に大きな制限がかけられました。そのなか自分が感染するのではと不安を感じながら生活を送る日々となってしまいました。普段の生活でも、マスクの着用、検温、手指アルコール消毒は日常化となり、移動は最小限にし、外食なども減りました。また対面研修なども中止となり、研修などはWebでの研修へ切り替えとなるなど非常事態となりました。

私が勤めているデイサービス事業所でも、職員をはじめ、ご利用者様も、「一人でも感染者が出たら、テレビや新聞紙に出て、デイサービス事業所は中止となるのかな？」と不安と恐怖を感じながらの日々となりました。施設では安全安心にご利用して頂くために、密閉・密集・密接のいわゆる3密の回避を実行しています。密閉とは窓がなかったり換気ができなかったりする場所のことです。そのために通気できるように2方向の窓を、1時間に2回ほど数分間開けるようにしています。密集とは、人がたくさん集まったり、少人数でも近い距離で集まることです。そのため運動をするときには2m以上取るようにしています。また座席は隣の人と距離を取り、また真向かいに座らず互い違いに座るようにしています。密接とは、近くで会話や発声、運動などをすることです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫が飛ぶ」と報告しています。そのため、対面での会話は十分な距離を保ち、マスクを着用するなど気を付けています。

現代においては少子高齢化が進み、高齢者の一人暮らしの方も多く、家にいたら落ち込み、不安に襲われ不眠になったり、体調を崩される方もみえます。またそういう状況が長く続くと生活不活発病、フレイルとなりやすくなります。いわゆるコロナウイルス拡大防止で3密が続くと生活不活病へとなりやすいということです。人と顔を合わせ話ができる楽しさ、喜びが消えていきます。人と会うため着替えをし、おしゃれをし、友人の所まで行くという身体活動も少なくなり足腰が弱ってしまいます。今までできていた普通の生活

ができなくなっていくます。しかしうまくコロナウイルスと共存する対応が求められています。今は、外出を控え、友達と会うのもままならないときですが、自分自身を見直すいい機会と捉えては如何でしょうか？自分の時間が多く持てるということは、自分を高める趣味や家族に目を向けていく良い機会です。私は、この機会に料理作りを楽しんでいます。初めてのレシピを作るのですが家族は変わった料理に、これは美味しいとか不味いとか反応が面白いです。料理を作ることによって生きがいを感じたりもします。

この新型コロナウイルスもきっと終わりはきます。その時にやりたい事が実現するための準備をしましょう。明けない夜はありません。日々、少しでも笑顔をもち、周囲の人と共に「ふつうの生活」に近づけるよう暮らしましょう。

目 次

巻頭言

新型コロナウイルスと普通の生活	高山 文博
-----------------------	-------

研究論文

「価値交流学习」から見えてきた「対話」的な学び ～多様な価値観への気づきの醸成～	中川 千代… 1
母子生活支援施設を例に考える社会福祉実習指導における「生活問題の把握」の重要性	武藤 敦士… 13

研究ノート

匿名を求めさせる社会 －知る権利と、知られない権利の間での、障害者の権利－	山本 啓介… 27
介護現場と養成施設における実習指導と相互ニーズについての意識調査に関する一考察	服部 優子… 39

調査報告

高齢者施設を対象としたレクリエーション実態調査	長谷川恭子… 49
-------------------------------	-----------

資料・文献紹介

短歌に見る脳性麻痺者の生き方 －無名歌人・藤本正則の作品紹介－（上）	植村 哲也・千草 篤磨… 59
---	-----------------

第2回介護のみらいを考えよう～あなたの思いやりを言葉にしてみよう～作文コンクール

受賞者一覧	69
最優秀賞 「介護のみらいの合言葉」	亀山市立白川小学校5年 廣森 康祐… 70
「家族にとっての介護とは」	松阪市立中部中学校3年 大城 心音… 71
優 秀 賞 「介護の見方を見直す社会へ」	松阪市立花岡小学校6年 村田 彩綾… 73
「だれにでも使いやすいUD」	亀山市立亀山西小学校6年 千種 杏実… 74
「介護のかたちをつくるとき」	松阪市立嬉野中学校3年 大西永梨奈… 75
「介護を一人で背負わないために」	高田中学校1年 山中 麻夢… 76

センター事業報告	77
高田短期大学介護福祉研究センター規程	85
高田短期大学介護福祉研究センター倫理規程	87
「高田短期大学 介護・福祉研究」投稿規程	88
執筆者紹介	89
編集後記	

研究論文

「価値交流学習」から見えてきた「対話」的な学び
～多様な価値観への気づきの醸成～

中 川 千 代

はじめに

厚生労働省は2018(平成30)年2月、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会で「介護福祉士養成課程の教育内容の見直しについて」を提示し、新たな「求められる介護福祉士像」が明らかになった。そして、カリキュラムの改正・導入と併せ、国家試験の内容・水準について必要な見直しを行い、改正カリキュラム対応の国家試験を令和4年度より開始することを目指して取組を進めることとなった。本学も2021(令和3)年度より新カリキュラム対応の科目編成を導入している。

筆者は、2002(平成14)年4月から介護福祉士養成校の教員となった。その後、介護福祉士を目指す多くの学生たちとともに学びながら支援を続けている。介護福祉士養成課程は上記以前に2009(平成21)年度に新たなカリキュラム体系が提示されカリキュラムは大幅に変更された。その当時から、期待と不安と戸惑いのなか新たな授業案を模索しながら、学生たちにいかに伝えるか、どうやって理解してもらうか、自ら「学ぶ」という姿勢を引き起こすためにどう関わるか、学生側が授業を受けながら考える「仕組み」をどう組み立てるのか、日々考えながら学生に向かい合ってきた。2009(平成21)年本学に着任以来、「コミュニケーション技術」(30時間)を担当している。2009年からのカリキュラムでは「コミュニケーション技術」は60時間設定されているが、本学では「コミュニケーション技術」と「レクリエーション援助法」の2科目に分け、後半はレクリエーションを通して様々な障害を持った方々とのコミュニケーションを教授してきた。2021年度からは「コミュニケーション技術Ⅰ」「コミュニケーション技術Ⅱ」という編成に変更した。筆者は1年前期に「コミュニケーション技術Ⅰ」(30時間)のみを担当している。そのシラバスに「価値交流学習」を4時間ほど組み込んできた。10年間の授業のなかで学生たちの学びの過程をまとめ、今後さらなる授業の深化に取り組めるよう検討する。

1. 介護におけるコミュニケーション

川廷(2019:p.20-24)は、「介護教育方法の理論と実践」のなかで、介護のエキスパートとして求められる力量を以下のように述べている。①要介護者から何が求められているのか、素早く察知する力(アセスメント能力)、②その上で、今何をしなければならないかを素早く察知し、その場に対応した適切なコミュニケーション技術を駆使して、それを要介護者に確認できる力、③それは当然、次にその内容を適切に段取りし、介護過程に展開で

きる力、④③で立案された計画を要介護者にとって快適に実行できる能力、⑤このようにして実行した後、すぐに②と照らし合わせて効果を確認し、次の目標を確認していく力、⑥これらのプロセスを適切に要約して記録に残す能力、⑦それらの能力が適切に発揮されるためには、要介護者の人生に寄り添える力量が必要、⑧そしてそれができると、介護者にも大きな学びや満足感が得られ、そのことにより要介護者から信頼される実感を持つ力（要介護者は明確な表現で信頼感を介護者に伝えられるとは限らない。そういう要介護者の感情を読み取っていく力量、そして周囲の介護職員にも、こういう要介護者の心情を中継することができる力）も必要である。また、次のようにも述べている。介護という行為は、ある意味で、介護者と要介護者の共同の（創造的）行動として成立する。要介護者の幸福につながる「本人が求める介護」を行うには、介護者が一方的に指示命令しその通り動かされるというパターン（私物的人間関係）ではなく、一見非効率的に見えるが、共同で介護を創り上げていく方が効率的であり、自立を促し得るのである。このような介護を行うためには、自分がどういう人間観を持っているのかを分析し、それを自覚した上で、共同で一つひとつの介護を創り上げていくという社会的人間関係の中で介護を行っていくことが大切である。

介護を専門的に行うために求められるコミュニケーションは、要介護者のコミュニケーション能力や状態を的確に把握した上で、その場に応じたコミュニケーション技術を駆使し、要介護者やその家族に確認や了解を得ながら、多職種と連携協働したうえで介護過程を展開し、記録に残し報告・連絡・相談をチームとして密に行うことができる能力だといえる。また、それを行うにあたり、信頼関係を築ける人間性や様々な価値観を受け入れることができる柔軟な考え方を養うことが必要である。それには「対話力」を育成することが大切だと考える。

2. 対話力の育成に関わる先行研究

北田（2021：p.124）によると、多田（2017）は対話とは「自己および多様な他者や様々な対象と語り合い、差異を生かし、新たな智慧や価値・解決策などを共に創り、その過程で良好で創造的な関係を構築していくための言語・非言語による継続・発展・深化する表現活動」であると定義している。それをもとに、北田（2021）は対話力を「自己および多様な他者や様々な対象と語り合い、差異を生かし、新たな智慧や価値・解決策などを共に創り、その過程で良好で創造的な関係を構築していく力」と捉えた。

また、多田（2018）は、対話力を高めるためには、学習者の対話力の状況を把握することがその第一歩であると指摘し、対話力を5段階に分類している（p.6、表1）。そして、対話型授業について、多田（2017）はその定義を「自己内対話と他者との対話の往還により、差異を尊重し、思考を深め、視野を広げ、新しい智慧や価値、解決策を創り上げていき、その過程を通して、参加者相互が、共創的な関係を構築していく協同・探究的な学習活動」

(p.103) とし、その意義を「学習者の知的世界の拡大、創造的関係の構築・自己変革・自己成長」(p.99) ととらえている。その上で、これまでの対話・対話型授業の実践研究に関する理論研究から導き出された要件と、長期にわたって対話型授業の実践研究に取り組んできた各地の学校の研究から析出された要件とを集約し「対話型授業の12の要件」(表2)を選定した(多田2017:p.213)。

北田(2021:p.125)は、多田の対話力の段階的分類をベースに、対話力構造化表を作成した。対話に必要な要素を「考える力」「伝える力」「受け取る力」「対話への意識」の4つに分類し、それぞれステージ毎に、対話を進める者達の具体的な姿を明記した(表3)。

表1. 多田孝志による対話力の段階的分類

対話のステージ	学習者の状況
ステージ1	対話に参加する意識が希薄で、自分の考えが持てず、また、語るに足る体験や考えを持っていることに気付かず、傍観的な態度の子どもたちが多い。
ステージ2	発言力のある子が数多く発言してはいるが、自分本位で、共創意識が希薄である。他方、自分の考えを持ち始めたが、伝える自信がなく、自己表現しない子たちもいる。
ステージ3	自分の伝えたいことを伝え、相手の伝えたいことを聴き取り、対話できる。しかし一定の結論が出ると、とどまってしまう。ときには少数者の切り捨てや、結論を急ぐ集団浅慮が起きてしまう。
ステージ4	参加者が主体的に参加し、受容的雰囲気の中で内省的な探究をし、また、さまざまな意見・感覚・体験が出され、論議が広がっていくが、意見や感想が絡み合わず、深まってはいかない。
ステージ5	参加者全員が当事者意識・共創意識を持ち、多様な見解・対立のズレを生かし、様々な見解や感想を分類・整理しつつ、解や智慧を共創していく。さらに、新たな問いを発見し、次々と知的世界を探究していく。

表2. 多田孝志による対話型授業の12の要件

①	対話の活性化のための物的・人的な受容的雰囲気づくり	⑦	批判的思考力の活用
②	多様な他者との対話機会の意図的設定	⑧	非言語表現力の育成と活用
③	多様性の尊重、対立や異見の活用	⑨	他者の心情や立場への共感・イメージ力の錬磨と活用
④	自己内対話と他者・対象との対話の往還	⑩	思考力・対話力に関わる基本技能の習得
⑤	沈黙の時間の確保や混沌・混乱の活用	⑪	思考の深化を継続する方途の工夫
⑥	対話への主体的な参加を促す手立ての工夫	⑫	学習の振り返り・省察

表 3. 北田奈緒子による対話力構造化表

対話の ステージ	考える力	伝える力	受け取る力	対話への意識
0 対話前	課題を把握していない。	相手に伝える意欲や意思がない。	相手の話を聞こうとしていない。	対話への意欲や意思がない。
1 傍観者型	課題を把握しているが、自分の考えがもてない。自分の考えを自覚していない。	思ったことを言葉にすることができないでいる。	相手の話が自分に向けられていることに気付いていない。	傍観者の態度で、対話に対する意識が希薄である。
2 自分本位型	自分の考えを自覚しつつある。	自分の考えを短い言葉で表現している。	相手の話をさまざまに聞いている。	自分本位な態度で、共創意識は希薄である。伝えるだけで終わったり、自信のなさから意見を言えなかったりする。
3 結論急ぎ型	自分の考えを自覚している。	自分の考えを言葉にし、話している。	相手が話しやすい態度で聞き、大事なところを落とさず聞き取っている。	対話しようという意識はあるが、一定の結論が出ると、そこに留まる。少数意見を切り捨てたり、深く考えずに結論を急いだりする。
4 受容・ 拡散型	自分の考えと相手の考えの共通点や相違点に気付いている。	自分の考えを、その場にふさわしい話し方で相手に伝えている。	相手の考えに興味をもち、応答しながら正確に聞き取っている。	主体的・受容的な雰囲気の中で対話できる。様々な意見を出し合っ て論議を広げようとする。
5 共創型	様々な意見や感想を分類・整理することができる。考えの違いを生かして、新しい考えや問い(課題)を発見することができる。	自分の話し方の効果や相手の受け取り方を確かめながら話している。	相手の意図や考えを理解し自分の考えとつなぎながら聞いている。	全員が当事者意識をもって対話できる。お互いの考えの違いを生かして、新しい考えを生みだそうとしている。

3. 「価値交流学习」の概要

「価値交流学习」は、大谷佳子の著書から引用したものを教材として筆者の担当している「コミュニケーション技術Ⅰ」の授業内で行っている。2021（令和3）年度前期に1年生対象で行ったシラバスを原文のまま以下に示す。

(1) 「コミュニケーション技術Ⅰ 2021」のシラバス内容

- ①テーマ：介護福祉実践に必要なコミュニケーション能力の開発
- ②到達目標：1) 介護福祉実践におけるコミュニケーションの役割を知る 2) アクティブ・リスニングのしくみを知り、活用できる 3) 利用者やその家族に関わる際の原則や感情コントロールについて理解する
- ③授業概要：コミュニケーションの果たす役割を理解した上で、生活機能の低下した利用者やその家族への関わり方、また、多職種協働を実現するためのコミュニケーション

ン等に学びをつなげていけるよう基本的な話の聴き方に気づけるよう演習を重ねる。

- ④学修に関する留意事項：授業で行う演習には積極的に取り組みましょう。しっかり取り組んでいる学生はより評価します。演習の中で行ったことを普段の生活の中（時間外学習）でも意識して行ってみて、どうすれば自分のメッセージがうまく伝わるのか工夫し考えるようにしてみましょう。また、相手のメッセージがきちんと理解できているのか振り返るようにしよう。
- ⑤成績評価方法：表4に示すとおりである。
- ⑥テキスト：

表4. 成績評価方法・基準

介護福祉士養成講座編集委員会編
最新介護福祉士養成講座 5
「コミュニケーション技術」
中央法規出版

評価項目	割合
授業に対する取り組み (到達目標1、2)	20%
課題レポート (到達目標2、3)	20%
試験 (到達目標1、2、3)	60%

- ⑦授業内容・時間外学習（予習・復習）～
2021年度：全15回のうち「価値交流学习」の授業を第10・11回に設定した（表5参照）。

表5. コミュニケーション技術Iの授業内容・時間外学習について（一部抜粋）

授業回	授業内容・時間外学習（予習・復習）
10	介護者としての自分自身の理解（価値交流学习）～グループで「自分の大切にしている価値について」意見を述べ合い、グループでの対話を通して合意形成するため根拠を述べ合いディスカッションする。教科書P.56～集団でのコミュニケーション、P.186～メンバー間の合意形成〈時間外学習〉（予習）単語調べを行う。（15分）／（復習）本時の授業内容を再度考え直してみる。（10分）
11	話を聴く技法～傾聴の姿勢について。自分の価値観を知ったうえで、相手の価値観を尊重する姿勢を学ぶ。グループ毎に発表する。価値交流学习の振り返りを行う。〈時間外学習〉（予習及び復習）授業で行った他人の話を聴く際の自分の態度を意識する。（30分）宿題「価値交流学习振り返りシートの作成」（20分）

- ⑧特記事項：コミュニケーションはよりよい人間関係の基本です。相手の思いを受け止め、こちらの思いを返すという「思いのキャッチボール」ができることがコミュニケーションそのものです。特にコミュニケーションが苦手という人は、何をどのように気をつければよいのかを考える機会にしてください。
- ⑨介護福祉士としての実務経験あります。

(2) 対象学生の属性

2012（平成24）年度から2021（令和3）年度までの10年間の本学キャリア育成学科介護福祉コースに在籍した学生は、入学当初は介護福祉士資格取得必須科目である「コミュニケーション技術」の授業は全員が受講している。図1からもわかるように男子学生は10

「価値交流学習」から見てきた「対話」的な学び

～20%で推移しているが2014年と2015年は33～39%となった。また、2020年度は26名中1名のみだった。

また、2012～2015年度に関しては高等学校卒業（高卒）直後の日本人がほとんどを占めており極少数の留学生は漢字圏（中国）であった。2012年度は全体数が少ない中、社会人学生3名が影響力を持っていた。2016年度からは非漢字圏の留学生が増え始め2019年度以降は日本人学生が少数となり2019年度は中国、ベトナム、ネパール、フィリピン、スリランカの5カ国であったが2020～2021年度は留学生全員がネパール出身という構成となった（図2参照）。

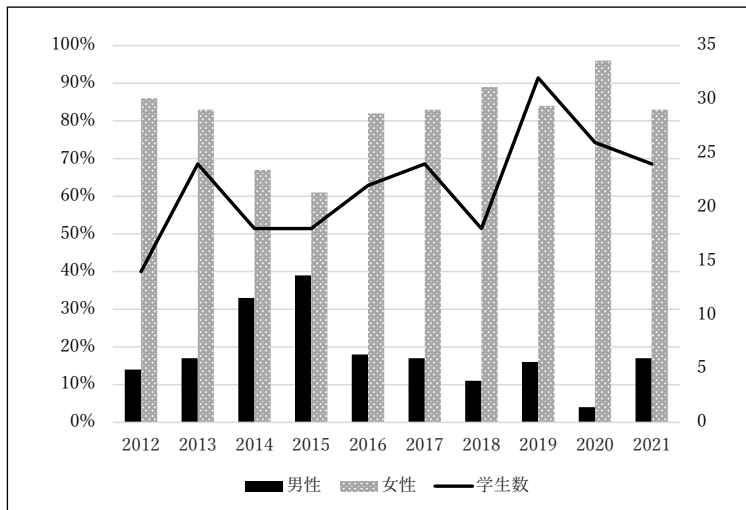


図1. 10年間の対象学生数と男女の比率

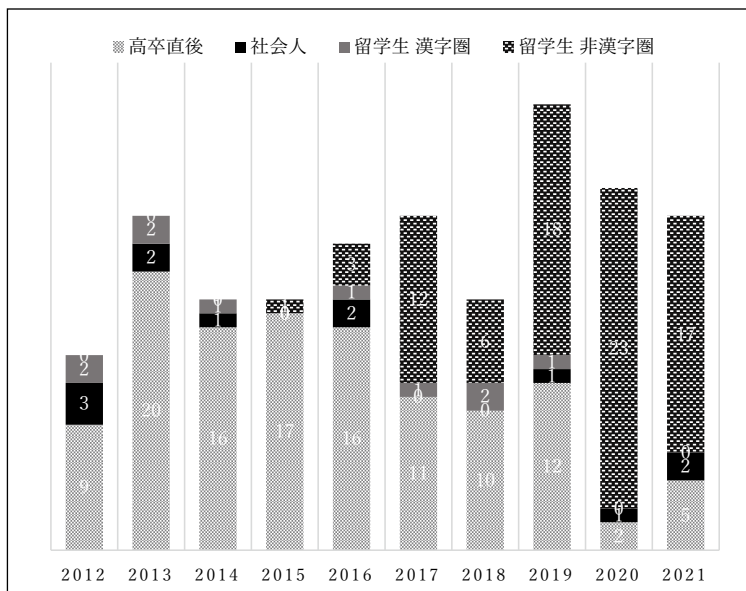


図2. 対象学生：日本人（高卒直後又は社会人）と留学生

(3) 「価値交流学习」の内容

中川 (2021 : p.30-31) にも述べたが、介護者としての自分自身の理解を目的に「自分の大切にしている価値について」グループで意見を述べあい、対話を通して他人の意見を批評せず十分に耳を傾け最終的に合意形成を図る体験を行っている。7つの価値「権力」「健康」「学歴」「愛情」「名誉」「金銭」「誠実」を提示し、最初に各個人が「自分が大切にしている価値」を優先するものから順に1~7の数字を「自分の順位」に記入する。次に、グループの他のメンバーの優先順位を聞き、「他者の順位」に書き写す。その後、自分と他者の優先順位の差(ズレ)を、それぞれの項目ごとに記入する。マイナス(-)はつけず、大きい数字から小さい数字を引く(図3参照)。そこまでの作業を終えたら、グループでの対話を行う。対話を通してグループとしての優先順位を決める。しっかり聴く、話す。合意できたものだけを「合意順位」に記入する。学生に対し注意事項として、話し合いの過程(対話を行うこと)が大切なので、多数決で答えを簡単に決めるのではなく、それぞれの考

か ち こうりゆうがくしゅう

価値交流学习

コミュニケーション技術 2021.6.25 No.2

学籍番号 () 名前 ()

2. 調べた7つの項目を自分にとって一番大切なものから順に1~7の数字を「自分の順位」に記入する。
3. グループのほかの人の優先順位を聞き、「他者の順位」に書き写す。
4. 自分と他者の優先順位の差(ズレ)を、それぞれの項目ごとに記入する。マイナス(-)はつけず、大きい数字から小さい数字を引く。
5. グループメンバーで話し合い、グループとしての優先順位を決める。しっかり聴く、話す。合意できたものだけを「合意順位」に記入する。

※話し合いの過程が大切なので、多数決で答えを簡単に決めるのではなく、それぞれの考えや意見をしっかりと聴く。まとまらなければ、その考えや意見から発見したこと、わかったことを記す。

		権 力	健 康	学 歴	愛 情	名 誉	金 銭	誠 実	差合計
他	自分の順位								
	名前1								
	自分との差								
	名前2								
	自分との差								
名前3									

図3. 価値交流学习の学生への配布資料の一部

えや意見をしっかりと聴く・伝えること、また、「自分の順位」は今の時点での思いなので対話しながら気持ちに変化してもかまわないこと、気軽な気持ちで取り組むこと、まとまらなくても、その考えや意見から発見したこと、わかったことを記すことが大切であることなどを伝える。

4. 実際の「価値交流学习」から見えてきた学びの過程

年度によって多少の差はあるが毎年学生に人気の授業であると筆者は感じている。それは北田（表3）の対話力構造化表による「対話への意識」のなかの「傍観者の態度で、対話に対する意識が希薄である」と見られる態度・行動を示している学生がほとんどない状況であることが根拠である。中には「自信のなさから意見を言えなかったりする」学生や「少数意見を切り捨てたり、深く考えずに結論を急いだりする」学生も存在するが、「主体的・受容的な雰囲気の中で対話できる。様々な意見を出し合って論議を広げようとする」場面に授業内で出会っている。筆者がファシリテーター役として意見が出にくい状況の時は、例を挙げてみたり逆の考え方を示して揺らぎを起こさせたり、話の流れを整理して理解が促進されるような声をかけたりしながら対話が深まるように支援する場合もある。図1からもわかるように14～32名の少人数のクラスであるため人間関係ができあがってしまう前に行う方が日本人の場合グループワークが成立しやすいと推測し、2019年度までは全15回中第2・3回あたりに90分～130分位かけて行っていた。また、小グループでの対話は異質性の高いグループの方が高い学習効果が得られるといわれていることからメンバーづくりにも工夫してきた。性別・年齢・出身国・課外活動歴などに配慮し、グループによい刺激となるような独創性や創造性のある議論が展開できるよう意図してきた。18歳の女子で積極的に意見を交わすことを好まない学生が集まってしまうと合意形成がすぐできてしまい、価値についての揺らぎが起これば議論が深まらないケースもある。また、ある学生は「金銭」が一番という価値観の持論を主張し続け、他者の考えに興味を持ち議論を広げることができず思考停止しているケースや、自分の意見は言うものの他者の意見と自分の意見の共通点や相違点に気づけていない学生など個々には対話力の差が現れていることも窺えた。

図2のように2019年度以降留学生が増加すると授業進行が難しくなった。7つの価値の意味調べを事前学習課題とし、グループメンバーがすべてネパール出身者の場合はネパール語で議論しても良いことにした。また、コロナ禍で対面授業ができなかったこともあり、2020年度は第11・12回に計画を変更し180分かけて行った。2021年度は第10・11回に設定し、6人×4グループに編成し各グループに日本人を配置することができ、やや充実した対話授業が実践できた。

対話内容を再現してみる。例えば、図4のあるグループ（2018年度）の対話では、「好きだよという気持ちは持てるといいな。愛情は欲しいな」という言葉に対し「好きな人に好きと言っても、誠実さがないと愛情が認められない」という意見が出て「愛だけある人

価値交流学習

グループでの合意順位を話し合うなかで出された意見を挙げる

グループ名 (△△△△)
 グループメンバー名前 (1. ◎さん 2. △△△△ 3. ☆☆)
 (4. ○○○○ 5. ●●りん 6. ▲▲)

【グループでの合意順位】
 1(健康)→2(誠実)→3(名誉)→4(金銭)→5(権力)→6(学歴)→7(愛情)

【話し合うなかで出された考え・意見をまとめる】

◎さん → 愛だけあって誠実か心配 (偏) じゃない

○○○○ → 誠実の中に愛情ある！
ハグしてもお腹は空くでしょ？

3位… お金 or 名誉
それだけでも 権力かと

権力 前半

3番 権
健康、愛情、金銭、誠実 2番

1番 → 人生に必要！

①

② → 誠実がないと人に信じてもらえない。生活に支障が出る。

③④⑤、好きな人を守りたい、助けたいと思っても 名誉権力が
ないと人を動かせないから

↑
好きとかは
ないが

欲しい、あるといふ
好きだよ！

愛だけある人
※ 誠実と至
信用できない

世界

↑

◎◎

図 4. 学生たちの対話から出された意見のまとめ例

では信用できない」「愛があってもハグしてもそれだけで満足できない。お腹はすくでしょ！」
 「誠実の中に愛情がある」「誠実がないと人に信じてもらえない。すると、生活に支障が出る」と続く。その後、「好きな人を守りたい、助けたいと思ってもお金がないと守れない」という意見に、「では、金銭を3位にしますか」という投げかけがあり「3位は金銭か名誉かなあ」「いや、名誉だけでは、それだけでは人は動かせない。やっぱり権力がないと…」となり「では、権力は前半かな？」「名誉がある人は、信頼されるよね」等々、対話が深まっていき次々と意見が交わされた。このグループの構成は日本人3名（M県北部2名、M県南部1名）、中国出身1名、ネパール出身2名の合計6名の女子であった。最終的に1位「健康」2位「誠実」3位「名誉」4位「金銭」5位「権力」6位「学歴」7位「愛情」という合意順位を導き出した。その過程についてわかりやすくクラス全員に発表することもできた。このグループは、北田（表2）の対話のステージ「共創型」の「全員が当事者

意識をもって対話できる。お互いの考えの違いを生かして、新しい考えを生みだそうとしている。」という高いレベルの対話が実現できている。

クラス全体の発表を終えた後、学生に振り返りシートの記入をさせている。学生の提出されたシートの内容の一部を表6に挙げる。また、この授業に関する2021年度のある学生のコメントを以下に紹介する。

授業で一番印象に残っているのは、価値交流学习です。グループ内で私は意見の取りまとめをしていましたが、最初の1位、2位がなかなか決まらず「授業時間内に終わらないのでは…」と思うほどでした。その中で私は3つの事を心がけました。

1つ目は少数意見を切り捨てないことです。たしかに多数決にすれば順位づけは早いかもしれませんが、他の人の意見や考えを知る事は自分の視野を広げるチャンスだと考えました。2つ目は、ネパール人留学生にも分かりやすい説明をする事です。ネパールの人にも様々な考え方を知ってもらおうと同時に日本語のあいまいな表現からも思いや考えを感じ取ってもらえれば良いと考えました。3つ目は、全員で質問をして本当の思いや考えを引き出す事です。何度か質問を繰り返すことにより、深い所まで相手を知ることができると考えました。この授業でコミュニケーション技術の重要性が学べた事がとても良かったです。

表6. 「価値交流学习」振り返りシートの内容（一部抜粋）

この話し合いや発表で、気づいたこと、わかったことは何ですか
<ul style="list-style-type: none"> ・人それぞれ意見が違うから相手の意見も尊重していきたい。考え方が似ている班もあれば全く違う班もあり楽しかった。みんな積極的に話し合いに参加して話すことができた。どれだけ反対の意見でもやさしく聞いてくれたからよかった。 ・グループによって順位が違って国（文化）によって考え方が違うことに気づいた。みんな同じ意見ではないことを知れて面白かった。 ・自分の考えを言って他人の考えを聞いて納得することもたくさんあったので、他の人の意見をしっかりと聞くことは大切だと思った。 ・人の意見を聴くことによって、言葉（価値）の印象が変わり、それぞれの言葉（価値）に繋がりがあることがわかった。 ・人によってこだわりや重要なことは違うが、分かりやすい説明や話し合いで思いが伝わるのがわかった。
この話し合いや発表で、気づいたことを今後の生活にどう生かしますか
<ul style="list-style-type: none"> ・人の価値観に自分の価値観を押しつけて相手の価値観を否定したりせず、きちんと尊重していこうと改めて思った。 ・最初からものを決めつけないことが大切だ。だから周りも気にしつつ自分も意見を言えるようにしていきたい。 ・あまり話をしたことのない人と話ができ意外と価値観が似ていて話をしてみてその人の印象が良い意味で変わった。 ・一つのテーマで意見交換することは、人の話を聴く力につながり、相手のことを理解する力になると学んだ。 ・自分の考えだけが良いのではなく、他の人の考えもとても良いとわかった。 ・自分の意見が正しく伝わっているか確認することが大事。 ・人はみんな考え方が違うということを覚え、その人に合った介護とか関わり方をしていかなければならないと思った。みんなで話せることを増やしていきたい。

5. 成果と今後の課題

介護のエキスパートとして求められる力量を習得する道のりは長い。今、介護福祉士養成校は多様な学生がともに学び、対立や意見の食い違い、文化の違いを乗り越えながら多様性を受け入れ共生していく環境の中に置かれている。この環境はまさに対話力を育む場であり、コミュニケーションを通して他者への思いやり、他者を理解することの難しさを体験できる場である。今後、介護現場で明確な表現ができない方々の感情を読み取り、その人と共同して一つひとつの介護を創り上げていく介護福祉士になるためには、まず、自分自身の価値観や人間観に気づくこと、そして、自己の感情をコントロールしながらアサーティブ（相手の気持ちや意見に気を配りながらも、自分の意見をはっきり言う。相手にさわやかな印象を与え、いい関係が維持できる）な表現ができる技術を身につけることが必要である。そのために筆者の「価値交流学习」は学生たちにコミュニケーション技術獲得の意義や必要性を気づかせる良い機会となっており、「4. 学びの過程」に述べたことから一定の成果が出ていると考える。筆者は「失敗しても許してもらえ、受け入れてもらえる雰囲気づくり」「自分だけの成長では足りない、みんなと一緒に成長していく場」をモットーに授業展開を行っている。

今後は、学生の対話力をより深化させるために、北田（表3）の対話力構造化表をアレンジしたものを学生が自己評価できるよう活用して、学生の対話力の成長を可視化できるように努めたい。

引用・参考文献

1. 川廷宗之編（2019）「介護教育方法の理論と実践」弘文堂、pp.20-24
2. 多田孝志（2017）「グローバル時代の対話型授業の研究 実践のための12要件」東信堂、p.63
3. 多田孝志（2018）「対話型授業の理論と実践 深い思考を生起させる12の要件」教育出版、pp.5-6
4. 多田孝志（2009）「共に創る対話力 グローバル時代の対話指導の考え方と方法」教育出版
5. 北田奈緒子・西村公孝（2021）「対話的な学びをめざす授業実践とその考察」鳴門教育大学授業実践研究－授業改善をめざして－第20号、pp.123-130
6. 中川千代（2021）「留学生に対する情報伝達の現状と課題～報告・連絡・相談のあり方～」高田短期大学介護・福祉研究第7号
7. 諏訪茂樹編、大谷佳子著（2007）「利用者とうまくかわるコミュニケーションの基本」中央法規出版、p.50

研究論文

母子生活支援施設を例に考える社会福祉実習指導における 「生活問題の把握」の重要性

武 藤 敦 士

はじめに

筆者はかつて、母子生活支援施設で社会福祉士養成教育にかかる現場実習指導を担当していた。また、社会福祉士養成校において、ソーシャルワーク実習指導を担当した。そのいずれの場面においても学生の多くは「社会福祉」をソーシャルワークの技術・方法と同義に捉え、実習の準備をしていた。そのため、ソーシャルワークのプロセスについては、インテーク、アセスメント、インターベンション、プランニング、モニタリング、ターミネーション等、内容の理解に差はあるものの、その順序においてはおおよそ記憶していた。しかし、いざ実践となったときにそれをいつどのように繰り返せばよいのか、思い悩む場面を繰り返してみてきた。

その原因としていくつかの可能性が考えられるが、実習指導を通してみえてきた課題として、「社会福祉とは何か」、「その対象となる生活問題とは何か」、「その生活問題は歴史的・社会的にどのような文脈をもって生み出されてきたのか」という社会福祉の本質的理解が養成校教育のなかで深められていない現状と、それに必要な歴史認識の不十分さが感じられた。その結果、実習では支援対象が抱える生活問題を十分に理解することができず、行き詰まりを感じている姿をよく目にした。

そこで、本研究では学生がなぜ「生活問題とは何か」ということを理解したうえで実習に参加していないのか、「生活問題とは何か」を理解するために時間を要するのか、その原因を社会福祉士養成校教育における課題を指摘した先行研究から探る。さらに、ソーシャルワーク教育が今日の社会福祉実習に求めている役割とその内容について整理し、社会福祉実習に関する問題点を明らかにする。そのうえで、母子生活支援施設に求められる実習指導のあり方を通して、ジェネリックなソーシャルワーカーを養成するための実習指導の課題とその解決方法について考えていきたい。

I. 社会福祉士養成校教育の動向と課題

1. 生活問題の把握に関する課題

社会福祉が対象とする生活問題について木村敦（2013：19）は、「資本主義社会における社会問題のうち、基本的問題は労働問題であり、生活問題は労働問題から関係的に派生する問題」であると解説している。この生活問題に対する理解が社会福祉士養成校教育のなかでなぜ深められていないのか、先行研究における指摘をみていきたい。

社会福祉士養成においては、社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、2009年度からカリキュラムが改訂（以下、新カリキュラム）されたことに伴い、科目名から一斉に「社会」の文字が抜かれ、単なる「福祉」という表現になった。大友信勝（2013：42）はこれを言葉だけの問題ではないと批判し、「生活問題から『社会』の視点が弱くなり、個人責任原理につながりやすい懲罰・制裁つきの Welfare to Work（福祉から就労へ）が新たな道として政策化の焦点になっている」と指摘している。

木村敦（2011：84）は孝橋正一の社会科学的な理論に依拠しつつ、現在の社会福祉政策が、「最低生活保障という本来の任務から離れ、『就労支援』施策をその中心にすることによって、労働政策・失業対策へとその役割を大きくシフトさせてきている」ことから、「社会政策の後退」を指摘している。その結果、社会福祉に担わされる役割が増大したことが、「社会福祉の現場での実践を閉塞状態に追い込んでいるのではないか」と指摘する。

木村（2011：85）の、「社会福祉の対象を資本制的生産体制が生み出す問題から切断する、つまり、労働問題から関係的に生成する生活問題であるにとらえない対象規定と、社会福祉実践の閉塞状態は無縁ではなからう」という指摘は、現在の社会福祉における対象規定が、「社会福祉の対象は『生活上のニーズ』や『社会関係の不調和・欠損』であるとする全く社会科学的ではない対象規定や、きわめて現象論的に『生活問題』を規定するなどといった、いわば機能論的对象規定が主流である」という問題の指摘からつながる。これは、永岡正己（2013：52）の、「社会福祉の体系を本質にさかのぼって規定することよりも、現実の働きを体系的に説明するところに力点が置かれ、現象的で便宜的な性格は免れない面が見られる」という指摘とも共通する。

今日、社会福祉が対象とする「生活問題」が、社会福祉政策とそれに伴うカリキュラムの改正によって社会福祉士養成校教育のなかで非常に見え難くなっている。その結果、「社会福祉とは何か」を理解することが難しくなっていることがわかる。

2. 歴史認識に関する課題

「社会福祉の認識には、なぜ今日のような形態が生まれてきたのかという生成過程のより深い理解が求められ、そのことによって政策、実践、技術の位置や役割と、個々の実践者の主体的位置が明確になる」（永岡、2013：49）にも関わらず、社会福祉士養成校教育における歴史教育は、新カリキュラムのなかで体系的、展望的に学ぶ機会を質・量ともに失っているのではないかというのが先行研究における批判である。その結果、「政策から実践まで含んでどのような社会的な仕組みとして形成されてきたかという内在的理解」とともに、社会福祉の母体となった学問領域および、隣接する学問領域との関連、分化といった、「本質や機能の違いおよび専門性の違い」に関する外在的理解が不十分なため、「大学で学び終えても社会福祉とは何か、その全体像を発展的につかめずに終わるような状態がみられる」（永岡、2013：49）と指摘されている。この指摘は、社会福祉士養成校教育の課題を端的に

あらわしているといえよう。

母子生活支援施設においても、その前史である母子寮時代からの歴史をしっかりと認識すれば、母子寮が戦後の死別母子世帯の増加とともに発展し、高度経済成長のなかでいかに翻弄されてきたかがわかるだろう¹。母子世帯の母親が戦後日本の資本主義の発達の中で、どのような労働力として企業に活用されてきたのかを学ぶことは、社会福祉を学ぶうえで必要な歴史認識を得るための重要な契機となる。第二次臨時行政調査会発足以降、労働者派遣法の成立を経て、女性労働者が市場経済のなかでどのように位置づけられてきたのかを理解すれば、母子世帯に対するワークファースト偏重のワークフェア政策が母子世帯の母親をどのように追い詰めてきたのか理解できるだろう。これらは当事者である母子の権利を擁護するために、現場専門職が持ち合わせておかなければならない重要な知識である。

市場経済のなかで女性労働者がどのように扱われてきたのかを知ることは、雇用労働者の3人に1人が非正規雇用労働者であるといわれる今日の現状について理解し²、そこにおける社会福祉の意義・役割を理解することにつながる。学生の事前学習における歴史認識は、社会福祉の現場で起きている様々な事象を客観的に理解するために不可欠なものである。しかし、永岡が指摘するように、社会福祉士養成校教育の今日の課題が歴史認識に求められるのであれば、十分な歴史認識を持たないままに実習を開始する学生がいることも必然である。

II. ソーシャルワーク教育における社会福祉実習の位置・役割

1. ソーシャルワークを重視した教育への転換と実習指導への期待

社会福祉教育は1987年の「社会福祉士及び介護福祉士法」制定をひとつの契機として、ソーシャルワークを重視した教育へと転換してきた。

当時の福祉系大学における社会福祉教育は、「総じて、社会福祉とは何かという基本的命題をめぐる諸社会科学に依拠した探究努力、規制の諸制度に対する批判検討努力、若干の専門家養成努力などの寄せ集め」であり、「専門職養成としてのソーシャルワーク教育でなかったことだけは確かである」と評されている。「ソーシャルワークという直接的には個人と家族を援助する専門的知識・技能の修得過程」であるソーシャルワーク教育は、「ごくわずかな大学で志向、実施されている（中略）、むしろ例外的存在」であった（津崎哲雄、1989：4-6）。津崎によるとソーシャルワーク教育は、「基本的には徒弟奉公的な実務修得経験に基づく」教育であり、その内容について「専門的知識・技能の伝達は、現場実習におけるスーパーヴィジョンを中心として、教科学習がその準備、補足、強化を行い、実践と理論の関連づけが行われる」と考えている。現場実習がソーシャルワーク教育の中核に位置づけられていることがわかる。

米本秀仁（1997：65-70）は、例えば「政策論」か「方法論」か、といった「いくつかの

相対立する流れが、一見すると、周知の『社会福祉士及び介護福祉士法』の成立、およびそれに先行する形での日本社会事業学校連盟によるカリキュラム改革（連盟加盟基準の改定と連動する）によって収斂されたかのようである」とする。しかし、その後の実習教育の展開のなかで、新たに惹起してきたいくつかの課題を指摘している。

そのひとつに、「教科としての実習教育」を必ずしも受けてきていない実習指導者層の存在と、「教科としての実習」の位置づけを明確にできず、かつ「現場経験」を有していない教員が実習教育に携わっている問題をあげている。この指摘はその後、新カリキュラムの実施に伴い2012年4月から現場職員を対象に完全施行された「社会福祉士実習指導者講習会」や、教員を対象とした「社会福祉士実習・演習担当教員講習会」の実施に結実している。

米本はもうひとつ、「教育現場における理論的（知識先行的）教育と福祉現場における『徒弟的指導』が整合するかどうか」という問題を指摘している。米本は「現場の一般的傾向とその現場に関する知識を合成したもの」（いわゆる価値・知識・技術）を「地図」に見立て、その「地図」と「現地」（実践現場）があるべき姿（理想）と事実（現実）の二重構造になっていると指摘している。そのうえで、「教員からの指導や学生の個人的・共同的作業」として生みだされた「地図」の誤りや歪みを訂正するのが、「現地の指導者の主要な任務である」と指摘する³。米本の指摘では「地図」の「誤りや歪み」の訂正が実習指導者の主要な役割として期待されている。しかし、今日の実習指導からみえてくるのは、「地図」に記載されている情報の、ソーシャルワークへの極端な偏りと社会科学的な分析視点の欠損である。そのため、実際の実習指導では、「訂正」だけでなく欠損している情報を「補足」することも必然的に求められる。

2. ジェネリックなソーシャルワーク実習への取り組み

新カリキュラムと同時に、実習指導者や実習・演習担当教員に社会福祉士の資格と現場経験が求められるようになった⁴。社会福祉士養成校でも、「新カリキュラムでは、実習教育に重要な学内での実習指導に目が向けられたが、その内容については模索しているのが現実」（松井奈美他、2011）であると考えられている。松井らの研究は、「どこで実習をしてもソーシャルワーカーとしての学びができる」という、「ジェネリック・ソーシャルワーク実習」のあり方について、社会福祉士養成校における「領域（分野）混合の指導」から考察している。この取り組みは学生を児童や高齢者といった分野別に分けずに実習指導を行うため、学生からも、「ソーシャルワークの根本的に大切な事柄を分野を超えて考える機会になった」という反響を得ている。

実習生は社会福祉士の資格取得後に、実習先と同じ施設や分野で働くわけではない。そのため、社会福祉実習では実習生が資格取得後、さまざまなフィールドでその専門性を発揮できるように、ジェネリックな視点をもった指導が必要である。その意味で、松井らの

研究と取り組みには重要な視点が含まれている。

しかし、松井らの研究では関係科目との関係性を、「本来は社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ・Ⅱ（中略）の積み重ね、援助技術演習Ⅱと実習指導Ⅲ（事前学習、筆者注）の連動が適切であれば実習指導Ⅲで必要な知識・技術は修得できているはずである」と、関係科目をソーシャルワークの範囲内でのみ考えている。これは松井らが、社会福祉実習教育をソーシャルワーク教育の範囲内でとらえている結果であると考えられる。ソーシャルワークを社会福祉総体における技術・方法にかかる理論と実践としてとらえた場合、松井らが実習指導に必要としている範囲は、社会福祉に関する科目のごく一部にすぎない。

松井らの研究は、「新カリキュラムの導入により社会福祉士養成はあらたな段階に突入し、実践力の醸成をめざす実習教育に力点がおかれることになった」ことによる取り組みである。しかし、「利用者のニーズと社会福祉システムが転換した現在の社会状況には、社会福祉六法体制の実習教育では対応できない」という前提では、今日の社会福祉が対象とする生活問題を新たな問題としてとらえてしまう危険性をはらんでいる。確かに、現在の社会状況下において、生活問題がかつと違った現れ方をすることもある。しかし、その根底にある問題の本質を理解することができるならば、生活問題が一貫して資本主義社会における諸矛盾から生みだされていることがわかるであろう。

ジェネリックなソーシャルワーカーを育成するためには、新たな問題に対応する新たなソーシャルワークではなく、問題の本質を理解したうえで展開されるソーシャルワークと、その実践に必要な社会科学的な理解を深めるための取り組みが必要である。

3. 母子生活支援施設における実習指導への取り組み

母子生活支援施設における実習指導に関する研究報告はほとんどない。そのなかで、母子生活支援施設「仙台つばさ荘」が関係した実習指導に関する研究から、どのような視点をもって実習指導をとらえているかを明らかにしていきたい⁵⁾。

白川充他（2005）『社会福祉士養成のための実習教育におけるミニマム・スタンダードに関する研究 MM 共同研究会 報告書（事例編）』（MMとは、Minimum standard Modelの略である⁶⁾）では、実習生、実習指導教員、実習指導担当者の三者の視点から実習の振り返りが行われている。実習生は実習前の取り組みから実習終了までを振り返り、主に自己覚知に関する内容を述べている。実習指導教員は実習前の取り組みから実習終了までをミニマム・スタンダード・モデルの視点から振り返り、実施した実習指導の評価を行っている。実習指導担当者は、実施した実習指導の振り返りを行っている。その後、実習終了後の事後学習の効果も含めた、一連の実習教育を振り返る研究の成果が、白川充・菅田賢治（2006）『社会福祉士養成のための実習教育におけるミニマム・スタンダードに関する研究 MM 共同研究会 報告書（第Ⅱ部）』として報告されている。

これらは、今日の社会福祉実習に求められている実習前教育と、実習中の職場実習→職

種実習→ソーシャルワーク実習、そして実習終了後の事後学習という段階的な学びを実現するための取り組みである。今日のソーシャルワーク教育における実習指導の方法に極めて忠実に依拠するものであり、実習指導の方法に沿った実習指導教育のなかで、いかに有効なソーシャルワーク実習を実現できるかを目的とした研究である。取り組みの一例として、現場サイドからも、「1日の業務のなかに職場実習・職種実習・ソーシャルワーク実習の場が混在している」母子生活支援施設の実態からは、「日本社会福祉士会が提示した1週目は職場実習、2週目が職種実習、3・4週目がソーシャルワーク実習としてのプログラム案に沿った形で実習プログラムを組み立てようと試みたが、どのように勘案しても当施設の実習プログラムとして成り立たない」ことが、この研究の背景にあったことが報告されている。そのうえで、実習指導教員と協働で、施設の実態に沿った実習プログラムを開発している（菅田、2006：13）。

新カリキュラムの施行前からこのような取り組みを実施している施設は、他の分野も含め全国的にみても先駆的といえるだろう。今もなお“児童の遊び相手”が実習期間の大半を占める施設も存在しているなかで、「仙台つばさ荘」の取り組みから得る示唆は大きい。

しかし、MM共同研究会の取り組みはあくまでもソーシャルワーク教育におけるソーシャルワーク実習をいかに効率的に、効果のあるものにしていくかという取り組みである。そこで述べられている実習の課題は、狭い意味でのソーシャルワーク実習の範囲内に留められている。

Ⅲ. 母子生活支援施設における「生活問題の把握」を意識した実習指導のあり方

1. 実習指導における3つの視点

大友（2013：17）は、社会福祉とは「格差・貧困問題を現代社会における生活問題として認識し、社会的困難に直面している人びとの暮らしと自立を支え、人びとがその人らしく生きていくうえで必要な生活問題の改善・解決をはかる社会的方策」と規定している。社会福祉が対象とする生活問題が、雇用・労働政策の不備・不足によって発生する労働問題に起因する労働者とその家族の生活問題であるにとらえるならば、母子生活支援施設が支援の対象としている母子世帯は、稼動年齢層であるという意味においてその把握に最も適した支援対象のひとつである。

母子世帯の母親はワーキングプアの典型であり、今日の雇用・労働問題に起因する生活問題が顕著にあらわれている世帯類型である。母子生活支援施設では、①なぜ入所せざるを得なかったのか、②なぜ退所できないのか、③退所後もなぜ問題を抱えているのか、以上の3つの視点において世帯の生活問題を母親の労働問題との関係から分析・考察することが可能であり、当事者家族の抱える生活問題をアセスメントし支援のあり方を考えることができる。

1) なぜ入所せざるを得なかったのか（入所要因＝地域生活を継続できなくなった理由）

母子生活支援施設への入所要因として近年増加しているのが、「夫などの暴力」によるDVケースである⁷。これは入所時の福祉事務所からの記録を見れば容易に把握できる。実習生もケース記録や母子への直接の聞き取りによって、この点については把握できることが多い。むしろ問題は、DVという入所理由に隠された世帯の抱える本質的な問題の把握である。母親の成育歴、出身世帯の階層、学歴、職歴、習得した資格・技術、児童の学力、生活習慣、障害の有無など、世帯の状況を客観的に把握する情報を記録の中から拾い上げ、アセスメントする能力を実習生に伝えていくことが重要となる。

2) なぜ退所できないのか（生活問題＝地域生活に移行できない理由）

世帯の生活問題を最も把握しやすいのが、「なぜ退所できないのか」という視点である。ケース記録からある程度の情報を把握できる場合もあるが、ケース記録の内容は各施設によって様々であろうから、必ずしもすべての施設においてケース記録のみから把握できるとは限らない。場合によっては施設の実施するアセスメントに誤りのある場合も考えられるため、実習生が同意を得て直接当事者である母子にヒアリングすることが有効であろう。実習生が行ったアセスメント結果が、施設の実施したアセスメント結果と異なる場合、その原因を職員と実習生で話し合うことは、実習生だけでなく職員の意識や能力の向上にも寄与するものとなる。

3) 退所後もなぜ問題を抱えているのか（退所後も継続する生活問題と新たに発生する生活問題の性格）

この段階における生活問題は、施設退所後に世帯が抱える生活問題であり、施設が実施するアフターケアの対象となる支援課題である。母子生活支援施設に入所している間に解決・改善できなかった生活問題に加え、生活の場を地域に移行したことによって新たに発生する生活問題も対象となる。この段階で必要な支援として、施設が実施するアフターケアに加え、地域支援や地域協働といった取り組みが求められる。児童福祉分野の実習ではあるが、この段階では地域福祉分野の知識や技術も必要となる。世帯の抱える生活問題を地域の問題として捉え、その解決・改善に向けた地域住民の運動をどのように組織化していくかという視点と、そこにおける母子生活支援施設の役割を考えることは、ジェネリックな視点を養ううえで非常に有効である。

2. 対象の社会的な認識の必要性について—母子世帯の実態把握

1) 母子世帯の所得状況

母子世帯の抱える生活問題の社会的な性格を理解するためには、母子世帯の母親が抱える労働問題を正しく理解する必要がある。

「2019年国民生活基礎調査」では2018年の母子世帯の平均所得金額（総所得）は306.0万円で、児童のいる世帯の平均所得金額（745.9万円）の4割程度である。所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いた可処分所得（いわゆる手取り収入に相当）の分布をみると、図1のように母子世帯の大半は子育て世帯の中でも低位に集中していることがわかる。

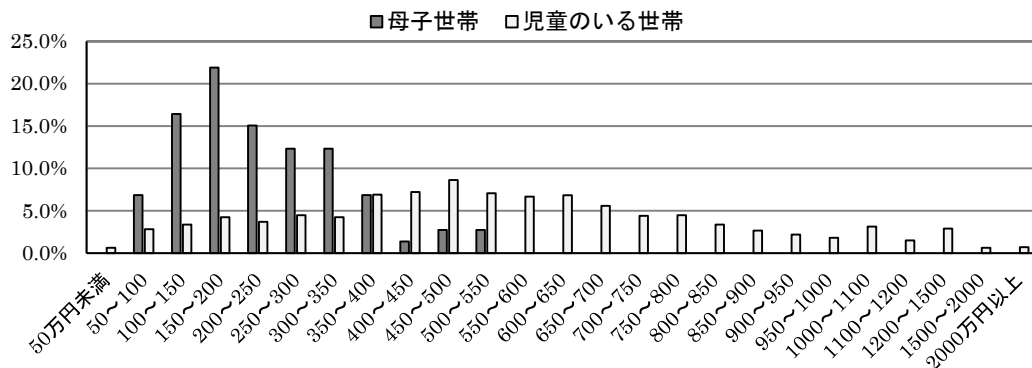


図1. 子育て世帯の可処分所得の分布

出典：「2019年国民生活基礎調査」表67より、不詳を除いて筆者作成。

2) 母子生活支援施設入所世帯の経済状況

母子生活支援施設では世帯の貧困問題がさらに顕著にでている。『令和2年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』による主たる退所理由をみると、「経済的自立度が高まった」ことによる退所が17.0%、これに「日常生活・身辺、精神的自立が高まった」ことによる退所の14.5%を加えても、いわゆる「自立」を理由に退所した世帯は3割程度にとどまっている。母子生活支援施設に入所しても経済的自立が非常に困難な状況であることを裏づけるように、入所世帯の78%が児童扶養手当を受給しているほか、受給していない理由に関する自由記述の内容をみても、経済的自立を裏づける記述は見当たらない。

入所世帯の母親の64.5%が就労しているが、その雇用形態をみると84.0%が非正規雇用である。年次別推移をみても、10年以上その割合はほとんど変化していない。一方で、入所世帯の生活保護受給率は増加傾向にあり、54.8%と半数を超えている。さらに、退所母子世帯の70.7%が親族との同居や復縁・再婚などを行わない「単独の母子世帯」として地域に出ており、退所後も母子世帯として生活している。

以上のことから、母子生活支援施設に入所している世帯の多くが、本来的な意味での「自立」に至ることなく、低賃金で不安定な就労状況にあるにもかかわらず、施設退所を余儀なくされている。このことは、母子生活支援施設入所中に実施するソーシャルワークだけでは、世帯の抱える生活問題の本質としての貧困問題の解決・改善が困難であることを示している。これは、社会福祉の枠内だけでは世帯の抱える生活問題の根本的な解決・改善

が困難であることのひとつの示唆であり、雇用・労働問題対策を含めた広い意味での社会政策において抜本的な改善が図られないことには、社会福祉の課題の解決には至らないということを意味している。社会的な視点の欠落した状態では、このような問題の本質を見抜くことができない。

3. 対象の歴史的な認識の必要性について—社会科学的な対象理解

母子世帯が抱える生活問題の根底には、雇用・労働問題に対する社会政策の不備・不足に起因する世帯の貧困問題が存在している。歴史的にみても母子世帯の生活問題には常に母親の抱える雇用・労働問題が大きく作用していた。

日本では離婚件数の増加と母親が親権をもつ離婚が同時に増加傾向を示した1960年代中盤が、今日の母子世帯に多くみられる生別母子世帯増加の起点となっている。その背景には、高度経済成長にともなう核家族化などによる家族観の変化や、女性の雇用機会の増加にともなう社会進出によって、以前に比べて女性が経済的に自立できる可能性が高まったことがあった。ところが、高度経済成長の中で日本的雇用慣行が労働者の身分を長期に保障するシステムとして整備されてきたにもかかわらず、母子世帯の母親を含む女性労働者の多くは、長期雇用の枠外で不熟練労働者としての地位に置かれ、低い賃金水準で使い勝手のよい労働力として扱われてきた。

1970年代に入ると、女性の進学率の上昇とともに就労を継続する女性労働者が増加した。その反面、オイルショックを契機としてこれまでの高度経済成長が低成長へと転換したことにより、企業は経営の合理化へと傾いていった。その結果、男性正規雇用労働者の地位を守るため、結婚や出産等により一旦労働市場から退場していた女性たちが、人件費削減を目的とした合理化経営のなかで雇用の調整弁として活用され、非正規雇用労働者という安上がりな労働力として再び労働市場に参入するようになった⁸。

女性の雇用・労働問題の原因に、労働市場と賃金決定の関係における「婦人の労働力化の資本制的特質」(竹中恵美子、2012:104-105)がある。竹中は、労働力の再生産の機能が、資本の再生産の外部過程でおこなわれる資本主義制度のもとでは、「婦人が独立的生産労働にしたがうことを阻み、婦人労働を若年の一時的労働と中高年層の内職的形態におしとどめている」ことから、「婦人労働の産業予備軍的性格と婦人の低賃金とは、不可分に結びついて」おり、「高度成長の中の飛躍的な婦人労働の増大も、婦人の労働力化のこの特殊性の資本家的利用と密接に結びついている点を看過してはならない」と述べている。

1985年になると、労働基準法(1947年)だけでは解決できなかった労働市場で発生する男女の賃金格差や差別に対して、男女雇用機会均等法が制定された。しかし、反面で同年に労働者派遣法が制定されたことにより、女性労働者は引き続き安上がりな労働力として利用されていくこととなる⁹。

その後の新自由主義経済政策のなかで行なわれた労働規制の大幅な緩和は、労働者派遣

法を資本誘導的に拡大し、女性労働者の待遇を男性労働者の一部も巻き込みながら政策的に押し下げてきた。その結果、戦後から今日まで女性労働者の賃金等職場待遇は一貫して企業から抑圧されるかたちで推移しており、抜本的改善をみるに至っていない。この歴史認識なくして、母子世帯の抱えるワーキングプア問題の本質は理解できない。さらに、「日本の婦人の極端な低賃金は、日本の賃金水準の低さを規定するものであり、日本の低賃金構造を支えているもの」（竹中、2012：78）であることから、「婦人の低賃金を克服する課題は、ひとり婦人労働者のみならず、全労働者の階級的課題」（竹中、2012：140）としてとらえることができる。母子生活支援施設の実習を通して女性労働者の抱える雇用・労働問題の歴史的な認識を深めることは、すべての労働者階級の雇用・労働問題の理解につながる。国民の生活問題を理解するためには欠かせない視点である。

IV. まとめ

1. 今日の実習指導に求められている養成校教育に対する補完・代替性

生活問題と労働問題の関係は、母子世帯だけでなく社会福祉が対象とするすべての労働者階級の抱える生活問題に共通のものである。実習前の養成校教育と実習生自身の事前学習において、社会科学的な実態の理解と歴史認識を修得しておかなければならないのは、どの分野の実習にも共通していえることであろう。

社会福祉実習の目的はあくまでもジェネリックな専門職の養成であり、児童福祉施設の職員養成でもなければ、母子生活支援施設職員の養成でもない。実習を通して、「生活問題の把握」を意識づけていくことは、社会福祉士の養成にかかる現場実習指導を行っているすべての施設・機関に共通する課題であるといえる。

各施設・機関における支援の対象は異なるため、それに応じた「生活問題の把握」を意識した実習指導に関する工夫は必要であるが、どの分野においても社会福祉が対象とする生活問題の本質は共通している。この事実を実態と実践をもって実習生に伝えることが実習生を受け入れている施設・機関の重要な役割である。

先行研究が指摘する現在の養成校教育が抱えている課題は、実習生の学習到達度にまで影響を及ぼしている。社会福祉士の資格制度の開始とともに、社会福祉教育は現場における実践力の強化を意識したソーシャルワーク教育へと転換されてきた。新カリキュラムの施行後は、それをさらにシステマチックにしていく研究と実践が展開されている。それは反面で、「社会福祉とは何か」という本質的な教育を社会福祉教育の縁辺に追いやってきた過程であるともいえる。

養成校教育にこのような事実があるならば、「生活問題の把握」に必要な社会科学的な視点をもつための教育は、必然的に各実習先に委ねられる。この役割は、今日の実習指導に本来求められていない役割・機能であり、実習指導にかかる先行研究においても指摘されたことはない。しかし、実習生自身が支援対象の抱える生活問題の本質に気づき、理解を

深めていくために不可欠な知識・視点であるため、そのための仕組みづくりを各施設・機関が考え実施していかなければ、有効なソーシャルワーク実習は実現しないであろう。結果的に、養成校教育の不備・不足を、実習先の各機関・組織が補完的・代替的に担う必要性に迫られている。

2. 実習先の施設・機関が抱える課題

養成校における社会福祉教育が資格制度の成立とともにソーシャルワーク教育へと転換し、実践力の強化を重視した実習教育が求められている今日において、社会福祉教育の本質的問題を指摘する本研究は、時代に逆行するもの、もしくはソーシャルワーク教育を批判するものとして受け止められるかもしれない。

ソーシャルワークの理論・方法を養成校で学び、実習を通して実践と結びつけることで体得し、実習後の事後学習で課題を整理し不足部分を補強する取り組みについては、筆者も必要であると考えている。むしろ、本研究の指摘する課題は、そのような一連の実習教育をより強化するためのものである。新カリキュラムに沿った実習指導を実現するために、本研究が指摘する課題の解決は重要な意義をもつ。そのうえで、実習生を受け入れる施設・機関が抱える課題を指摘しておきたい。

新カリキュラムの施行にともない、社会福祉士養成のための実習指導者には、社会福祉士の資格取得後3年以上の経験年数が求められるようになった。さらに、事前に規定の実習指導者講習を受けておくことも求められている。ソーシャルワーク実習はソーシャルワークの理論・方法にもとづいた実践経験のある実習指導者が指導に当たってこそ効果があるという考え方が明確となった。資格の取得、一定の現場経験、事前の講習受講という客観的な条件を付けることで、指導者としての質の担保は可能になった。しかし、あくまでもこれはソーシャルワーク教育の範疇における客観的な判断材料である。

新カリキュラムにおいても、以前からのソーシャルワーク教育においても、実習指導者に「生活問題の把握」のために必要な養成校教育の不備・不足を補完的・代替的に指導していく役割や能力は求められていない。その結果、養成校教育の不備・不足を実習指導者が補完・代替するには自ずと限界が生じる。特に、資格制度成立以降に教育を受けた有資格者たちは、「社会福祉とは何か」という教育が相対的に不十分なため、この問題に対応することが難しいと考えられる¹⁰。

そこで考えられる方法は二つある。ひとつは実習生・養成校サイドの取り組みである。養成校で現在行われていない、もしくは選択科目となっている関連科目について必修化する方向で設置検討することである。これは、各養成校が独自で取り組むことになるので、「社会福祉とは何か」という本質的なテーマに対し、どのような問題意識をもっているかによって対応は変わるであろう。

もうひとつは実習指導者サイドの取り組みである。米本（1997：66）や松井（2011：154）

も指摘する卒後教育の必要性である。米本や松井は、ソーシャルワーク教育の範囲内でこの必要性を述べているが、「社会福祉とは何か」という社会科学的な学びも組み入れることで、「生活問題の把握」のために必要な知識や問題意識を得ることができるだろう。この取り組みは、例えば福祉系の大学院などで夜間や週末に開講されている社会人向けのリカレント教育のなかで実現可能であると考えられる。また、認定社会福祉士制度を肯定的にとらえるならば、ソーシャルワークに特化した現在の講習制度に「生活問題の把握」のために必要な知識や問題意識を得るための講義を組み込むことで、社会福祉士会などが主催する講習でも実現可能であろう。

おわりに

実習を通して社会福祉が対象とする生活問題がどのようなものを理解することができれば、実践現場において個別ケースごとの生活問題をアセスメントし、その解決・改善に向けた当事者家族の取り組みを側面的に支援していくソーシャルワークの展開が可能となる。生活問題の本質を理解できるようになれば、アセスメントの視点と方法は自ずと明確となり、支援の方向性も確かなものとなる。支援者が生活問題とは何かを理解することで、当事者に対して、その人が抱えている生活問題の本質が何かを伝えていくことも可能になる。当事者自身が抱えている生活問題の本質に気づくことがソーシャルワークの前提となる。当事者自身が生活問題を正確に把握できれば、その解決・改善に向けた取り組みは、支援者の目指すべき方向性と一致していく。

支援者による生活問題の正確な理解は、社会問題の正確な理解につながる。社会問題である生活問題を正確に理解できていれば、今日どこでも推し進められているワークフェア政策に無批判に迎合して、低賃金で不安定な就労形態の仕事であるにも関わらず、やみくもに働きに行かせるような処遇も改善されるはずである。

社会福祉が対象とする生活問題について、支援者が正確に理解することで支援者による当事者観の改善も期待できる。社会福祉の対象が当事者（とその家族）の抱える生活問題であると理解していれば、支援の対象は「問題者（児）」ではなく「生活問題を抱えた人（世帯）」であるという当事者観に復帰することができる。この当事者観の位相の違いは、展開されるソーシャルワークの内容に大きく影響する。当事者を「問題者（児）」としてとらえている間は、当事者自身の改善に力点が置かれ生活問題の解決・改善に支援が及ばないであろう。

社会福祉が対象とする生活問題を正確に把握しその社会的な性格を理解することにより、解決・改善の方法としてのソーシャルワークによる支援の方向性は、自ずと当事者と支援者の共通の理解と認識のもとに展開されていくはずである。その実現のためにも、社会福祉実習において、実習生に「生活問題の把握」の重要性を実践を通して伝えることが大切なのである。

註

- 1 母子寮の歴史的な展開と経過については、林千代（1992）、武藤敦士（2020）を参照のこと。
- 2 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」（<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/index.html>、2021.12.8）では雇用者に占める正規の職員・従業員以外の雇用形態の労働者が36.0%となっており、雇用労働者の3人に1人が非正規雇用労働者であることがわかる。
- 3 その他、米本は「卒後継続教育」の問題も指摘している。
- 4 実習指導者は3年以上、実習・演習担当教員も要件のひとつに5年以上の社会福祉士資格取得後の相談援助経験が求められている。
- 5 仙台つばさ荘における実習指導に関する取り組みは、「社会福祉施設における社会福祉士実習指導のあり方について」（平成16年度）、「社会福祉施設における社会福祉士実習指導の標準化に向けた検証」（平成17年度）というテーマでそれぞれ「植山つる児童福祉研究奨励基金」の助成を受け、『MM共同研究会 報告書』（事例編、第Ⅰ部、第Ⅱ部の三部構成）として報告されている。
- 6 ミニマム・スタンダード・モデル共同研究会の目的は、実習に関わる三者（実習指導者・実習科目担当教員・実習生）によるミニマム・スタンダードに関する検討と、実習教育のモデルケースづくりであると述べられている。
- 7 『令和2年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』によると、2019（令和元）年度の新規入所世帯の入所理由のうち「夫などの暴力」が58.1%となっており、DVケースが半数を超えている。
- 8 女性雇用労働者の年齢別構成割合をみると、女性の進学率の上昇を裏付けるように、1955年に比べ1975年では、15～24歳では低下しているのに対し、それ以降の年齢層では増加している。特に、40～54歳で伸び率が著しくなっており（13.4%→28.5%）、子育てを終えた女性が再び労働市場に参入したことがわかる。また、女性の短時間就業雇用者数（平均週就業時間が35時間未満の雇用者）をみると、1965年に比べ1975年では、割合にして1.8倍（9.4%→17.1%）、数にすると2.4倍（82万人→198万人）に増加しており、安上がりで使い勝手のよい労働力として活用されていたことがわかる（厚生省編、1976：46）。
- 9 労働者派遣法制定の「立役者」である高梨昌が「均等法の最大の争点の一つは、女子労働者の職業生活と家庭生活との関連のつけ方にあった」（高梨、2009：3）というしており、男女雇用機会均等法と労働者派遣法には密接な関係があった。
- 10 反面で、ベテラン職員などが最新のソーシャルワーク教育に触れる機会も必要であると筆者は考えている。

【参考・引用文献】

- 大友信勝（2013）第1章 社会福祉原論研究の意義と課題. 大友信勝・永岡正己（編）社会福祉原論の課題と展望. 高菅出版, 17-44.
- 木村敦（2011）社会政策と「社会保障・社会福祉」－対象課題と制度体系－. 学文社.
- 木村敦（2013）2000年以降における社会福祉の社会政策に対する代替性の拡大に関する考察. 大阪産業大学経済論集, 14（3）, 19-38.
- 厚生省（1976）厚生白書（昭和51年版）. 大蔵省印刷局.
- 厚生労働省（2020）2019年国民生活基礎調査.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2021）令和2年度全国母子生活支援施設実態調査報告書.
- 白川充・菅田賢治・芳賀恭司（2005）社会福祉士養成のための実習教育におけるミニマム・スタンダードに関する研究 MM 共同研究会 報告書（事例編）. MM 共同研究会.
- 白川充・菅田賢治（2006）社会福祉士養成のための実習教育におけるミニマム・スタンダードに関する研究 MM 共同研究会 報告書（第Ⅱ部）. MM 共同研究会.
- 高梨昌（2009）労働者派遣法の原点へ帰れ. 大原社会問題研究所雑誌, 604, 1-8.
- 竹中恵美子（2012）竹中恵美子著作集Ⅳ 女性の賃金問題とジェンダー. 明石書店.
- 津崎哲雄（1989）ソーシャルワークの実習教育をめぐる基本問題. ソーシャルワーク研究, 15（1）, 4-6.
- 永岡正己（2013）第2章 社会福祉原論と歴史認識の意義. 大友信勝・永岡正己（編）社会福祉原論の課題と展望. 高菅出版, 45-76.
- 林千代（1992）母子寮の戦後史－もう一つの女たちの暮らし. ドメス出版.
- 武藤敦士（2020）母子生活支援施設の現状と課題. みらい.
- 松井奈美・高橋流里子・黒川京子（2011）社会福祉実習教育における実習指導の現状と課題. 日本社会事業大学研究紀要, 57, 137-156.
- 米本秀仁（1997）社会福祉専門教育の課題－教育現場と福祉現場の連携－. 社会福祉研究, 69, 65-70.

研究ノート

匿名を求めさせる社会

—知る権利と、知られない権利の間での、障害者の権利—

山本啓介

1. はじめに

神奈川県相模原市の、神奈川県立知的障害者福祉施設「津久井やまゆり園」で、その事件は起こった。2016/07/27 未明のことである。元施設職員の植松聖が施設に侵入。所持していた刃物で入所者19人を刺殺、入所者・職員計26人に重軽傷を負わせた。

戦後最悪と言われた、大量殺人事件は、被害者匿名で報道された。この時点で、「犠牲者は名前を失ったことで、2度殺された。」という表現も使われた。

その後の裁判も、匿名で行われた。

殺人等の罪で逮捕・起訴された植松は、2020年3月に横浜地方裁判所における裁判員裁判で死刑判決を言い渡され、自ら控訴を取り下げたことで死刑が確定した。

この様な、重大事件で、被害者が匿名の儘となったのは、一体どうしてなのだろうか。

2. 名前とは

人間は、様々なものに、名前を付けてきた。名前を付けることは、当に人間の特徴であり、人間の証明でもある。「もの」や「こと」の全てに名前を付けるのは、人間だけであって、このことが、人間を万物の霊長たらしめていると言えよう。

名前に関わる幾つかのエピソードを紹介する。

(1) 分類のために

戦前まで、「博物」という教科があった。自然界に存在するものを、収集・分類するもので、現在の理科の系統である。

収集・分類には、それらに名前を付けることが必要である。名前が無ければ、それらについて、語ることは出来ない。よって、名前を付けることは、荣誉であり、様々なものに、競って名前を付ける。

(2) 「有名」なもの

犬でも、像になる様な、立派なものが居る。名前の有る・・・有名な・・・犬だ。

極寒の南極の冬を生き抜いたタロ、ジロは、名古屋港ガーデン埠頭に、銅像となって居る。渋谷駅のハチ公は、あまりに有名である。盲導犬サーブは、3ヶ所に銅像が有る。他にも、銅像となっている犬は多い。何れも、実在した犬達である。

ネコやネズミでも、有名なものは多いが、銅像は余り見かけない。鉄道の駅長をしている猫は実在するが、殆どは、虚構の中の存在である。

(3) 識別符号として

名古屋港水族館のイルカは、営業開始からかなりの間、アルファベット 1 文字で呼ばれていた。同じく、ベルーガは、数字 1 文字（番号）で呼ばれていた。味気ない話だが、イルカショーというのは、イルカ的能力を研究するためのもので、曲芸ショーでは無いということだ。今では、ニックネームも貰って居る。

人間にも、識別の為の番号が割り振られた所がある。映画『異端の鳥』では、ホロコーストの無名の少年が苦難の旅をする。やっと出会った父の前腕に、番号が付けられているのを見て、父が迎えに来てくれなかった訳を知る。強制収容所で付けられた番号だ。一切に人間性を認めず、ただ管理の為だけの番号である。スポーツ選手の背番号とは、全く意味が違う。背番号は、名前と共に呼ばれる。

(4) 様々な命名権

「ウンウントリウム」と呼ばれている、物質が有った。直訳すれば、113 ウム。すなわち、113 番目の元素だ。周期表には、113 番の場所がある。そして、日本の理研が、この元素の発見（合成）に成功し、命名権を得た。当時、「リケニウム」と命名されるだろうと言われていたが、「ニホニウム」となった。直前に、理研では、あれこれあった。

星にも、名前が付いている。惑星の名前は、8つ全てを言える人が多かろう。恒星も、明るいものには、全て固有名が付いている。ベガ、アルタイル、シリウス、アンタレス、サドル、等。暗い星になると、先ず星座に分類され、その星座の中の何番目の星という様に名付けされる。文字通り、星の数程有る訳だ。彗星や、小惑星については、その発見者の名前が付けられたり、或いは、発見者に命名権が与えられる。「池谷・関彗星」というのは、有名な彗星で、池谷薫 と 関勉 が同時に発見したものである。小惑星探査機はやぶさで一躍有名になった「イトカワ」は、日本人が発見し命名権を得、日本のロケット研究の草分けの糸川博士の名前を付けたものだ。

(5) 物語の中の名前

多くの物語の中に、名前が大きな役割を担うものが有る。

『西遊記』に登場する、金角・銀角の用いる、紫金紅葫蘆（しきんこうごころ）、琥珀浄瓶（こはくじょうへい）は、名前を呼んで返事した相手を、その中に吸い込んでしまう。

映画『千と千尋の神隠し』で、本名を奪われた千とハクは、元の世界へ戻れなくなってしまう。

『鏡の国のアリス』では、名無しの森に入ったアリスは、全ての名前が思い出せない。小

鹿が、怖気ずに寄って来る。森を出ると、「人間」という名前を思い出した小鹿は、怖がって逃げ去る。

その他、名前が重要な意味合いを持つ物語は、多い。

(6) アイデンティティーとして

人々は、互いに名で呼び、名で呼ばれる。「名は体を表す」とも。

書類には、名前を記す。テストの答案に記名する。無ければ、点数が付かない。資格や、免許等、全て名前の無いものは無い。戸籍に名前が無ければ、国民であることすら認められない。

(7) 伏せられる名前

ハンセン病療養所では、入所すると直ぐに、本名を伏せて「園名」を使う人が殆どだった。業の病とか、天刑病とか言われ、差別が家族に及ぶことを避けようとした。1995年までは、法律に依って差別され、その後も差別は残っている。

(8) 名前の持つ力

平安時代から、江戸時代頃に掛けては、元服によって、幼名から元服名に替わった。元服名は、諱（いみな）とも言われる。それ以前から、諱、即ち本名は、その人の霊的な人格と強く結びついているとの考えから、むやみに諱を使うことは敬遠され、通称が用いられることが多かった。

現在でも、姓名判断等が行われている。幾つかの流儀が有る様だ。後の項に触れる政治家等の芸名も、姓名判断に依るものが有るとのことだ。

霊的なものや、姓名判断等とは全く別に、名前を付ける時に、様々な思いや願い等が込められるのは、極一般的なことだろう。

様々な商品でも、名前の付け方で、売れ行きが違ってくるといことも有るそうだ。

(9) 法の上では

私達は、出生から14日以内に、戸籍法第49条及び第52条に依る出生届が出される。これが、公的な書類に最初に載る名前である。以後、戸籍法と住民基本台帳法に依り、管理されることになる。

(10) 親の命名権

1993/08/11、「悪魔」と命名された出生届が、市役所に出された。一旦は受理されたものの、後日、不適切との判断で、文字は抹消され、家庭裁判所での審判に及んだ。その後、別の名前で届け出がなされ、受理された。親の命名権を、あからさまに制限することは難しく、人名用漢字で制限しようとしたが、こちらも難しい様だ。

(11) 別名等

戸籍に登録されている本名以外に、名前を持つことが出来る。法名、戒名等や、洗礼名等は、宗教に関わっての名前である。あだ名、ニックネーム等は、人との付き合いの中で生まれる。ペンネーム、芸名等は、何かの活動に関して付ける。

政治家の活動にも、これらの名前がそのまま使われることもある。選挙で使うことも出来る。タレントが事務所を移籍する時には、契約上その芸名が使えなくなることも有ると言う。政治活動よりも厳しい様だ。

(12) 刻まれる名前

古い街を歩けば、忠魂碑に出会うことが有る。太平洋戦争以前の戦死者に向けられたものだ。戦後は、慰霊碑となって、戦死者ばかりでは無い。忠魂碑と、慰霊碑では、意味が違うが、何れも多くの名前が刻まれている。記念碑も、多くは人の名前を刻むものだ。

最近になって、一般庶民も、石の墓を持つ様になった。その墓石には、名が刻まれる。何れも、生きた証として、後世に名を遺すためである。

(13) 騙られる名前

名前には、個人の権利、尊厳等も付いて回るものである。依って、他人の名前を騙ることは、詐欺等の罪になることもある。最近では、非常に大掛かりな署名の捏造等も行われている。恐ろしいことだ。

ここでは、名前に関するエピソードを思い付く儘に羅列したが、兎に角名前に関する話題は、枚挙に暇がない。それだけ、名前への関心は、様々な分野で高いのである。

一般名にせよ、固有名にせよ、様々な側面を持つ。名前は、そのものと不可分で、その様子を表し、内面を示す。人間にとって、名前は、その存在そのものである。全てのものに名前がある。まだ名前が無いのは、人間にとって、未知のものであり、その存在を知られて居ないものである。すなわち、名前を無くせば、存在すら無くするのである。

「名を成す」、「名を揚げる」、「名を冠する」、「名を馳せる」、「名を遺す」、「名を響かせる」、「名を立てる」等と言った言葉を見ても、名前の持つ意味の一旦が知れる。

現在の日本で、人間に付けられた固有名は、氏名と言われる。以後、匿名について述べる時の名前は、氏名のことである。

3. 匿名が求められる時・・・報道に於ける匿名とは

報道機関は、実名を原則とするも、各社、日本新聞協会の「新聞倫理綱領」(2000/06/21制定)等に従い、夫々基準を持って居る。それに従って、匿名報道とすることも有る。綱領には、「人権の尊重」として、「新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重

んじプライバシーに配慮する。」と記されている。

警察発表は、「個人情報の保護に関する法律」(2003)を基本に、「犯罪被害者等基本法」(2005)に基づく「犯罪被害者等基本計画」に従って、実名、匿名の判断がされる。現在は、2021/04/01～2026/03/31を計画期間とする「第4次犯罪被害者等基本計画」が、最新版である。

犯罪被害者等基本法第3条には、その基本理念が謳われている。

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

基本計画とは、犯罪の被害者等が平穏な生活を営むことが出来る為に、様々な支援や保護が受けられる様具体的な項目を定めたものである。警察が報道機関に発表する場合の被害者等の名前について、「警察は、犯罪被害者の匿名発表を望む意見とマスコミの実名発表の要望を踏まえ、プライバシーや公益性などを総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく」としている。

この時点で、実名か匿名かの判断は、警察に委ねられたことになる。報道各社は、反発している。警察の都合のみによる判断は、様々な危険を孕んでいる訳で、懸念される所である。ここには、民主主義の根幹である、国民の知る権利が蔑ろにされる危険がある。実際に、警察が被害者の個人情報を守る為として、虚偽の情報を出したことも有る。

警察発表が実名の場合、報道機関が匿名の判断をする場合も有る。

以下に、匿名報道がされたり、匿名・実名が分かれたりした事例、関連事例等を挙げる。

(1) 歌舞伎町ビル火災

2001/09/01、歌舞伎町の雑居ビルで火災。犠牲者44人。現場の店舗を、「飲食店」と報じた報道と、「キャバクラ」と報じた報道が有る。実名、匿名も分かれた。

(2) 相模原障害者施設殺傷事件

警察発表そのものが、匿名だった。死亡者19人、負傷者26人という、戦後最多の犠牲者を出した前代未聞の事件(当時)として、非常に異例のことだ。年齢、性別のみ報道された。神奈川県警は、「施設にはさまざまな障害を抱えた方が入所しており、被害者の家族

が公表しないで欲しいとの思いを持っている」と理由を述べている。

被害者家族が匿名を望む理由としては、「日本では、すべての命はその存在だけで価値があるという考え方が当たり前ではなく、優生思想が根強いいため」、とのことだ。

しかし、或る家族は、本人の生きた証として名前を公表している。

報道機関は、名前を知ろうと、あれこれ動いたが、結局は匿名報道に。

(3) 座間事件

2017/10/30、座間市のアパートで、若い女性8人・男性1人の計9人の遺体が発見された。アパートの住人が逮捕され、9人に対する強盗・強制性交等罪、強盗殺人罪、死体損壊・遺棄罪で起訴された。遺族は、匿名を要望したが、多くの報道は実名だった。

(4) 大宮風俗ビル火災

2017/12/17、風俗店での火災で、犠牲者5人。報道は、実名と匿名に分かれた。

(5) 京都アニメーション放火殺人事件

2019/07/19 朝、京都アニメーション（京アニ）第1スタジオで、放火事件。死亡者36人、負傷者33人と、戦後最多の犠牲者を更新する事件になった。

京アニは即刻府警に、「実名が報じられると、プライバシーが侵害され、遺族が被害を受ける可能性が有る」として、実名報道を控える要請を行った。

京都府警は、08/02 10人の実名を公表。08/27 残る25人の実名を公表。「プライバシーに配慮しつつ公表による公益性を総合的に勘案し、実名公表を判断してきた。殺人事件では、殆どのケースで公表してきた」と、理由を述べている。

発表が遅くなり、2度に分かれたのは、遺体の損傷が激しく、身元の特定が困難だったことが、主な理由の様だ。

遺族は、21人が実名公表拒否、14人が承諾の意向。

承諾の主な理由は、お世話になった人やファンらに報告する必要があるというもの。拒否の主な理由は、マスコミの取材で暮らしが脅かされる、親戚や近所の人ら周囲に亡くなったことを知られたくない。

警察による名前公表後、殆どの新聞は、実名報道となった。一部では、匿名のまま。遺族の思いを尊重するというものも有った。

実名報道では、犠牲者のプロフィールや、仕事の内容、業績等が、かなりのスペースを割いて掲載された。

事件後、初めて公開された京アニの映画では、エンドロールで、犠牲者全ての名前が流れた。普段なら名前が上がりなかったレベルの人も全て含めてのものだった。

(6) 新型コロナウイルス感染者について

COVID-19の感染による死亡者名（感染者名も含めて）は、日本では、一部を除き報道されなかった。感染の状況…何時、何処で、どの様に等…は、報道されたが、名前は伏せられることが殆どだった。報道されなくとも、各地で様々な差別が成された。

この状況は、ハンセン病患者のそれと酷似している。1995年まで、法律に依って差別され、その後も適切な対応が成されて来なかったことが、この状況を生む一因となっているだろう。

又、感染までもが、自己責任であるかの様な扱いを受けていた。これも、不寛容な社会の影響であろう。

一方で、イタリアの主要紙「コリエレ・デラ・セラ」では、連日、亡くなった人々を追悼する特集面が掲載された。著名人だけではなく、一般市民も実名で幅広く取り上げられた。イギリスのガーディアン紙も、亡くなった人々を紹介した。感染者を差別しない国民意識が背景にある様だ。

匿名報道になる理由は、国民性にも大きく影響を受けるということだ。

(7) 和歌山毒物カレー事件…メディアスクラムについて

1998/07/25 和歌山市内で、地区の夏祭りに出されたカレーライスに、毒物が混入され、67人が中毒、4人が死亡した。

メディアの取材合戦が、長期間に渡って行われ、地域の人々にまで、多大な迷惑と、苦痛を掛ける状況になった。住民よりも多い報道陣が押し寄せ、遊びに出た子どもまで、取材陣に取り囲まれることも有った。常時10機以上のヘリコプターが、上空を旋回していたとのことだ。

和歌山地方裁判所の一審判決の中でも、「報道取材に問題があった」と異例の言及が成された。

(8) 京アニ事件、その後

遺族の一部は、スタジオの跡地に、慰霊碑の建立を求めている。

地元町内会は、不特定多数の人が訪れる公園や慰霊碑などを造らない様求めている。

事件から2年目に当たる日に、関係者約70名の出席の下、跡地で追悼式が行われた。近隣に迷惑の掛からない様に、ファン向けには、動画が配信された。

最近では、これら事件の他にも、自然災害等での行方不明者の名前公表も、控えられる時がある。と言うのも、DV被害等を逃れ、出来るだけ名前を伏せて生活している人がいる。学校でも、そういった対応を依頼されることが増えてきている。安否確認の為には、名前の公表が1番早い方法だが、そうとばかりも行かないのだ。

相模原事件に於いても、京アニ事件に於いても、被害者側が匿名を求めたのは同じである。しかし、警察の判断は違って居た。相模原事件は、匿名のまま。京アニ事件では、発表は遅くなったが、犠牲者全員の名前が公表された。報道も、殆どが実名を用いた。

何れの事件でも、被害者の家族が、メディアスクラムを恐れていたのは、当然のことだろう。又、京アニ事件の現場である、第1スタジオ跡地では、周辺住民は、実名、匿名に関係無く、現場がファンにとって聖地化され、多数の人が訪れることで、平穏な生活が乱されることを恐れている。これも、メディアスクラムの被害と似たところが有る。

では、相模原事件と、京アニ事件とでは、何処がどう違うのだろうか。障害の有無だ。

4. 匿名が求められる時・・・裁判に於ける匿名とは

日本国憲法は、第82条において、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と謳って居る。（「対審」とは、刑事訴訟法での「公判」の意）

公開が原則の裁判であるが、被害者（原告）が、匿名のままの裁判も有る。

即ち、同条第二項では、「裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。」とも謳って居る。

下位の法律で、この部分に当たるのは、刑事訴訟法第290条の2である。被害者特定事項・・・氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項・・・を明らかにしない決定が出来る場合を要約すると次の様になる。

- 1号：強制わいせつや強姦罪などの性犯罪事件
- 2号：児童福祉法や児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰等に関する法律に抵触する一定の罪の事件
- 3号：犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認められる事件
- 3号の②：犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件

これらの条件のどれかを満たす場合、裁判は匿名で行うことが出来る。

これまでの、被害者匿名の裁判を挙げてみる。

(1) 先述1号、2号に当たる事件

被害者保護の観点から、匿名とされることが多い様である。特に、2次被害が心配されるところである。

中には、被害者の特定に繋がらない為に、被告人も匿名で扱われたことも有る。

(2) ハンセン病患者・家族訴訟

ハンセン病患者は、1996年まで、らい予防法によって、隔離施設に収容されていた。1500人以上が、不妊手術をされ、墮胎手術は7000件を上回る。古くは、明治初期の無癩県運動から、非常に露骨な差別を受けて来た。当時のグローバル化は、日本に、各県に、癩病の人が居ることを西洋人に見せるなど求めた訳だ。そもそも、死ぬまで隔離し、子どもをもうけさせないということは、絶滅政策である。

治療薬も開発され、1960年頃には、隔離の必要は全く無くなっていたにも関わらず、その後も隔離政策が続いた。らい予防法廃止後、元患者による集団訴訟（「ハンセン病患者訴訟」）で、2001年には隔離政策は違憲とされ、国は元患者に謝罪し、補償を続けている。

それでも、元患者の名誉や生活は、完全に回復された訳ではなく、現在も施設に生活している人が居る。

ハンセン病家族訴訟は、元患者の家族が起こした訴訟で、原告は最終的に561人となって居る。その多くが、今尚残る差別や偏見を恐れ、匿名での参加である。2019/06/29、熊本地裁は、原告勝訴を判決した。その後、議員立法で、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立。同年11/22に公布・施行された。

(3) 相模原障害者施設殺傷事件

公判は、匿名で行われた。漢字1文字・・・甲（犠牲者）、乙（負傷した入所者）、丙（施設職員）と、アルファベットの組み合わせで呼ばれた。犠牲者1名と、負傷者1名は、実名を使った。犠牲者の美穂さんの家族は、美穂さんが生きた証として、実名を使った。

傍聴した遺族や被害者らの姿が他の傍聴者や被告から見えない様、傍聴席の3分の1程度が間仕切りで隠された。

起訴の内容は、建造物侵入罪、殺人罪、殺人未遂罪、逮捕致傷罪、逮捕罪、銃刀法違反罪である。しかし、これらの罪については、明らかで、争点とはならなかった。

事実関係は、丹念に確認されたし、被害者の様子等についても、匿名ではあったものの、家族等から詳しく説明された。

死刑判決が下ったが、判決文の殆どは、被告の責任能力の有無についてであり、事件の原因の究明は無かった。弁護士は控訴したが、被告人が取り下げ、死刑が確定した。

何故、この様な事件が起きたのか、真相は明かされない儘に、法的には事件は終了してしまった。

被害者特定事項の保護は、概ね性犯罪を念頭に置いたものである。このことは、先に触れた通りだが、性犯罪の被害者と、ハンセン病患者や家族、障害者やその家族の置かれている状況は、同じものなのだろうか。裁判に於いて、保護される（伏せられる）べき具体的な事項は同じかも知れないが、その背後にある状況は、全く異なるものである。

5. 障害者差別の例

筆者は、39年間の教員生活の多くを、障害児学級担任として過ごしてきた。他の期間も、障害児と何等かの関わりを持ってきた。そんな中での、幾つかの体験を紹介する。

或る放課後、担任している6年生の女子2人が、運動場から職員室に駆け込んで来た。「ああ、怖かった」と、その場に坐り込んだ。事情を聴くと、「〇〇ちゃんと帰っていたら、中学生達が来て、〇〇ちゃんに、『お前アホやろ』と言うので、『そんなこと言うたらあかんやろ』と怒って言ったら、そのまま逃げていった。」中学生を相手に、その時は食って掛かったものの、後から怖くなって、走ってきたのだ。〇〇ちゃんは、障害のある1年生で、この女の子達は、良く様子を見てくれていた。40年程も前のことである。

翌年筆者は、障害児学級で、〇〇ちゃんの担任をしていた。夏休みのことだ。1人の見ず知らずの老人が、訪ねて来た。先生に大事なことを知っておいて欲しいということで、彼が語ったことは、担任していた子どもの家についてだ。「あの家は、昔、御先祖様が…」と語り出し、権力者で、良からぬことをしていたと言うことだった。農村地帯で、所謂氏素性について、実しやかに語られることもある地域ではあった。それにしても、何故に子どもの障害が、そういったことと繋げて語られねばならないのか。ハンセン病についても、業病とか、天刑病とか言われ、差別を受けていたが、それと全く同じ構図だ。ハンセン病についての、間違った政策も、影響を与えているのだろうと思う。

当時、その子どもの障害であった、自閉症については、まだまだ「テレビに子守をさせているからだ」、「親の育て方が悪いからだ」、「親の愛情不足だ」…等と語られることも多かった。それが、世間の一般的な理解だった。自閉症のみならず、障害一般についても、似たり寄ったりの状況だった。無知が生み出す差別である。

養護学校の義務制が実施されたのが、1979年。先の例の時期と、重なって来る。それ以前は、就学義務の猶予・免除として、障害の重い子どもは、学校へ行かなくても良かった。事実は、学校へ来るなど言われていたのと同じだ。保護者の義務も、子どもの権利も、踏みにじられていたのだ。それが漸く、学校へ行きたいと強く願えば、学校に行けることになったのだ。しかし、養護学校の整備は遅れ、親元を離れ、寄宿舎に入らなければならなかったりした。障害の重い子どもは、訪問教育と言って、週に2回、4時間程度、教員が児童の家を訪れて教育すると言う形になっていた。より手厚い教育が必要なはずの重度の障害児に対して、週に4時間とは、どうしたことか。本来の訪問教育とは、子どもの身体的状況等から、通学が悪い影響を与える場合に行われるものなのだ。それを、安上がりの

為に利用されていたのだ。

「あの子たちは、学校に行けないのよ」、「行ったって、仕方無いものね」という風潮も有った。

2・3年後、重度の肢体不自由の学級を見学する機会が有った。通常学校の敷地内にあるが、養護学校の分校の扱いだったと記憶する。忘れられないのは、給食の時間、子ども達は車椅子に坐り、両手足は拘束されていた。説明によれば、この方が余分な緊張がなくて、本人が楽なのだとのことだった。今では考えられないことだが、それが当時の理解だった。教員がもう少し配置されていれば、そこまでしなくても済んだだろうと、今では思う。

義務制実施から遅れること約20年、1997年に、北勢地域にも、肢体不自由養護学校が設立され、先に触れた地域にも、スクールバスが通うことになった。

最初の事例から、15年程経過した頃である。当時担任して居た子どもの母親と話していた時のこと。昔は、御先祖様が等という人も居たと言うと、「御先祖様は無いけれど、今でも似たり寄ったり」とのことだった。団地の中でのことだ。全国各地からやって来た人達の地域で、御先祖様も有るまい。何処で聞きつけたか、新興宗教の様なものの勧誘があったり、妙な薬を売りに来たり、それに類する様なことが色々有るとのことだった。

今から10年程前には、やはり団地の中でのことだが、筆者が担任している子どもの従弟の母から、「自分の子どもの従兄に障害が有るので、自分の子どもも馬鹿にされる」と、筆者が食って掛かれたこともあった。その子どもにも、若干の知的な遅れが見られる様子だった。そのことが気になって、余計に周りの言うことに敏感になって居る様でもあった。この子ども達は、家も近くで、筆者が担任する子どもを毎朝迎えに行って居たところ、その母とも話すきっかけがあり、子どものことで、相談を受ける様になった。母としても、その子どもの実態が、気にはなっていたのだ。障害の軽い子どもにとって、その保護者が何処かに相談するというのは、なかなか敷居の高いものだ。近くに、従兄が居て、その様子を見ていたから、尚のことだったのだろう。翌年、その保護者の希望もあり、特別支援学級へ転籍した。この保護者は、自らの中に在る障害者への偏見を1つ乗り越えた様だ。

6. まとめに代えて

自分の名前を知ってくれている人が1人も居ない世界で、自分の存在を、或いは、自分が自分であることを、確信することが出来るであろうか。

相模原事件では、当時、匿名報道であることが、大きな話題になった。それだけ、実名報道が望まれていたということだろう。

先述したが、「犠牲者は名前を失ったことで、2度殺された。」と表現されたこともあった。その通りだとは思うが、表現としては危ない部分も有る。警察が匿名にした理由を、「施設にはさまざまな障害を抱えた方が入所しており、被害者の家族が公表しないで欲しいとの思いを持っている」と言って居る。しかも、神奈川県警が、初めに遺族に対して意向

を問い合わせたとのことだ。短絡的に考えると、匿名を望んだのは家族であり、2度目に殺したのは、家族である、となりかねない。この警察の発表は、警察が何を基に、どう判断したのかを曖昧にし、責任を回避しようとしている様にもとれる。これが、犯罪被害者等基本法第3条の言う、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」を、具現化していると言えるのだろうか。

この子の生きた証にと、名前を公表した家族が居る。匿名を望んだ家族も、好き好んでそうした訳では無かろう。そうせざるを得なかった。そうさせたものと、この事件の犯人をして、こういう行動に走らせたものは、実は殆ど同じものでは無いか。即ち、障害者の「個人の尊厳」は、この社会に於いて、元々矮小化されているのである。

古くから、社会に深く染み込んでいる様な差別である。ハンセン病についての、無癩県運動と同様のことが、障害者に対しても行われている。「不幸な子どもの生まれない運動」は、1966年から、兵庫県で進められた政策だ。その後、多くの都道府県に拡がっていく。ここで言う不幸な子どもとは、障害を持った子どものことである。すなわち、生まれる前から、「障害＝不幸」とし、羊水検査等で染色体や、遺伝子の異常を見つけてそれらの子どもに「不幸」のラベルを張り付け、「生まれない」様にした。障害者団体や、人権団体からの抗議で、事業は中止されていった。「不幸な子ども・・・」のスローガンは消えた様だが、2013年からの新型出生前検査や、2018年からの、受精卵の段階で「異常」の有無を広範囲に調べる着床前診断等は、障害者を生まない為に利用されているのではないか。

「犯罪被害者等基本法第3条」にしても、「刑事訴訟法第290条の2」にしても、公開・実名原則に対する例外を定めたものである。そして、相模原事件の障害者に対しては、その更に例外規定で扱われてきた。例外規定の中に、障害者を想定しているのは、児童福祉法第60条の2の中で関係者が「職務上知り得た障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援を行つた者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたとき」というものしか見当たらない。これは、相模原の事件には、関係が無い。

実は、それで良かろうと思われる。そもそも、匿名扱いの必要が無いのが、本来の社会の姿だろう。所が、そうはなっていないことが、問題なのである。

2021/07/20には、事件から5年を迎え、建て替えられたやまゆり園で、追悼式が行われた。慰霊碑の献花台には、18本のやまゆり（1組の遺族は、花での表現を避けて欲しいと要望したので、18本になっている。）と、7人の名前が刻まれている。残る12人についても、刻銘のスペースは、確保されている。19人の生きた証を刻める様になって欲しい。

研究ノート

介護現場と養成施設における実習指導と 相互ニーズについての意識調査に関する一考察

服部 優子

1. はじめに

厚生労働省が示す「求められる介護福祉士像」が2018（平成30）年度の介護福祉士養成課程のカリキュラム改正で見直され、それに伴って介護実習指導の内容やポイントが変更された。変更内容（表1参照）については日本介護福祉士会のホームページ等で公開されており、都道府県介護福祉士会では令和2年度から、新カリキュラムに対応したテキストを使用した介護実習指導者講習会を開催し周知を進めている。しかし、それ以前に介護福祉士実習指導者講習を受講、修了した場合、また数年単位で実習生の受け入れがなかった施設等では、介護福祉士養成課程のカリキュラム改正が行われたことや、介護実習に3つの「教育に含むべき事項」が示されたことを知らないまま実習指導にあたっている指導者、介護職員が存在していることが服部他（2021）の調査によって明らかになった。前回の調査を通して、登録指導者だけでなく実際に実習生と接する機会のある現場指導者にも実習指導においての変更内容を周知し、方向性を共有するという試みを行い、介護福祉士養成における養成校の役割と、介護施設との連携の必要性を再確認することができた。より多くの施設への周知確認と連携を呼びかけるため、令和3年度においては質問項目を一部修正し、前回協力していただいた施設以外の本学実習施設の登録指導者、現場指導者を対象にアンケート調査を実施することとした。周知の状況の再確認と結果から浮かび上がる課題について考察を行い、また介護現場が期待する介護福祉士養成教育についての意見や思いを集約することで、介護福祉士養成校と実習施設が互いに協力して介護福祉士育成の場を作り上げていくための一助としたい。

表1. 新カリキュラムの「介護実習」に示された3つの「教育に含むべき事項」

教育に含むべき事項	留意点
1、介護過程の実践的展開	介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。
2、多職種協働の実践	多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。
3、地域における生活支援の実践	対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。

2. 調査の概要

(1) 研究目的

介護現場で働く実習指導にあたる職員においての、新カリキュラムの「介護実習」に示された3つの「教育に含むべき事項」の周知状況を確認する。また、現場職員が養成校の学生達に何を求め、どのような指導を行っているかを知ることにより、養成校と介護現場の「介護福祉士を育成するための指導の方向性や認識のずれ」が存在するかを確認し、そこから浮かび上がる課題について考察する。

(2) 方法

令和3年4月1日～令和4年1月8日を調査期間とし、「介護現場が期待する介護福祉士養成教育について」というテーマで令和3年度の本学実習施設の登録指導者、及び現場で実習指導にあたる職員を対象にアンケート調査を実施した。対象は入所施設とし、今回は特別養護老人ホーム3カ所に協力を依頼した。

(3) 倫理的配慮

アンケート調査票は無記名の上、記入後の用紙は個別に封入し、個人が特定できないよう配慮した。事前に各施設に電話連絡、本調査に関する趣旨説明を行い、調査・研究の目的、意義、方法、倫理的配慮及び個人情報の保護、研究結果の公表方法などについて伝達、周知を行った。アンケート用紙の冒頭に本調査に関する趣旨説明を記載し、回答者一人ひとりに周知できるよう配慮した。本調査・研究は、高田短期大学研究倫理規定および高田短期大学介護福祉研究センター倫理規定に基づくものとする。

(4) 質問項目と集計結果

調査依頼をした3施設の担当当事者からの呼びかけにより合計26名の回答が得られた。質問項目と集計結果は以下の通りである。(表2参照)

表2. アンケート質問項目と回答集計 (n = 26) ※ 問7、問8は複数回答、問9は自由記述

問1	職場として該当する施設
	1、特別養護老人ホーム (26名) 2、介護老人保健施設 (0名) 3、障害者支援施設 (0名) 4、特養併設通所介護事業所 (0名)
問2	主な仕事 (職種、職位) (複数選択可)
	1、経営者 (0名) 2、施設長、事務所管理者 (1名) 3、主任、介護部門の長 (6名) 4、ケアマネージャー (1名) 5、ユニットリーダー、サブリーダー、フロアリーダー (10名) 6、相談員 (3名) 7、その他 (介護士) (2名) 8、その他 (無記入) (1名) 9、その他 (ケアワーカー) (4名) 9、その他 (デイ) (1名)

問3	実習指導者としての立場
1、登録指導者（4名） 2、現場指導者（実習指導者講習修了済み）（3名） 3、現場指導者（実習指導者講習未修了）（16名） 4、未回答（3名） ※登録指導者とは、厚生労働省に届出済の介護福祉士実習指導者講習会修了者	
問4	厚生労働省が示す「求められる介護福祉像」が、2018年度のカリキュラム改正で見直されたことは知っていたか。
1、知っていた（7名） 2、このアンケートで知った（19名）	
問5	介護福祉士養成課程のカリキュラム改正により、介護実習指導の内容やポイントが変更されたことは知っていたか。
1、知っていた（6名） 2、このアンケートで知った（20名）	
問6	新カリキュラムの「介護実習」に示された3つの「教育に含むべき事項」の内容を知っていたか。
1、知っていた（7名） 2、このアンケートで知った（19名）	
問7	普段の業務でどんなことに重点をおいているか。上位3つを選択し理由を回答欄に記入 ※理由については表3参照
1、利用者とのコミュニケーション（15名） 2、記録の正確さ（3名） 3、時間的効率（4名） 4、職業倫理（2名） 5、報告、連絡、相談（18名） 6、施設の役割、理念の理解（5名） 7、クレーム予防（1名） 8、多職種との連携、チームケア（18名） 9、専門的技術、知識の研鑽（5名） 10、入居者個々の理解（1名）	
問8	実習生の指導で（または指導する立場になった場合）どんなことに重点をおいているか。上位3つを選択し理由を回答欄に記入 ※理由については表4参照
1、利用者とのコミュニケーション（24名） 2、記録の正確さ（4名） 3、時間的効率（1名） 4、職業倫理（2名） 5、報告、連絡、相談（14名） 6、施設の役割、理念の理解（3名） 7、クレーム予防（0名） 8、多職種との連携、チームケア（5名） 9、専門的技術、知識の研鑽（15名） 10、その他（入居者個々の理解）（1名） 11、その他（利用者の生活サイクル）（1名） 12、その他（職員の動き）（1名）	
問9	介護福祉士養成校の学生に、介護福祉士としてどのようなことを学んでほしいか。 自由記述 ※表5参照
1、在学中に学んでほしいこと 2、実習期間中に学んでほしいこと 3、就労までに身につけてほしいこと	

回答者の内訳は特別養護老人ホーム26名、主な仕事（職種、職位）はユニットリーダー、サブリーダー、フロアリーダーが10名と最も多く、次いで主任、介護部門の長が6名（兼務含む）であった。実習指導者としての立場は実習指導者講習未修了の現場指導者が16名、実習指導者講習修了済みの現場指導者が3名、登録指導者が4名、未回答が3名であった。問4の「厚生労働省が示す「求められる介護福祉像」が、2018年度のカリキュラム改正で

見直されたことを知っていたか」という設問についての回答は「知っていた」が7名、「このアンケートで知った」は19名（73%）であった。更に問5「介護福祉士養成課程のカリキュラム改正により、介護実習指導の内容やポイントが変更されたことは知っていたか」については「知っていた」が6名「このアンケートで知った」は20名（76%）、問6「新カリキュラムの「介護実習」に示された3つの「教育に含むべき事項」の内容を知っていたか」では「知っていた」7名「このアンケートで知った」は19名（73%）であった。

また問7、問8では介護現場の指導者たちが介護現場で働く介護福祉士にどんなことを求めているかを確認、検証するため、普段の業務で重点をおいていることとその理由、養成校の学生（実習生）にどのようなことを期待しているかについて調査を行った。回答内容（抜粋）は以下の通りである。（表3. 表4. 表5参照）

表3. アンケート問7. 普段の業務で重点をおく理由（抜粋）

1、利用者とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の体調の変化に気づけるようにするため ・利用者ひとりひとりを知るため ・入居者とのコミュニケーションをとることで日々の小さな変化に気が付けるとともに、信頼関係を築くことができる ・皆様に楽しく安全にすごしていただくことが一番 ・一日楽しく過ごしてもらいたいから ・利用者があるの介護職、何よりも利用者が第一 ・コミュニケーションからも情報を得るため ・利用者の状況を把握し、個別的なケアを充実させるため ・1番重点においているが、これはできていて当たり前であるため3番目においた ・安心してもらうため ・利用者のニーズを知るため ・業務に追われる中、少しでも寄り添えるようにしている ・今、目の前にいる方を一番大切にしたいから ・思いを知り、介護の方向性を決定づけるため
2、記録の正確さ	<ul style="list-style-type: none"> ・記録が詳しくうまく書かれていると、自分がいなかった時の様子も把握しやすい ・どんなことがあっても必要である
3、時間的効率	<ul style="list-style-type: none"> ・多忙であれば正確なケアができなくなるため ・効率といっても様々だが、利用者のペースに合った介護を実践していく為（その他色々）にも効率化は必要 ・限られた時間の中で、やりたいこと、やるべきことを行うために、その中でゆとりができれば、たまにはゆっくり利用者と過ごす ・全体業務を進めるにあたり、1日又は1週間、1か月単位で見えていく為にも重要
4、職業倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・介護、福祉のプロとして利用者に対して自分の力を発揮するために必要なのではないか ・人として社会人として介護士としてとても大切なことだと思う
5、報告、連絡、相談	<ul style="list-style-type: none"> ・チームケアの意識をもつため ・一人で物事を決定しないようにするため ・利用者に関して、業務に関しては職員が共通意識を持つべき ・基本的な仕事をする中で、入居者に対して、交代勤務や色々は職種と関わる中で必要な部分である。仕事の最初と最後。 ・脱衣所や入浴場で皮膚等の確認をし、報告したり申し送りノートへ記入し、職員間で共有したりするため

	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種連携を実現するためには報連相が大切 ・できていないと質の低下に繋がり、職員関係も悪くなりがち ・チームケアにあたり必要不可欠 ・効率が上がる ・連絡、コミュニケーションをスムーズに行うことが、ミスを減らすこと、トラブルを減らす事への近道 ・皆の力を合わせるが良いケアにつながると思うから ・ぬげのないよう配慮しないと全体の業務に支障がでるし、怪我、事故等のリスクもある ・職員間、ご家族、ご利用者、どの関係においても報連相がしっかり行われることがケアに重要と感じるから
6、施設の役割、理念の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・報連相を行うため ・職員全員の意思統一のため ・施設として目指す方向について理解していないと私たちが行う目標がバラバラになり、まとまりがうまくいかない ・自分たちも地域の一員として出来ることを大切にしていこうという視点で動く ・問題、課題があった時に色々な考え方の元となり、同じ方向性を持つには必要だから ・立場的にこれを理解したうえで、業務やサービス提供を行っており、指導したりするので。
7、クレーム予防	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、ご家族に安心できる生活を送ってもらうため
8、多職種との連携、チームケア	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職の想いだけでは、利用者の暮らしが豊かにならない ・チームがよいと介護もよい ・多職種のまとまりがないと、一人に対しての色々な点からのサポートがゆらぐ。多職種が意見を出し合いまとめる人もいる ・看護の方と連携するため ・多面的に視点するエビデンスのある介護のため ・施設における多職種連携のキーマンとしての役割が自分に求められている ・サービス向上と安全なケアをするためには欠かせないので ・専門職（多職種）がケアに携わればいろいろな視点で利用者の問題点を解決することにつながる ・質の高いケアを提供するため ・利用者によりよいサービスを提供し、スタッフ間で情報を共有するため ・専門職の横のつながり、連携が利用者へのケア向上、職員のモチベーションアップにつながると考える ・介護するにあたりチームで行うので一番大切にしている ・皆の力を合わせるが良いケアにつながると思うから ・ぬげのないよう配慮しないと全体の業務に支障がでるし、怪我、事故等のリスクもある ・施設全体を見ると底辺にあるチームケア、多職種連携を大切にしていきたい ・職員間、ご家族、ご利用者、どの関係においても報連相がしっかり行われることがケアに重要と感じるから ・スムーズに業務に行うには大切なことだと思う
9、専門的技術、知識の研鑽	<ul style="list-style-type: none"> ・よりよい介護には介護技術の質も大切 ・介護する側、される側のどちらも気持ちよく、スムーズに行動を進めるため専門的技術は大切 ・裏打ちされたエビデンスのため ・プロとして必要 ・技術、知識が乏しいとケアの質の低下に繋がると感じているから
10、その他（入居者個々の理解）	<ul style="list-style-type: none"> ・他は10に奉じるサブカテゴリー

表 4. アンケート問 8. 実習生への指導で重点をおく理由 (抜粋)

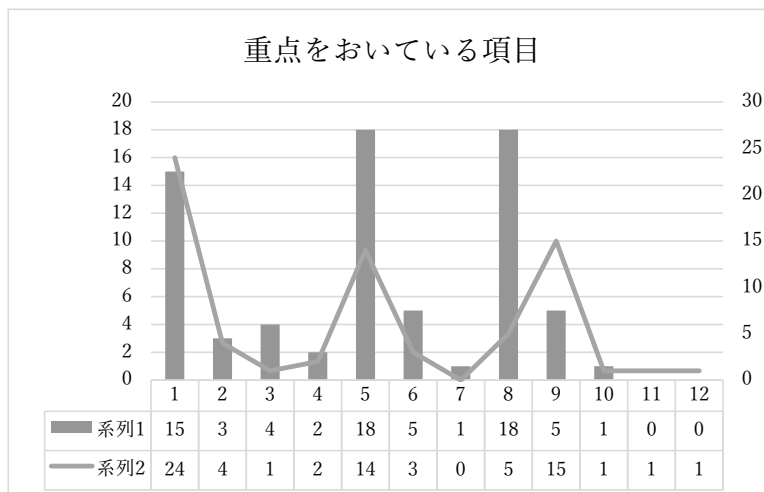
<p>1、利用者とのコミュニケーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者とのコミュニケーションをし、信頼されるように ・利用者を知り、関係を深めるため ・限りある期間の中で技術的なことも大切だと思うが、仕事についてしまくと中々できないコミュニケーションをとって利用者の想いを知る事が大切だと思う ・利用者とは触れ合える貴重な場であるため ・皆様に楽しく安全にすごしていただくことが一番 ・まずはその方を知り、利用者の一人というより個人を見るように伝えたい ・技術も必要であるが人と話す、話を引き出せることがその入居者のQOLの向上にもつながる ・少しでも利用者へ寄り添うため ・コミュニケーションの大切さと情報収集の上で必要だから ・まず受け入れられる必要があると考える ・本心を理解していくために必要 ・直接利用者に関わって、色々なことを感じてほしい ・利用者になれてほしい。多くの方にかかわってもらいたい ・高齢者の想いを知ってもらうため ・コミュニケーションを通じてその方を知る事に繋がるから ・学校ではできないこと、直接利用者に関わりを持つこと、利用者を知る事、介護をするうえでとても大切なことなので
<p>2、記録の正確さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気づきの重要性を知ってほしい ・実習であっても大事なこと ・職員の情報共有ツールであるとともに、法令を守り、報酬を得る根拠となるため ・記録は体験したことを整理する大切なものだから、また、他に人に伝えていくツールでもあるから
<p>3、時間的効率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一日の流れがあり、仕事として業務することも重要
<p>4、職業倫理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これから介護(福祉)に携わるなら理解すべきこと。働く前に身に着けるべきことだと思うので。 ・まず介護士、介護実習の学生として、利用者への立場をきちんとすることが大切だと思うので
<p>5、報告、連絡、相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種との情報共有 ・どんなことでもハウレンソウが大切 ・日々の中で伝える力、情報の共有についての大事な部分である。交代勤務の中で皆とうまく連携等できることが必要 ・気づきの重要性を知ってほしい ・介護をする上でも職員として仕事をしていく上でも大切だと思っています。これができる人は信頼される ・社会へ出てからも必須で実習中にも利用者、職員との関係を気付くうえで大切 ・不足すると、職員全体での情報の共有が難しくなり、悪いほうに行ってしまう ・良いケアを提供するため ・仕事の基本だと考えているから ・特に報告に重点を置いている。実習生が見たこと、感じたことを知る上にも報告するよう心がけている ・独自で判断せず、情報をしっかり把握、相談等の対応に努めていってほしいから ・些細な事でも意識や理解のずれをなくすために細かめにいきたい
<p>6、施設の役割、理念の理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとの違いを感じてもらうため ・目指すべきところやケアの根底にある部分 ・特養とはこんな場所だと理解してほしい
<p>8、多職種との連携、チームケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人の力では限界があるため ・実習中でも多職種と関わることで介護職とは違う知識を持って帰れる点 ・どんな職種があり、どのように連携しているのか知る必要がある ・専門性を発揮させる ・自分一人ではできないことがたくさんあると知ってほしいから

<p>9、専門的技術、知識の研鑽</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業で行うパット交換などは生徒同士どうしても身体を動かしてしまいが、実際に身体の動かない利用者に対応することでテキスト通りにはいかないことも知ってもらうため ・技術を実践できる場は少ないため ・よりよい介護には介護技術の質も大切 ・責任とプライドをもってこの仕事に臨めるようになってほしい。介護をする人も専門性を大切にしてほしい ・技術や知識がないままでも今後就職してきた時、学校を出ているから分かると思われてしまう ・何事にも根拠ある説明が必要だと思うので。 ・学校で学んだことの実践やその応用を知り、体験することで、知識の習得になると考える ・技術、知識を深めることで、仕事に自信を持つと思うから ・介護技術を体験できる大切な時間、自分（学生）の体の使い方を感じてほしい ・少しでも介護技術の体験をさせてあげたいと思う ・安全な介護を行うため ・学校で学んだことを実践、体験してみる ・現場で技術を習得し、今後の勉強に繋げてもらいたい
<p>11、その他（利用者の生活サイクル）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1日の利用者さんの生活の過ごし方を見ていただいたらよいかと思います
<p>12、その他（職員の動き）（1名）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の職員の動き、一人一人の利用者さんに対する職員が行うケア等見ていただきたい。

表5. アンケート問8.介護福祉士としてどのようなことを学んでほしいか（抜粋）

<p>在学中に学んでほしいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の主な疾患、症状、介護技術 ・介護技術の基本をマスターしてきてほしい ・利用者の病気を説明し、介護過程の展開で注意すべき点がよく見えやすくなると感じる ・着患、脱健等、初歩の初歩は確実にこなせるようになっていけると、技術支援に対応できるチャンスが増えると思います。 ・認知症や病気の知識 ・介護意識。相手に対する尊厳も大切に。 ・基本の技術（実習や働くまで基礎知識は必要）、コミュニケーション能力の知識（人と話す、雰囲気から感じるなど必要不可欠）、アンガーマネジメント（イライラは社会人の中でもある、学ぶことで自分の逃げ道と対策をする） ・ベッドメイキング、着脱方法、車いす操作等々基本的なことをなぜそうするのかを考えたうえで習得してほしい ・この仕事をしていく上での心構え、この仕事の大切さ、価値観、人とのコミュニケーションは楽しいものであるということ、基礎技術 ・コミュニケーションの取り方とチームケアの大切さ、介護の基本 ・利用者一人一人によってケアの仕方が違うということ、教科書通りにいかないことが多いということ。私達が相手にする利用者は尊ぶべき方であるということ。基本的には用語（理想と現実のギャップを少しでも小さくしたいのと、基本的な用語を理解している方が説明をスムーズにできるので） ・人を思いやる気持ち。実習のときだけではなく常に持って行ってほしい。専門技術の習得はもちろんです。 ・介護される側の気持ち ・介護福祉士の役割、仕事の責任、介護の仕事の大切さ、世の中の人からどのように介護職見られているのか。 ・介護知識、モチベーション（やるき）アップしてもらいたい ・教科書からの知識、先生からの知識。チームワークを通じて、相手を思いやる心、達成感、コミュニケーション能力 ・教科書を学ぶ、基本を身につける、同級生との横のつながり（社会に出たときのネットワークのためにも） ・介護の基本、基本をしっかりと身につけたうえでこそ、様々な対応につながるから ・学校で学ぶことの中には必要なか疑問に思うこともあるかもしれませんが、多くのことを一通り学んできてほしい。知識として知っているのと、知らないのでは何かを判断するときに全く違ってくるので
---------------------	--

問7の「普段の業務でどんなことに重点をおいているか」と問8の「実習生の指導で（または指導する立場になった場合）どんなことに重点をおいているか」については累計をグラフにして比較を行った。結果は以下の通りである。



系列1：介護職員が普段の業務で重視していること

系列2：実習指導者として実習生に指導する際に重視していること

(項目内容)

- 1、利用者とのコミュニケーション 2、記録の正確さ 3、時間的効率 4、職業倫理
 5、報告、連絡、相談 6、施設の役割、理念の理解 7、クレーム予防
 8、多職種との連携、チームケア 9、専門的技術、知識の研鑽 10、入居者個々の理解
 11、利用者の生活サイクル 12、職員の動き

※ 11と12については「その他」で記述されたもの

実習指導にあたっている介護職員が普段の業務で重視している項目は「報告、連絡、相談」と「多職種の連携」が同率で最も多く、次いで「利用者とのコミュニケーション」が挙げられている。これらについては表3の理由コメントから、「利用者のことを知り、その人に合った援助をチームで行っていくために必要である」という思いが伺える。対して実習指導者として実習生への指導で重視している項目では「利用者とのコミュニケーション」が最も多く、次いで「専門的技術、知識の研鑽」「報告、連絡、相談」が挙げられていた。表4の理由コメントからも、介護職員が普段の業務で重視している項目を身につけてほしいという期待が伺えたが、「専門的技術、知識の研鑽」については普段の業務よりも実習生への指導の方が重視されていること、「多職種連携、チームケア」については普段の業務と実習生指導において、重視されている割合が異なっていることがわかった。

3. 考察

今回の調査で、厚生労働省が示す「求められる介護福祉士像」の改正や新カリキュラムの「介護実習」に示された3つの「教育に含むべき事項」について把握している現場指導者の人数が、回答者の約27%であることがわかった。前年度の調査結果から外部研修や教員との打ち合わせ等で養成校と直接関わりのある登録指導者や、実習指導者講習を修了済みの現場指導者には改正、変更箇所が伝わっているが、講習未修了で養成校との関わりが少くない現場指導者への周知、確認が十分ではないことがわかったが、今年度は調査対象の施設を変更しても同様の結果となり、共通の課題を抱えている施設の存在が明らかとなった。新カリキュラムの「介護実習」に示された3つの「教育に含むべき事項」のうち、2の多職種協働の実践においては、介護職員は上位に重視して日々の業務に取り組んでいるが、実習生への指導については半分以下の数値であった。「多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする」という指針の共通理解が出来ているとは言い難いが、表4の5の自由記述では重要性を意識しているというコメントも多く、施設によって取り組みに差があるのではないかと思われる。また、専門的技術、知識の研鑽では1の介護過程の実践的展開も含まれているが、表4の9の自由記述の中で、介護過程に触れているコメントはほぼ見られなかった。これは表4の1の利用者とのコミュニケーションや他項目、表5の「在学中に学んでほしいこと」のコメントからも包括的に捉えられているという見解もあるが、「教育に含むべき事項」の周知率の低さが実習指導における視点や方針に影響していることが考えられる。

また普段の業務で重視している項目の回答からは、前年度と同様に「利用者への関わりやチームケア」を重視している回答が多かった。下位となっていた「記録の正確さ」や「職業倫理」についても、自由記述からは重要性を意識して包括的に取り組んでいる様子が伝わるコメントが見られ、決して軽視されているという事ではないとわかった。

本学では毎年10月に実習反省会を開催し、施設実習指導者と養成校教員が情報交換を行う機会を作っている。令和3年度においてはコロナ禍のため短縮進行となったが、令和2年度において施設実習指導者に「公益社団法人日本介護福祉士会 新カリキュラム対応 介護実習指導の内容とポイント」を資料配布し、周知を行っていた。反省会に出席して下さる施設の登録指導者への周知は出来ているが、そこから登録指導者のみが現場指導者に養成校との連携事項や情報伝達を行うのではなく、介護実習施設全体と養成校が相互に連携、サポートの機会を作れるよう取り組んでいく必要がある。学生への指導内容と根拠を共有していくことが、登録指導者や学生の不安、負担の軽減につながると考えられる。

4. おわりに

今回の調査から、介護現場の指導者達は利用者へのよりよいケアの実践のため、実習生に利用者理解や報告連絡相談、専門的知識や技術などを身につけた存在となるよう期待し

ていることがわかった。しかしホームページや研修会への参加の呼びかけだけでは、実習施設への「教育に含むべき事項」の現場指導者への周知はあまり進んでいないということも明らかになった。養成校教員が積極的に施設への研修等開催し、参加を呼びかけるという方法もあるが、昨年度から今年度においてはコロナ禍による介護職員の負担も大きく、研修等の開催も難しい状況であった。お互いに少しずつ対面方式以外での開催環境が整備されてはいるが、まだまだ参加の機会は限られる状況であると考えられる。実習の受け入れが出来なくなっている施設も増えており、養成校との連携の弱体化も懸念される。施設側に余裕がなくなると、実習生への指導にも影響が生じてくる。現場の期待に応える介護福祉士を育成する実習指導のあり方について今後検討していくため、また現場の介護職員が望む介護福祉士像に近づけるため、今後の課題を以下のように考える。

- (1) 実習施設の登録指導者、現場指導者が実習指導において職員間で情報を周知、共有する際に困っていることを養成校教員と共有し、課題と対応を検討する機会を作る。
- (2) 検討内容によっては施設運営者、多職種にも共有、相談、協力を呼びかける。
- (3) 実習指導者のストレスケア、指導についての情報交換の場を作り、対面でなくとも横のつながりを作る方法を検討、協力する。

今後も実習施設と連携、情報共有の機会を作り、登録指導者だけでなく現場指導者への共有の工夫、サポートについても話し合い、介護福祉士をめざす学生が安心して実習を行える環境を整えていきたい。

謝辞

本研究で使用したアンケート調査に際し、関係者の皆様に多大なるご協力をいただきましたことを、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

参考文献

1. 服部優子ほか「介護現場のニーズにおいての実習指導尾の検討と課題」高田短期大学介護・福祉研究第7号、2021
2. 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 新カリキュラム対応 介護実習指導の内容とポイント pamphlet.pdf (jaccw.or.jp)
3. 厚生労働省ホームページ「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」について 第13回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 平成30年2月15日 Microsoft PowerPoint - 介護福祉士養成課程における教育内容等の見直し (mhlw.go.jp)

調査報告

高齢者施設を対象としたレクリエーション実態調査

長谷川 恭 子

はじめに

内閣府「高齢者の健康に関する調査結果」(平成29年3月実施)によると、全国の55歳以上の男女が日頃心がけている健康活動として、「栄養バランスのとれた食事をとる」「健康診査などを定期的に受ける」が高い割合を占め、次いで「休養や睡眠を十分にとる」「散歩やスポーツをする」が挙げられた。健康に対する意識の高さは、地域で生活している高齢者のみならず、介護福祉施設で日常生活を送っている高齢者にとっても同様である。可能な限り地域で暮らしていた時と同じ日常生活を送ることができる支援が求められる中、利用者が健康意識を持ちながら健康維持・向上できる支援が不可欠となる。

介護福祉施設での健康寿命を延ばす取り組みとして、レクリエーションが挙げられる。現在我が国では、レクリエーションといった余暇活動は施設のみならず、個人の目的に応じた自己の可能性を試したり、創造性の発揮のために行う自発的なものとされている。高齢者に対するレクリエーションは、一般の人を対象とした活動と異なり、効果的なレクリエーション財を意図的に活用することで、心身機能の低下防止や生活の改善に向けての活動とされている。

介護福祉施設において、健康の維持・向上を目指しながら生活を充実させる為には、日常生活で質の高い介護の提供と共に生活を豊かにするためのレクリエーションの充実が欠かせないのではないかと考える。本研究では、高齢者施設の現場でどのようなレクリエーションが行われているのか、どのようなレクリエーションが求められているのか等を明らかにし、高田短期大学でレクリエーションを学ぶ学生に還元していくことを目的とする。

1. 調査の概要

(1) 調査対象者

高田短期大学キャリア育成学科介護福祉コース卒業生(平成19年度～令和2年度卒業生)を対象とした。そのうち日本人を対象とし、無作為に選抜した。

(2) 調査の方法

質問紙法による調査(郵送)

(3) 調査項目

- ・施設の種類
- ・入居者数

高齢者施設を対象としたレクリエーション実態調査

- ・レクリエーション活動の状況（複数の利用者を対象に行っている活動について）
- ・毎日の日課
- ・クラブ活動の状況
- ・外出活動の状況
- ・レクリエーション活動の担当者の有無
- ・レクリエーションについての評価
- ・養成校への学習内容への意見

(4) 調査期間

2021年7月から9月

(5) 回収率

日本人卒業生35名のうち、13名から有効な回答が得られた。回収率は37.1%である。

(6) 倫理的配慮

倫理的配慮として、本実践報告は個人を特定するものではないことや対象者が不利益になることはないよう、あらかじめ実践施設に伝達し、同意を得た。なお、本実践報告は高田短期大学研究倫理委員会の承認（高短第21-4号）を得ている。

Ⅲ、結果

(1) 施設の種類

まず、「施設の種別を教えてください」と尋ねたところ、特別養護老人ホーム5施設、老人保健施設4施設、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム）1施設、障害者施設2施設、デイサービス1施設であった。今回は高齢者の入居施設を対象に調査を実施する為、特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設入居者生活介護の10施設から得られた回答を調査結果としてまとめる。

(2) 入居者数

「現在の入居者数は何名ですか」として設問で、以下の選択肢から選んでもらった。

① 29人以下が1施設、② 30～49人が3施設、③ 50～69人が2施設、④ 70～89人が1施設、⑤ 90人～99人が1施設、⑥ 100人以上が2施設であった（図1）。同じ施設の種別でも入居者数が異なる（図2）。

(3) レクリエーション活動の状況について

レクリエーション活動の状況として、「複数の利用者を対象に行っているレクリエーション

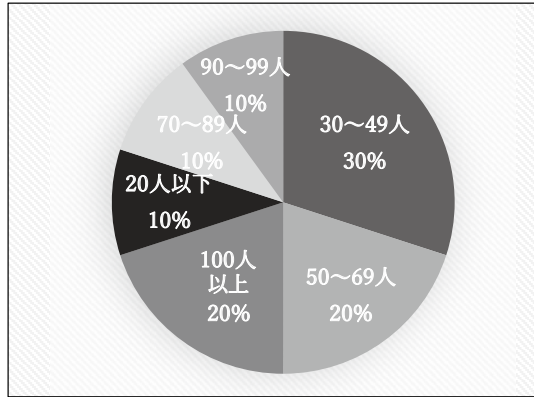


図1. 全体の入居者数

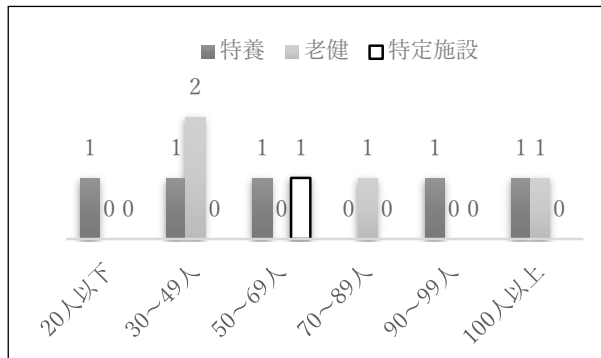


図2. 施設ごとの入居者数

ン活動がありますか」という設問で尋ねた。①「はい」が9施設、②「いいえ」が1施設である。(図3)。「はい」と回答した施設について、「それはどんな活動ですか」とその内容を記述し、ラジオ体操・嚙下体操・リハビリ体操・テレビ鑑賞・音楽鑑賞・映画鑑賞・カラオケ・集団ゲーム・塗り絵・創作・調理・その他から選んでもらった。

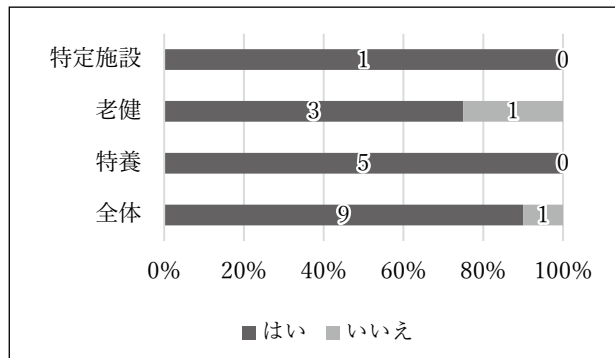


図3. レクリエーション活動を行っているか

最も多い活動は「体操」であり、ラジオ体操・嚙下体操・リハビリ体操など、毎日何らかの体操を行っている施設は「はい」と答えた9施設すべてで行われていた。また、「はい」と答えた9施設のうち、8施設ではラジオ体操及び嚙下体操（口腔体操）を毎日の日課として行っているとのことであった。

その他では、特定施設入居者生活介護にて、おでかけや美容サロン、着付け講座、お茶会、喫茶、書道が行われている。また、特別養護老人ホームにて、足浴、手浴、園芸、喫茶、誕生会との記述回答が得られた。

(4) クラブ活動の状況

「利用者が主体的に参加するクラブ活動などを行っていますか」という設問で尋ね、①「はい」、②「いいえ」という選択肢で答えてもらった。①「はい」と答えた施設は、3施設であった（図4）。そして、「それはどんな活動ですか」とその内容を記述してもらった。「リハビリ（活動ではないがいくつかの種類の中で行っている）」、「おやつ作り」、「園芸」、「喫茶」、「カラオケ」という記述があった。また、①「はい」と答えた施設に、さらに「どのくらいの頻度で行っていますか」と尋ね、次の選択肢で答えてもらった。①「ほぼ毎日やっている」が1施設、②「一週間に3～4回」、③一週間に1～2回、④1ヵ月に2～3回が2施設、⑤1ヵ月に1回、⑥その他であった。

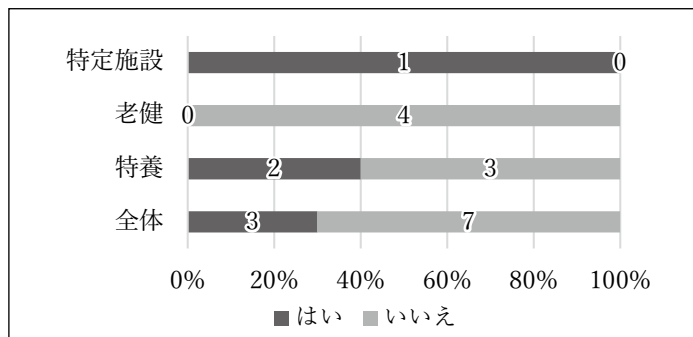


図4. クラブ活動を行っているか

(5) 外出活動の状況

「施設の活動として、利用者様が外出して社会資源を利用することはありますか」という設問で尋ね、①「はい」、②「いいえ」という選択肢で答えてもらった。①「はい」と答えた施設は3施設であった（図5）。

さらに、「どんな所へ行きますか」とその内容を記述してもらった。内容としては、「買い物等でスーパーなどに出かける」と「公園」が最も多く、次いで「食事（スシロー）」、「イルミネーション」「花見」「温泉旅行」があった。さらに、「ひとりあたり平均どれくらい外出していますか」と尋ね、以下の選択肢から選んでもらった。①一週間に数回、②1ヵ月に2～3回が1施設、③1ヵ月に1回、④1年に7～10回、⑤1年に3～6回、⑥1年に1～2回が2施設、⑦その他であった。特定施設入居者生活介護では、クラブ活動及び外出活動が他施設よりも頻繁に行われていることがわかった。

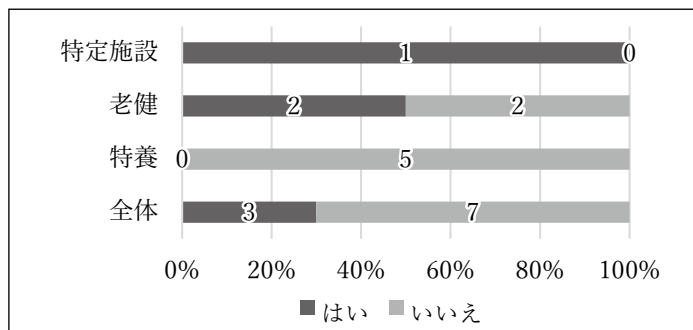


図5. 外出して社会資源を利用することはあるか

(6) レクリエーション活動の担当者

「レクリエーション活動は、誰がどのように担当していますか」という設問で、次の選択肢から選んでもらった。①「専門の担当者を設けて、その人が主導している」が1施設、②「スタッフの中で担当(当番・委員)を決めて、その人が主導で行っている」が8施設、③「特に決まっていない」が1施設であった(図6)。

次に、「レクリエーション活動を主に担当している人は、どんな職種ですか」と聞き、様々な職種の中から選んでもらったところ、10施設とも介護士(ケアワーカー)がレクリエーション活動に関わっていることがわかった。

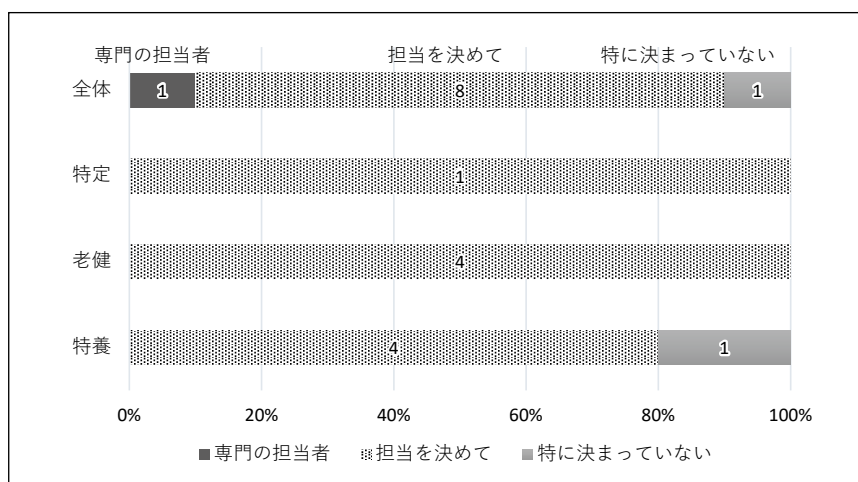


図6. レクリエーション活動は誰がどう担当しているか

(7) レクリエーション活動の評価(レクリエーション活動は活発だと思うか)

「貴施設では、レクリエーション活動は活発に行われていると思いますか」と尋ねたところ、①「かなり活発に行っている」と答えた施設が1施設、②「まあまあ活発」が3施設、③「あまり活発ではない」が5施設、④「全然活発ではない」が1施設であった(図7)。

次に、前問で「あまり活発ではない」または「全然活発ではない」と答えた6施設に、「その理由として最も近いと思うもの一つに○を付けてください」と尋ね、次の5つの選択肢から択一で選んでもらった。①「入居者の要介護度（障害）が重く、できること（参加する人）が少ない」が0、②「スタッフが忙しく、レクリエーションまで手が回らない」が5施設、③「一人ひとりの活動（対応）を重視しており、みんなで何かをするということはありません」が0、④「他の生活支援が優先され、レクリエーション活動は特に重要視されていない」が0、⑤「その他」が1施設で、理由として「コロナ禍のため活動出来ない」との記述があった。

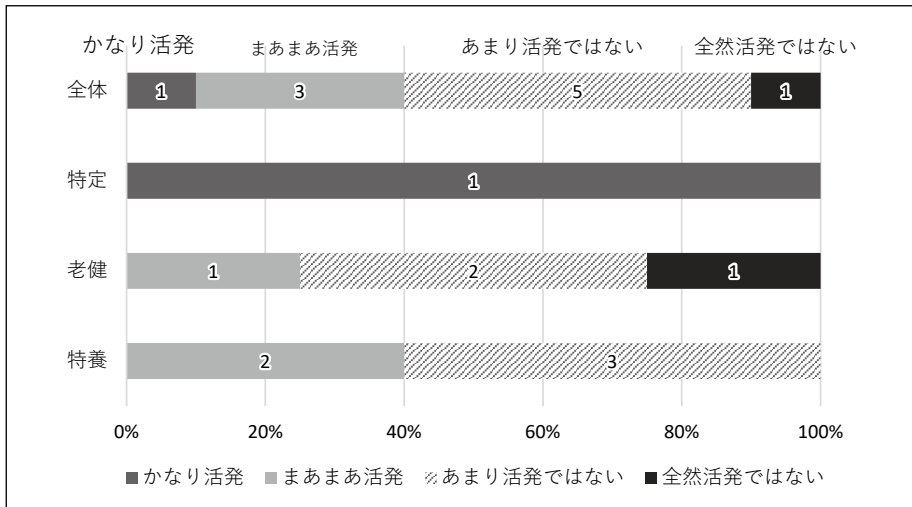


図7. レクリエーション活動は活発だと思うか

(8) レクリエーション活動の効果

「レクリエーション活動を行うことで、よい影響を与えていると思いますか」と尋ねたところ、①「かなり与えていると思う」が3施設、②「多少は与えていると思う」が7施設、③「特に効果があるとは思わない」との回答はなかった（図8）。

次に前問で「かなり与えていると思う」及び「多少は与えていると思う」を選んだ施設に対し、「それはどんな影響ですか。次の選択肢のうち、最もそうだと思うもの一つに○を付けて下さい」と尋ね、択一で選んでもらった。①「利用者の健康や心身の機能回復、維持に繋がっていると思う」が0、②「利用者の生活に、はりあい、変化（気分転換）をもたらしていると思う」が10施設、③「利用者同士の交流が進み、参加する人が楽しみ・いきがいていると思う」が0であり、回答が得られた10施設すべてが②「利用者の生活、はりあい、変化（気分転換）をもたらしていると思う」を選択した。

(9) 養成校におけるレクリエーション教育について

「介護福祉士を養成する学校での教育内容として、レクリエーション援助（利用者の日中

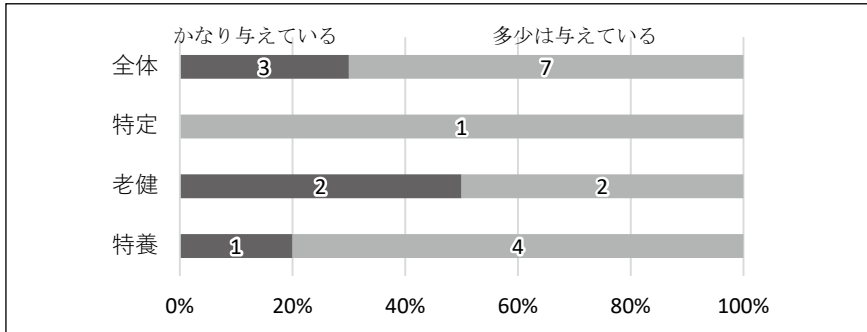


図8. レクリエーション活動はよい影響を与えているか

活動の支援)のための知識や技術は重要だと思いますか」と尋ねた。①「かなり重要である」が4施設、②「まあまあ重要である」が6施設、③「あまり重要ではない」と④「重要ではない」との回答はなかった。

さらに、「それぞれの理由としてどんなことが考えられますか」とそれぞれの選択肢を選んだ理由を自由に記述してもらった。

(表) 養成校におけるレクリエーション教育についての自由記述

<p>「かなり重要である」を選んだ理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類によっては、あまりレクリエーションをやる機会がないところがあります。私の所もあまりレクをしない方(カラオケは毎日流していますが)ですが、月に1~2回ゲーム系(ボール回し等)のレクを行う時、学校や実習でレクの行い方や話し方を学んでおいて良かったと感じます。緊張しい人は特にそう思うと思います。デイサービスに配属されると毎日レクを行っているので学んでおいた方が良いです。 ・変化の少ない施設生活にとって、レクリエーションを通して利用者の方々に刺激を受けてもらうことは、心身に良い影響をもたらすと思います。外に出れない、家族と面会できない…という方が少なくありません。気分転換ができる機会としても、レクリエーション支援の知識や技術があれば、そういった方々に介入する手段として十分に活用できるとも考えられます。 ・施設での業務で活用出来るため
<p>「まあまあ重要である」を選んだ理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学んでいないとその施設でよく行うレク等にかたよりが見えると思うから。順番とか構成を決め、参加しやすい環境が作れると思うから。 ・利用者様の健康や心身の機能回復・維持を目指すために、どんなレクリエーションが有効なのかを知ることが出来る為。 ・実際に施設で働いていると忙しく、人数不足もあり、手が回りません。ですが、レク委員会(行事企画実行委員会)の活動で使うこともあるので、知識を付けるのは悪いことではないと思います。時間と人数に余裕のある施設では、各ユニット等でレクができています。

- ・当施設では、現在週1回のクラブ活動を行っていくことを目標にしているため、レクリエーションの知識を付け、活動のバリエーションを増やせたらと思う事がある。また、認知症の方が理解できるレクリエーションがあれば良いと思う。
- ・レクリエーションをすることで毎日に活気を与えられるようにするため、少しでも盛り上げられるような工夫を考えてほしいから。
- ・学生の時に学んだレクは元気な方向けなものが多く、実際の現場でできるレクはほとんどありません（利用者に重度な方が多い、耳が遠い人も多く説明が大変、認知症）学生も特養や病院の実習へ行った時に、学校で学んだレクはできそうにないと感じている方もたくさん見えるのではないのでしょうか。私もそうでした。車椅子の利用者さんができるレベルのレクや寝たきり状態の方のレク等も学べると、実習や就職先でも自信につながると思います。元気な方ばかりにレクを提供しがちですが、そうでない方達ともどうしたら楽しい時間を一緒に過ごせるかを教えてあげてください。私たち卒業生、現場の職員も学びたいです。

IV、考察・まとめ

本調査で、「複数の利用者を対象に行っているレクリエーション活動がありますか」という設問に対し、10施設中9施設が行っているとのことであった。「いいえ」と答えた1施設では、コロナ禍の為実施できていないとの記載があり、複数の参加者を集めたレクリエーション活動を実施することが難しい状況が読み取れる。2020年1月頃から世界中に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、生活の様々な場面に影響を及ぼし、特に高齢者施設等では嚴重な感染対策もとられている。複数の利用者を対象にレクリエーション活動を行う際には、基本的な感染対策に加え、参加人数を制限し複数回に分けて実施することや、横に並ぶなど対面しない配置作り、参加者の人数や状態により、ルールや方法を変えていく等の対策が今後も求められる。

今回の調査で、高齢者施設の現場はレクリエーション活動をどのように捉えており、更にレクリエーションについての教育をどう考えているのかを把握したいと考えた。「養成校におけるレクリエーション教育について」の質問に対し多くの自由記述があり、そのほとんどが養成校でのレクリエーション教育を肯定的に捉えているものであった。

具体的には、「利用者の健康維持や機能回復に効果がある」や、「毎日に活気を与えられるよう、レクリエーション活動を盛り上げてほしい」など、レクリエーション活動自体を前向きに捉えている。また、「施設で行うレクリエーションに片寄りが見られる」や、「レクリエーション活動のバリエーションを増やしてほしい」、「耳が遠い方や認知症の方も楽しい時間を一緒に過ごすことができるレクリエーションを教えてあげてほしい」といった記述もあり、対象者に合わせ、利用者のニーズに合った活動を企画できる力が求められていることがわかった。認知症高齢者は今後さらに増加すると考えられており、認知症高齢者に対するレクリエーション実践のあり方や課題についても明らかにしていきたいと考え

る。
養成校としては、「レクリエーションの知識や技術を身に付けた人材が求められており、

その教育についても期待されている」という認識を持つべきであろう。レクリエーション教育について現場から重要視されていることから、今後の養成校での教育を考えるうえで参考になる知見が得られた。

本研究課題としては、より多くの施設から情報を収集し、詳しい調査を試みたい。また今回得られなかった種別の施設での様子も把握したいと考える。

最後に、本調査にご協力いただいた本学介護福祉コース卒業生の皆様に、ここに感謝の意を表しておきたい。

【参考・引用文献】

- 1、古市孝義, 金美辰: 介護老人福祉施設におけるレクリエーションの現状と課題, 人間生活文化研究 No.30 (2020)
- 2、吉田志保: 介護福祉施設におけるレクリエーション実践と介護福祉士養成校の学生に求められる知識・技術に関する一考察: 認知症高齢者を中心に, 佐野日本大学短期大学研究紀要 30号 13-25 (2019)
- 3、令和2年度版高齢者白書(全体版) https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf
- 4、稲垣貴彦: 介護老人施設におけるレクリエーション活動についての実態調査, 中部学院大学・中部学院短期大学部 研究紀要第12号 129-138 (2011)
- 5、妹尾弘幸: これからのレク～離れていてもできるレク～, 株式会社 QOL サービス, 2020年7月発行

資料・文献紹介

短歌に見る脳性麻痺者の生き方 —無名歌人・藤本正則の作品紹介— (上)

植村 哲也・千草 篤麿

はじめに

短歌は、五・七・五・七・七の31音で詠む定型詩であり、素朴な「歌」である。

「藤本正則は、身体障害者である。口もまともにきけなければ、鉛筆も満足に握れない。小学校も出ていない。刻苦して字をおぼえたのであろう。たどたどしく握り、たどたどしく書く。」これは、歌人・中井正義（1979）がその著書『働くものの短歌』の中で、障害を持ちながら貧しい日々の生活を詠んだ藤本正則の短歌を解説した一部である。

正則は、大正4年（1915年）9月18日生まれ。アテトーゼ型脳性麻痺で、右半身麻痺と言語障害が残った。彼の出生地は兵庫県神戸市と推察される。実母は、彼が幼い時に他界しているが、それらのことも短歌にしている。正則の父・直治は、すえと再婚し正則と3人で暮らした。太平洋戦争で本土空襲が激しさを増す中、家族は、継母すえの郷里である三重県安芸郡河芸町北黒田（現・三重県津市河芸町北黒田）に疎開した。一家の住まいは北黒田地区の集会所だった。この集会所は、元真宗高田派西元寺で、家族は戦後もここに住んで日々の生活を続けた。激しく変わってゆく社会の片隅で営まれるつつましい生活を基にした作歌活動は、彼が昭和56年（1981年）4月に65歳で特別養護老人ホームに入所する頃まで続いたようである。

正則の短歌が『国民文学』に掲載されたのは昭和38年9月号からで、本稿では昭和48年12月号までに掲載された670首の中から、「障害」「仕事」「父母」「信仰」の4つの主題に分けて歌を抄出した。『国民文学』の選者は、昭和38年9月号～昭和44年12月号が松村英一、昭和45年1月号～昭和48年12月号は松村英一と同人4人の選となり、うち正則の歌の選者となったのは遠山繁夫と假屋安吉であった。先述の中井正義は、正則と共に短歌結社・国民文学において、松村英一門下の白駒一義を師と仰いで歌を学んだ間柄である。白駒一義と中井正義は、三重県下公立学校の教職員であり、白駒一義は関町（旧・福德村）にある真宗高田派常福寺の住職でもあった。なお、抄出歌は旧仮名遣いのままとし、選者名の記載のない歌はすべて松村英一選である。

1. 障害の歌

1 洗面の 水汲みにくき この右手

我は先天性 脳性小児麻痺

（「国民文学」 昭和39年11月号）

短歌に見る脳性麻痺者の生き方

- 2 病み臥せど マヒにかかりて 世話できぬ
我を育てし 母は嘆かず (「国民文学」 昭和 40 年 2 月号)
- 3 妻になる 人と歩まむ 倅せが
マヒの身体の 我が上に来ず (「国民文学」 昭和 40 年 5 月号)
- 4 誰に言ふ 術なき麻痺の 不自由さ
肢体に持ちて 新聞配る (「国民文学」 昭和 40 年 6 月号)
- 5 手のかかる 事多かりき マヒの子を
悲しく育てて 今は母病む (「国民文学」 昭和 40 年 7 月号)
- 6 母がよく 我に言ひたり 我の言ふ
言葉は人に 分らぬらしき (「国民文学」 昭和 40 年 11 月号)
- 7 言ふことを 半ば判じて うなづける
佐々木夫妻と 居れば楽しき (「国民文学」 昭和 41 年 1 月号)
- 8 麻痺の手の 長くかかりて 軒下に
かけたる竿に 洗濯物干す (「国民文学」 昭和 41 年 11 月号)
- 9 十キロの 米が背負へず 乳母車
麻痺の手に押し 帰り来にけり (「国民文学」 昭和 41 年 11 月号)
- 10 肩よせて 楽しく歩む 組多し
考へて見ても 我になき恋 (「国民文学」 昭和 42 年 1 月号)
- 11 鉛筆の 他は使へぬ 吾の手で
丸くなりゆく 消ゴムの角 (「国民文学」 昭和 44 年 3 月号)
- 12 身体不自由 吾に勤まる 職なしと
掃くたび思ふ 狭きこの部屋 (「国民文学」 昭和 44 年 3 月号)
- 13 成長の 社会にくらす 弱き手へ
わづかと言へど 福祉年金 (「国民文学」 昭和 44 年 6 月号)

- 14 人ならば たやすき事の その一つ
布団たたむに 今朝も重たし (「国民文学」 昭和44年7月号)
- 15 鉛筆を 持たむとすれば ちぢむ吾
脳性麻痺の 示すこのさま (「国民文学」 昭和46年6月号、遠山繁夫選)
- 16 尊しと 命思ひて 平凡に
生きぬく顔を 今日洗へり (「国民文学」 昭和46年12月号、假屋安吉選)
- 17 月々の 歌稿わが手に ままならず
佐々木正子に 頼む代筆 (「国民文学」 昭和47年2月号)
- 18 健全の 体であれば 遊びたらむ
バーなど並ぶ 港町に行く (「国民文学」 昭和47年3月号、假屋安吉選)
- 19 上積は 1パーセント 夜更けまで
生活保護費 揉めて決らず (「国民文学」 昭和48年5月号、遠山繁夫選)
- 20 吃りつつ わが言ふ言葉 補聴器の
米倉玉枝に 通じてをらず (「国民文学」 昭和48年10月号)

17番の歌に出てくる佐々木正子は、北黒田の真宗高田派浄光寺の坊守(住職夫人)で、7番の歌にも「佐々木夫妻」と詠まれている。佐々木正子は、正則と同じく国民文学に短歌を発表しており、浄光寺においても歌会が行われていた。浄光寺の歌会には、正則や中井正義も参加していた。20番の歌にある米倉玉枝も正則の歌友である。三浦武(2020)が佐々木正子の歌集『冬草』(1979)を紹介した中に、正則のことを詠んだ次の歌が入っている。

麻痺の身の ながき独り居 生くらくは
明日の米研ぐ 藤本正則 (佐々木正子 昭和54年)

2. 仕事の歌

- 21 新聞の 包をひらく 卓上に
インクの匂ふ 雨の降る朝 (「国民文学」 昭和38年9月号)

短歌に見る脳性麻痺者の生き方

- 22 増ページ 今朝またされて 新聞の
日方は重し 配り行く道 (「国民文学」 昭和 38 年 10 月号)
- 23 集め来て 千円合はぬ 新聞代
数へ直すと 幾度となく (「国民文学」 昭和 38 年 10 月号)
- 24 ここ「朝日」 ここ「毎日」と 配り来て
最後の一部 足りなくなりぬ (「国民文学」 昭和 38 年 12 月号)
- 25 なし得るは 朝々新聞 配ること
吾は十年 配りつづけぬ (「国民文学」 昭和 39 年 2 月号)
- 26 新聞の 一部がひびく 配達料
十一月分は 三百円へる (「国民文学」 昭和 39 年 2 月号)
- 27 大方は 米代になる 配達料
印鑑押して 我はもらひぬ (「国民文学」 昭和 39 年 4 月号)
- 28 広告の 折込料を 分けたれば
今日金があり 私のポケット (「国民文学」 昭和 39 年 5 月号)
- 29 歩かねば 仕事にならぬ 配達に
足が痛みて 長くかかりぬ (「国民文学」 昭和 39 年 6 月号)
- 30 十円の 硬貨の多き 新聞代
重たくなりて 集金がすむ (「国民文学」 昭和 39 年 6 月号)
- 31 この仕事 やめたしと思ふことも 二度三度
母には云はず 雨の日風の日 (「国民文学」 昭和 39 年 9 月号)
- 32 自転車に 乗れぬ我ゆゑ 配達に
今朝また早く 山道を行く (「国民文学」 昭和 39 年 12 月号)
- 33 米買へば 半ばなくなる 収入に
新聞の配達 我はつづくる (「国民文学」 昭和 39 年 12 月号)

- 34 三百円 今日貰ひたり 盆の月
朝日新聞 拡張をして (「国民文学」 昭和40年2月号)
- 35 関節炎 わが患へば 休まれぬ
仕事休みて 飯を貰ひぬ (「国民文学」 昭和40年4月号)
- 36 同僚に ゆふべ内証の 金借りて
言葉すくなく ビラを折込む (「国民文学」 昭和40年8月号)
- 37 十三年 続けし新聞 配達の
仕事をやめて 地下足袋洗ふ (「国民文学」 昭和40年10月号)
- 38 十三年 続けし新聞 配達は
我働きて 生きてる記録 (「国民文学」 昭和43年2月号)
- 39 収入の なき我なれば 心して
物を大事に しつつ暮らしぬ (「国民文学」 昭和43年10月号)
- 40 一ヶ月を 配りつづけて 手に軽し
得たる金額 八千二十円 (「国民文学」 昭和48年9月号)

北黒田地区での聞き取りによると、正則の勤めていた新聞販売店は近鉄豊津上野駅前にあり、正則宅からはおよそ2kmの距離があった。また、毎日午前4時に起床し、新聞を乗せるための乳母車を押して通ったとのことであった。足が不自由だったため、配達にも時間がかかったが、その新聞配達は13年続く。昭和27年37歳頃に始めたことが彼の短歌から推察される。しかし、正則がどのような方法で新聞配達の職を見つけたかは不明である。

40番の歌にある「八千二十円」について、消費者物価指数を基に昭和40(1965)年と令和2(2020)年の貨幣価値を比較すると、およそ4.2倍となる(日本銀行ホームページ、2021)。抄出歌の月収を現在の貨幣価値に換算すると、33,684円(8,020円×4.2)となる。26番や28番の歌から、新聞配達の収入は主に朝夕刊の配達料と広告の折込み料の合計とみられる。

3. 父母の歌

- 41 ポケットに 百円一枚 入れて行く
忘るるなかれ 母の目薬 (「国民文学」 昭和39年1月号)

短歌に見る脳性麻痺者の生き方

- 42 我も一度 飲みし胃散の 空缶に
小銭を入れて 母は使はず (「国民文学」 昭和 39 年 6 月号)
- 43 出来あひの 饅頭十個 包ませて
我は戻りぬ 父の命日 (「国民文学」 昭和 39 年 7 月号)
- 44 いま死なば 物入り多しと 言ふ母よ
もう二三年 生きて居り給へ (「国民文学」 昭和 39 年 8 月号)
- 45 母一人 子一人にて暮す われの家
米五合を 今日また炊きぬ (「国民文学」 昭和 39 年 9 月号)
- 46 淡路島 小さくなりし 甲板に
桃割を結ふ 母を思ひぬ (生母) (「国民文学」 昭和 39 年 9 月号)
- 47 山多き 村の農家に 生れたる
父はテレビを 見ずに死にたり (「国民文学」 昭和 39 年 11 月号)
- 48 義務教育 免除の通知 受取りし
父はおそらく 我を抱きたらむ (「国民文学」 昭和 40 年 1 月号)
- 49 血圧の 上がらぬ薬 貰ひきて
眠れる母の 枕辺におく (「国民文学」 昭和 40 年 1 月号)
- 50 十二日は 父の命日 酔へば寝る
癖思ひをり 雨の降る夜に (「国民文学」 昭和 40 年 6 月号)
- 51 三合の わづかなる飯 炊きにくき
我を残して 母は死にたり (「国民文学」 昭和 40 年 9 月号)
- 52 寝ながらに 母の口より 教はりし
歌思ひ出づ 初七日過ぎて (「国民文学」 昭和 40 年 10 月号)
- 53 半ば見て 静におろす ハンカチの
おほいは白し 母の死顔 (「国民文学」 昭和 40 年 11 月号)

- 54 学校に 行かれぬマヒの この我を
貧しさに耐へ 父は殺さず (「国民文学」 昭和41年4月号)
- 55 母二人 既に送りて 寺近き
石碑のならぶ 丘に風吹く (「国民文学」 昭和42年11月号)
- 56 報はれし ことのまれなる 父直治
雨の夕べの 線香匂ふ (「国民文学」 昭和43年5月号)
- 57 きずのなき バナナ二本を 仏壇に
供へまつりぬ 父の命日 (「国民文学」 昭和45年1月号、假屋安吉選)
- 58 新聞が 読めねば困る ことありと
仮名より吾を 教へたる父 (「国民文学」 昭和45年9月号、假屋安吉選)
- 59 生みの母の 生れしと云ふ 淡路島
吾の行きしは 一度きりなり (「国民文学」 昭和46年1月号、假屋安吉選)
- 60 小机を 中にし父と 向ひ合ひ
イロハのイより 教はりたりき (「国民文学」 昭和48年1月号、假屋安吉選)

父の直治は昭和30年に亡くなっている。正則が40歳の時であった。継母のすえはその後、昭和40年6月9日、正則50歳の時に死亡した。正則の住んでいた集会所には井戸がなく、台所、浴室、トイレもない住まいであった。後年、地区に水道が敷設された際も集会所は敷設対象とはならず、水は集会所下の岡氏宅の井戸からバケツで集会所へ運び、風呂とトイレは、継母すえの実家である伊藤氏宅で借りて用を足したという。正則の母が庭で七輪に火を起し魚を焼いている姿が見られたとのことである。次のような歌がある。

- 61 貰ひ風呂の 裏口出れば 我が家まで
二十日の月が 足元照らす (「国民文学」 昭和41年12月号)
- 62 井戸のなき 家に住まひて 我常に
水を一杯 備へ汲みおく (「国民文学」 昭和42年11月号)

4. 信仰の歌

- 63 祖先より 信じ来たりし 真宗を
母は迷へど 我は迷はず (「国民文学」 昭和 40 年 5 月号)
- 64 殺生を 重ねかさねて 生き抜くを
常にあはれと 釈迦宣べ給ふ (「国民文学」 昭和 41 年 9 月号)
- 65 人として 知らずしらずの 罪悪も
軽くなるとふ 説教を聞く (「国民文学」 昭和 42 年 3 月号)
- 66 絶対に み仏信じ 生きてゆく
この生き方を 人に語らず (「国民文学」 昭和 43 年 2 月号)
- 67 輪灯を ともす度毎 この吾に
かがやき増しぬ 阿弥陀如来は (「国民文学」 昭和 46 年 2 月号、遠山繁夫選)
- 68 仏恩に 三度の食事 いただきて
けふの一日 外出はせず (中井正義 1981「生活の歌」より)

正則がいつ頃から浄土真宗の信仰を得たのかはわからないが、住まいの集会所が元真宗高田派の西元寺で、そこに阿弥陀如来立像が安置されていることは、67 番の歌にあるように、彼の信仰に少なからず影響があったものと推察される。また、66 番の「み仏を信じ」て生きてゆくことを「人に語らず」という姿からは、己が一人のためのみ仏の救いと知る者の寡黙さが読み取れる。

5. 考 察

日本で、そして世界中で様々な障害を持った人たちがその秀でた能力を発揮し、それぞれの分野で活躍していることは、誰もがうなずくところであろう。今から 50 年以上も前、藤本正則は自らの障害と、貧しい日々の生活を短歌にした。現在のような福祉制度がまだ確立していない社会の中、麻痺の身で生活を維持していく心情の一端は、彼の写実的な作歌手法が偽りなく伝えている。つつましい生活を詠み、月々の『国民文学』への投稿を自らに課したことは、彼の社会参加を強く促したと言えるのではなかろうか。彼の歌には、屋外での活動で得られたみずみずしい感動を題材とした歌が少なくない。そこには、湧き来る興味と好奇心を、障害を理由に犠牲にはしない正則の姿が窺える。昭和 40 年の国民文学全国大会にも三重県伊勢市まで足を運び、全国の歌友と交流している。しかし、障害への

理解が現在以上に不足していた時代において、麻痺の身の生活は他者には知られたくないことだったのでなかろうか。また自分自身でさえも顧みることを憚られるような出来事もあったのではなかろうか。彼はそんな日々を自分の言葉で赤裸々に表現した。表現には至らなくとも、さらに悲しい苦しいことが彼の日常にはあったかも知れない。加えて、表現するゆえの苦しみと向き合う時もあったのではないかと思う。正則が短歌を始めた経緯はわからないが、ふと心に湧いた感動を「詩歌」で表現し得る心がいつしか育まれていたことは否めないであろう。彼の歌にある生活の切迫感は、当事者であるからこそ感じ得た心情によらなければ表現できなかったのではないかと考える。ただ、その感じたことを言葉に変換し書くことは彼にとって労力を要する作業だったことは、11, 15, 17 番の歌に表われている。抄出した歌に詠まれた暮らしの様子は、障害の有無に関わらず体験する出来事でもあろう。誰にでもある倦むような毎日の暮らしの中から正則の歌は生まれている。これは誰の日常にも詩歌があり、短歌に限らず人それぞれがどのようにでも生きる姿を表現できる方法があることを示している。彼の場合、歌を詠んだからといって、お金になるわけでもないし、身体の障害がなくなるわけでもない。しかし、だからこそ正則は歌を詠まざるにはおられなかったのではないだろうか。

69 握り飯 貰ひし吾は ひとり者

この恩恵を つねに忘れず

〔国民文学〕 昭和45年12月号)

現在、正則と共に歌を学んだ国民文学の社友は既に鬼籍に入られている。また北黒田地区で正則を知っている人はごくわずかであるが、その人たちは彼をして、「自身の障害や境遇を何一つ嘆かない人だった」と言う。作歌活動がもし、み仏の計らいであったなら、その「み仏を信じ生きていく」正則の姿は私たちに何を問いかけるであろうか。彼の狭い部屋の裸電球の灯りは、彼を照らした無碍光そのものであったろうか。

先述した白駒一義（1976）の歌集『福德村』から、藤本正則のことを詠んだ歌を引いて、本稿をまとめたいと思う。

小児麻痺の 足ひきけふも 新聞を

ながくかかりて 配りゆくべし

（白駒一義 1976 「福德村」より）

正直に 実に正直に 歌つくる

君は小学教育 一つ受けざりき

（白駒一義 1976 「福德村」より）

身のまはり 母の手を借る あげくれを

歌に歎ける こと一つなし

（白駒一義 1976 「福德村」より）

<付 記>

この資料紹介は、植村と千草の共同研究をまとめたものである。資料の収集や聞き取り調査に関しては主に植村が担当し、論文の構成等に関しては主に千草が担当した。但し、本論全体の内容等に関する責任は両名にある。なお、本誌次号においては、『国民文学』の昭和49年1月号以降に掲載された藤本正則の短歌を紹介し、考察する予定である。

本稿執筆にあたり、次の方々よりご助言・ご協力をいただきました。山岸金子様（国民文学三重支部長）、高山宗親様（特別養護老人ホーム慈宗院長）、岡幸子様（北黒田町在住）、岡実様（同）、加藤良弘様（同）、国民文学三重支部会員のみなさん。記して深謝申し上げます。

文献・資料

- ・河芸町史編纂委員会編 2001 河芸町史・文化編 三重県安芸郡河芸町
- ・『国民文学』昭和38年9月号（1963）～昭和48年12月号（1973） 国民文学社
- ・三浦武 2020 国民文学叢書秀歌抄録（58）第191篇『冬草』佐々木正子 『国民文学』令和2年11月号 国民文学社
- ・中井正義 1979 働くものの短歌 短歌新聞社
- ・中井正義 1981 生活の歌 三重県良書出版会
- ・日本銀行公表資料 2021 教えて！にちぎん「昭和40年の一万円を今のお金に換算するとどの位になりますか？」 日本銀行
<<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/history/j12.htm/>> (2021年10月14日11時30分)
- ・白駒一義 1976 歌集・福德村 国民文学叢書第156篇 国民文学社
- ・ゼンリン 1971 ゼンリンの住宅地図 安芸郡河芸町 [1971] 善隣出版社

第2回介護のみらいを考えよう～あなたの思いやりを言葉にしてみよう～ 作文コンクール受賞者一覧

小学生の部 【応募数 196】

賞 名	名 前	学年	学校名	題 名 (テーマ)
最優秀賞	ひろもり 廣森 康祐	5	亀山市立白川小	介護のみらいの合言葉
優 秀 賞	むらた 村田 彩綾	6	松阪市立花岡小	介護の見方を見直す社会へ
	ちくさ 千種 杏実	6	亀山市立亀山西小	だれにでも使いやすいUD
優 良 賞	おかわら 岡村 悠愛	6	亀山市立亀山西小	一しゅんの笑顔のために
	わかばやしと 若林虎乃雅	6	亀山市立井田川小	介護の必要な人について
	よしい 吉井 大河	5	亀山市立亀山南小	介護って何だろう
高田短期大学学長賞	にしむら 西村 心寧	6	亀山市立川崎小	私ができる介護
三重県社会福祉協議会会長賞	はやし 林 優衣	5	亀山市立白川小	介護について
三重県介護福祉士会会長賞	おちあい 落合 玲音	6	亀山市立亀山西小	僕のひいおばあちゃん
三重県老人福祉施設協会会長賞	ひがしお 東尾 真依	6	亀山市立井田川小	思いやり
全国障害者問題研究会 三重支部支部長賞	あかのしんいちろう 赤野真一朗	5	亀山市立亀山南小	ユニバーサルデザインとバリアフリー

中学生の部 【応募数 442】

賞 名	名 前	学年	学校名	題 名 (テーマ)
最優秀賞	おおしろ 大城 心音	3	松阪市立中部中	家族にとっての介護とは
優 秀 賞	おおにしえりな 大西永梨奈	3	松阪市立嬉野中	介護のかたちをつくるとき
	やまなか 山中 麻夢	1	高田中	介護を一人で背負わないために
優 良 賞	なかほら 中原 未遙	1	三重大学教育学部附属中	いつまでも旅行を楽しめるために
	かわさき 川崎 光結	2	松阪市立三雲中	介護のみらいを考える
	なかむら 中村 ひな	2	津市立白山中	八十九歳のいもうと
高田短期大学学長賞	ソリア マリエル	1	亀山市立亀山中	私のお母さん
三重県社会福祉協議会会長賞	せこれんたろう 世古蓮太郎	1	高田中	介護の未来
三重県介護福祉士会会長賞	まさぞえ 牧添 莉子	1	津市立西郊中	私とお父さんの願い
三重県老人福祉施設協会会長賞	つつみ 堤 やまと	3	亀山市立関中	小さな介護の積み重ね
全国障害者問題研究会 三重支部支部長賞	ひがし 東 じゅん	3	亀山市立関中	介護とはなんだろう

介護福祉研究センターでは今年度、高田短期大学と共催で「第2回 介護のみらいを考えよう～あなたの思いやりを言葉にしてみよう～作文コンクール」を開催しました。三重県内の小学生、中学生から合計638点にもものぼる応募をいただきました。厳正な選考の結果、以下の6作品が最優秀賞、優秀賞を受賞しましたので紹介します。

小学生の部 最優秀賞

介護のみらいの合言葉

亀山市立白川小学校5年 廣森 康祐

ぼくには、一緒に住んでいるおじいちゃんとおばあちゃんがいます。おじいちゃんは七十二才、おばあちゃんは六十九才です。おじいちゃんは畑仕事をしたり、ゴルフを楽しんだりしています。おばあちゃんはまだまだ現役で仕事をしたり家事をこなしてくれています。とっても元気な二人でぼくはそんな二人が大好きです。

「介護」とは障害者（高齢者、病人）を生活支援することまたは介抱しお世わをすることです。ぼくはこの言葉を聞いても最初はピンときませんでした。しかし、思い返してみると、おじいちゃんは足やこしがいたいのがずっと続いていると言って、階段を上のをつらそうにしているし、おばあちゃんは、料理をしていたことを忘れて火をつけたまま別のことを始めてしまうことがあったように思います。今は元気な二人でもだんだんと身体が動かなくなったり、物忘れがひどくなって介護が必要になってくるのではないかととても心配です。二人が介護を必要とする未来でぼくには何ができるでしょうか。

ぼくは、大好きな二人にいつまでも笑顔でいてほしいと考えました。楽しそうに笑う二人の姿を見ていると、ぼくは心が温かくなって幸せな気持ちになります。二人が自分の身体を思うように動かせなくなった時、悲しい気持ちになってしまうかもしれません。そんな時、ぼくは二人に

「何かしてほしいことはない」

と声をかけてあげたいです。ぼくにできることは小さなことかもしれませんが。荷物か洗濯物を二階へ運んであげたり、買い物のお手伝いをしてあげること、いたいこしをもんであげること等です。ぼくができる小さなことで二人が笑顔になってくれたらこんなにうれしいことはありません。

介護のみらいで使うためのぼくの合言葉を決めておこうと思います。それは、
「何かしてほしいことはない」
です。

家族にとっての介護とは

松阪市立中部中学校3年 大城 心音

私の父は多発性硬化症という脳が炎症を起こし、様々な症状が出る難病指定の病気です。今、父は入院中です。炎症を起こしたからではありません。身体の症状は徐々に進み、足はバランスが取れないので杖を使い、手はふるえて細かい作業が出来ず、眼球が揺れるので視力に影響が出ています。他に思考力が落ち感情のコントロールが難しく不安定になる事が増え、わがままを言う回数も多く対応が遅れると不機嫌になりかんしゃくを起こすのです。最近では母が仕事で居ない間に一人で色んな病院に行ってしまう。週に一度は行き風邪症状がないのに気になると内科で抗生剤を出してもらおうとするのです。診断結果が気に入らないと他の内科へ、腰痛があると痛み止めをもらいに外科へ、足がかゆく水虫に違いないと皮膚科へ、他にも眼科や歯科へはしごするのです。元々飲んでいいる薬が多いのに集めるのです。気がついて止める事もありますが、衝動的なので机に置かれた領収書で気づくことがほとんどです。母は病院や調剤に電話をかけ対応して頂いていますが、どんどん新しい病院へ行ってしまいうのできりが無く困っています。こういう時りハビリの方は体を動かす事で改善しようと繰り返し父にアドバイスをしてくれたり、ケアマネージャーの方も生活の改善方法など説明してくれます。そうして困っている母と私に寄り添って対応して頂けるのでとても助けになります。

しかし、記憶力の低下で父は杖を使い不安定ながら歩くのですが歩けなくなると毎日訴え被害妄想的で感情的になり、対応するのが大変になってきました。四歳の弟に対しても、「静かにできないのか」

と言い出したり、以前とは別人のようです。

そこで、母はやんちゃな弟と受験生の私、父の事を考え快適に過ごせるよう一軒家に引っ越しました。この引っ越しは私だけでなく母もこれからの生活は希望に満ちあふれていました。引っ越しの話を父にした時、楽しそうにしていたはずなのに、荷づくりも何もありません。全て母にさせます。そしてパソコンの工事の事ばかりを言い、母を困らせていました。私でも母の負担にならないように手伝おうと考えるのに、父は何も感じなくなってしまうのだろうかかと不安になりました。こんな調子なので、父には部屋の荷ほどきが終わるまでの数日間、母の実家で過ごしてもらいました。引っ越してから一週間ほどすると父はストレスだと言い始め、自分の部屋に子供らが入ってくる、トイレや風呂のルールが変わったとよくわからない事まで言い不満がひどかったのです。荷ほどきで忙しい母に、「ぞんざいな扱いを受けるとは」

と怒り露骨に態度に出て困っていると、休日寝たきりのように過ごす父が急に起き上がり

寝巻のまま帽子だけ被り外に出ようとしたのです。たずねると、

「リハビリの散歩をする」

というので着替えるように言うと、声を荒げとても怖かったです。弟も泣き出し手わけしてケアマネージャーの方、病院、祖母に電話しました。すると、勝手口から飛び出したので私ははだしのまま追いかけてましたが、すぐにケアマネージャーの方が到着して対応してくれました。時間をかけながら上手に対応してくれて、その時母が、

「私たちでは手に負えなくなってきてるね」

と残念そうに言っていました。

後日、父は入院になりました。このままずっと入院だったらいいのにとひどい事を考えてしまいます。ケアマネージャーの方が退院が決まったら相談してくださいと声をかけてくださりとても心強かったです。父にとって一緒に生活するより一人で居る方が安定するのなら、ヘルパーさんに来てもらいながら一人暮らしするなどの方法があるのだと教えてもらい少し不安が減りました。病院だけでなく、ケアマネージャーさんやリハビリの方、ヘルパーさんなどいくつも介護に携わる方法がある事に心から感謝した夏休みでした。何も知らず家で抱えてしまえば崩壊してしまうと思うと、改めて介護の仕事の大切さに気づきました。私の体験をもとに、介護の必要性、重要性が伝わればと思います。

介護の見方を見直す社会へ

松阪市立花岡小学校6年 村田 彩綾

私は、介護という言葉に対するイメージを少しでも変えたいと思っています。

以前、私の学校で、キャリア教育という学習で、介護関係の仕事をされている人にお話をさせていただく機会がありました。そこで、介護という仕事は何かというのを話してくださいました。そこで、

「介護というのは、介護を受けている人がその人らしく生きるための手伝い」とおっしゃっていました。私は、介護という仕事についてそのような考えは、ありませんでしたが、この言葉を聞いて、第三者の目線ばかりで見ていたからかなと思いました。介護する人やされる人にとっては、介護というものは生活の一部であるはずです。

このような考え方に誤差が出るのは、一つ、介護に対するイメージが違うからだと考えます。まず、介護について、あまり接点が無いという人にとっては、あまり良い印象を受けないと思います。医療関係のドキュメンタリー番組などもありますが、難病の子どもとその家族の生活とか、暗い感じの内容ばかりです。それが現実なのですが、暗い感じの面ばかりを世に見せることが、マイナスのイメージにつながりかねないと思います。

一方で、介護というのが身近にある人にとっては、「(介護を受けている) 障害者、障害=個性」という見方だそうです。これもキャリア教育で教えてもらいました。「その個性を引き出しつつ、その人のできない部分をサポートする。これが介護」といった、この“できないこと”というのをマイナスのイメージと捉えにいないと、この言葉を聞くかぎり思います。

私は、この介護という言葉で、どう受け止めるかで考え方が違ってくると思います。少子高齢化社会のなかで生きるであろう世代の人たちの介護というイメージについて見直していけば、より良い、あたたかな目で見守られ、行動される社会になると信じています。

だれにでも使いやすいUD

亀山市立亀山西小学校6年 千種 杏実

今年の夏、東京でオリンピックとパラリンピックが開さいされました。これをきっかけに、政府はユニバーサルデザイン（UD）の考え方を根づかせようとしています。二〇一七年二月に、UDを「年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、人びとが製品や施設などを利用しやすいよう、はじめからデザインすること」と定義しました。

私も学校の授業や新聞などでUDのことは少しは知っていましたが、さらに知りたいと思って調べてみました。

UDのポピュラーなものとして、シャンプーの容器が挙げられます。シャンプーの容器には、でっぱりがならんでいて、目をつぶっていてもリンスと判別することができます。目が見えない人はもちろん、だれにとっても使いやすいです。

最近の電気のスイッチも、UDの考え方が取り入れられています。昔のものと比べて大きく押しやすくなっています。荷物を持っていても、ひじなどで押すことができるし、力が弱い人でも使うことができます。

シャンプーの容器にでっぱりがあることは知っていたけれど、電気のスイッチがなぜあんなに大きいのかは知りませんでした。UDの考え方を取り入れた物は多くの方が使いやすいということが分かりました。

私は、学校で点字の勉強をしたことがあります。みなさんも知っているとおおり、点字は目の不自由な人にとって便利なものですが、はやく使えるようになるまでには、時間がかかりました。私のように、これまで点字を勉強していない人が点字を打ったり読んだりすることは、とてもむずかしいです。

さらに調べていくと、いろいろな形のペンを見つけました。太さや長さがさまざまなものや輪のようなものがついていていろいろな持ち方ができるもの、指先にはめることができるもの、口でくわえたり足で持てるものがありました。けれど、そのペン一つ一つがだれにでも使いやすいというわけではありません。だれにとっても使いやすいUDの考え方を実現するのは、とてもむずかしいことだと思いました。

日本の人口を百人と考えたとき、高齢者は二十六人、左利きの人は十人、LGBTの人は八人、障がい者は六人、外国人は一人だそうです。

一人一人が使いやすい製品や施設が増えるといいなと思いました。そのためには、少数派の人たちの気持ちを常に考えて行動することが大切です。

私の近くにも外国人や障がいを持った友達がいるので、私にできるUDとして、困っていることがあったら声をかけようと思います。

介護のかたちをつくるとき

松阪市立嬉野中学校3年 大西永梨奈

第一回の作文集を読んで、同世代の人たちが介護に積極的に関わっていること、家族構成や環境が違いうようにそれぞれが求める介護のかたちも一つではないことを知りました。そして、介護のかたちは一つの正解があるのではなく、その人・その時の最善を探していくものだと感じました。

今年、祖父が大腿骨を骨折して入院しました。新型コロナウイルス感染予防のため祖父と会えたのは、リハビリ専門の病院へ転院する時だけでした。毎朝ウォーキングで元気いっぱいだった祖父は車いすで小さくなっていて、私はショックを受けました。退院が近づくと、どのくらい回復したのか、介護がどれくらい必要になるのか、とても不安でしたが、理学療法士さんやケアマネージャーさんと何度も連絡を取り合い無事に自宅に戻ることができました。

同じころ、テレビで「老化とは、これまでできていたことができなくなる中途障害の一つです。かつての自分と比べてしまうことは一番つらい自己差別です」という話を聞きました。私は、高齢者が明日の自分に不安を抱き、昨日の自分と比べて深く傷つき苦悩していると知りました。そして、誰よりも体や心の変化をどう受け入れたら良いのか不安に感じているのだと思いました。

まず、介護サービス計画をつくる時、カウンセラーなどの「心の専門家」が加わって、客観的に要介護者と介護者の不安や悩みや希望を受け止めてお互いの想いを整理して支援してくれたらいいなと思いました。心もリハビリすることで、障害や病気を迎え入れられるのではないかと思います。次に、介護保険外でも日常生活を支援する団体やITを使って健康観察する会社、近所の薬局、タクシー会社、警備会社、日用品や食事を届ける宅配業者などと連携して多彩なサービスを組み合わせることで、思い描く介護のかたちに近づくことができると思いました。地域の福祉資源バンクをつくって、要介護者や介護者の需要とマッチングさせる仕組みをつくらうでしょうか。また、「こんなことを相談してもいいかな？」と迷っている人たちも気軽に相談しやすい窓口をつくれれば、隠れたニーズを見つけ出して同じように困っている人たちに支援できると思います。私は、要介護者や介護者が望んだ時に多くの未来の選択肢がある社会をつくりたいです。介護と共にだれもが暮らしやすい社会を考えることは、安全対策や健康づくり、教育など様々な社会問題の解決と地続きです。例えば、歩道の整備やバリアフリー化が進めば、車いすやシルバーカーだけでなくベビーカーの移動も快適になり、私たちの通学路の安全にもつながります。自動車も安心して運転できる環境になるでしょう。このように介護だけを切り離すのではなく「立場や世代を超えて私たちの生活はつながっている」という考えを持ち想像力を働かせて、知恵と力を合わせることで豊かな社会を実現できるのではないかと思います。

介護を一人で背負わないために

高田中学校1年 山中 麻夢

四年前の十二月、私の祖父は夜中に転倒し腕を骨折しました。調べてみると、ただの骨折ではなく、多発性骨髄腫という血液のガンが原因でおきた骨折だということが判明しました。それまで仕事をし、祖母と海外旅行にも行くくらい元気だったので、みんなが驚き、祖母は慌て、オロオロするばかりでした。整理のつかないまま入院生活に突入し、骨折の治療に加え、抗癌剤治療もはじまりました。祖父は骨折の痛みのために体の自由がきかず、抗癌剤治療のために体力を奪われ、表情は暗くなり、筋力が落ちてやせ細っていきました。それでも調子が悪くなければ週末に一泊二日の外泊ができ、それを楽しみにすごしていました。しかし三週間ごとに抗癌剤を投与するので、食欲が落ち、体力が十分に回復しないまま次の治療が来てしまうようになり、ベッドから立ち上がるにも、トイレまで歩くにも、誰かが支えなければならず、外泊も危険を伴うものになっていきました。そこではじめて「介護」という言葉が家族にとって現実のものとなったのです。幸か不幸か、家にいる時間が一泊二日と限られていましたので、まずはベッドを借りることからはじまりました。

入院、外泊をくり返していたある日、祖母は思いつめたように父に言いました。

「おじいちゃん、家の中の配置がわからないみたい」

とても悲しそうで不安でいっぱいな様子でした。祖父は笑ってごまかしていたようですが、やっぱりおかしいと祖母は思ったそうです。今まであたりまえにできていたことができなくなる時—考えただけで胸がしめつけられます。信じたくない、思いすごしであってほしい、そんな祖母の気持ちが伝わってきました。

祖母は昔、脳腫瘍で寝たきりになった息子の介護を何年もした経験のある人です。だから祖父が動けなくなったら自分が介護するもの、介護できるもの、とっていたところがあります。祖父の痴呆症状が出て、ヘルパーさんを頼む話が出たときも、なかなか「うん」とは言いませんでした。今の祖母の体力や、これから進行していくであろう祖父の病状を考慮し、父からの説得を受けて、ようやく介護のプロに助けを求めようと納得してくれました。介護を依頼することを恥とし、固辞する考えは、おそらく私の祖母だけのものではないと思います。介護疲れによる悲しい事件は後を絶ちません。幸い祖母の場合、相談する相手が出て、相談するチャンスがあったので、介護を一人で背負うことにならずにすみました。相談相手を見つけられずに、もしくは押しつけられて、介護を一人で抱えこむのは、介護される側にとっても不幸なことです。家族は、大事な人がだんだん弱っていく姿を目にするだけでもとても辛い思いをしています。介護による肉体的負担だけでも軽減するために、気軽に相談できる社会になってほしいと思います。

令和3年度高田短期大学介護福祉研究センター事業報告

1. センター会議

1) 前期センター会議 令和3年5月28日(金) 参加者: 10名

於) 高田短期大学2号館カフェテリア

- ・令和2年度事業報告(案)
- ・令和3年度事業計画(案)
- ・新規研究員の紹介 久保 朝水(本学卒業生) 川北 葉月(本学卒業生)
片岡 柚衣(本学卒業生) 清水 愛可(本学卒業生)
西畑 里咲(本学卒業生) ライ スニタ(本学卒業生)

※5月末時点在籍研究員数: 51名

2) 後期センター会議 令和3年12月23日(木) 参加者: 8名

於) 高田短期大学2号館カフェテリア

- ・令和3年度事業経過報告(案)
- ・令和4年度事業計画(案)
- ・令和4年度予算要求(案)
- ・新規研究員の紹介
植村 哲也(学識経験者)
令和3年10月13日第46回定例研究会
にて辞令交付済



植村研究員辞令交付の様子

※12月時点在籍研究員数: 52名

2. 研究活動

介護福祉研究センターでは、地域の福祉施設等の関係者や介護福祉関係で活動していただいている方々、卒業生を研究員に招き、2021年9月現在52名(内卒業生22名)の研究員が在籍しています。毎月一回の定例研究会を開催し各分野の情報交換を行い、地域に還元できるよう学びあっています。

場所は、原則介護福祉研究センターまたは介護実習室で行っています。

1) 第44回定例研究会 5月28日(金) 17:00~19:30 参加者: 10名

- ・テーマ「施設はどこまで住まいになりうるか」
- ・発表者: 世古口 正臣研究員

- ・ 内 容：高齢者の入居施設はどうあるべきか、在宅とそん色のない施設生活はどうあるべきかについてお話いただきました。世古口研究員が施設長を務める美里ヒルズは平成17年の開設以来、ユニットケアと向き合い、理想のケアを模索してきました。その取り組みからみえてきたケアのあり方



世古口研究員の発表の様子

について、従来型の施設と比較しながらご説明いただきました。美里ヒルズでは一人ひとりがどのような生活を送りたいのかを大切にしたい支援を展開しており、従来型の施設でみられた「施設の定めたスケジュールに合わせて行動させる」ようなことはしていない、ということでした。入居者一人ひとりの生活リズムを尊重して生活環境を整えることで、認知症高齢者でも比較的穏やかに過ごしているとご紹介いただきました。この取り組みの結果、認知症高齢者が安心して暮らすことができる施設づくりが、ひいては職員の負担の軽減にもつながることがわかってきたとのこと。何よりも、この取り組みが入居者と職員の信頼関係を深めることにつながってきたとご報告いただきました。

2) 第45回定例研究会 7月16日(金) 17:00~19:00 参加者:10名

- ・ テーマ『「ケア (care)」の意味についての検討』
- ・ 発表者：千草 篤磨研究員
- ・ 内 容：前介護福祉研究センター長で、現在は特別養護老人ホーム報徳園施設長の千草篤磨研究員から、上記のテーマで、現在取り組んでいる研究内容についてお話しいただきました。近年、福祉分野でカタカナ言葉が濫用されるなかで、「ケア (care)」という言葉が何を意味し、どのような目的で使用されてきたのか、福祉分野での利用実態や先行研究の調査からご説明いただきました。「ケア」という言葉は、戦後国内外でさまざまな研究者によって定義づけられてきました。それらを踏まえたうえで千草研究員からは、「弱者」「依存的な人」の「尊厳」「個別性」を重視し、それらの人の「ニーズ」「自己実現」「成長」を充足、援助する「行為」「関係性」「感情」「コミュニケーション」が「ケア」であ



るとともに、「ケア」においては「介護者の成長や自己実現」が目指されるものであると説明がありました。

その後のディスカッションではこの「ケア」という言葉を糸口に、千草研
究員への質問とともに参加者間で様々な意見交換がおこなわれました。

3) 第 46 回定例研究会 10月13日(水) 17:00~18:30 参加者:10名

- ・テーマ「文書情報演習Ⅰ 介護福祉コース授業実践報告」
- ・発表者:川喜田 多佳子研究員、寺家 尚美研究員
- ・内容:文書情報演習の授業において Microsoft 社が開発・販売している文章作成ソフト Word を正しく使うための基本操作を、どのような学びの目的と方法を設定して実践しているか、介護福祉コースをモデルに報告していただきました。

将来介護現場で働く学生が在学中に Word の操作能力を高めることは、就職後の事務能力の向上につながり、将来の業務の幅が広がるはずであるという仮説のもと、必要なスキルを身につけるために日本人学生と留学生それぞれに学習到達目標を設定し取り組んでいるということをうかがいました。参加者からは日本人学生や留学生が作成する文章の特徴や傾向と、それによって問題となる事項について提起があり、議論や情報交換がおこなわれました。

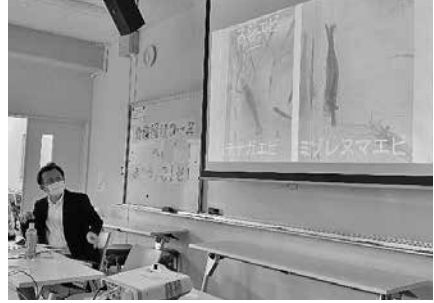
情報教育を担当する教員ならではの苦労や悩みもうかがいながら、一人ひとりの能力に応じた指導のあり方について考える機会となりました。日本人学生は将来の職場の IT リーダーとして、留学生も日本語を正しく操ることができる職員として、将来に向けた能力の向上を大学教育でどのように実現していくのか共有することができました。



4) 第 47 回定例研究会 11月10日(水) 17:00~18:30 参加者:8名

- ・テーマ「自然体験保育の効果と高田短期大学の取り組み」
- ・発表者:武藤 敦士研究員
- ・内容:武藤研究員から本学周辺の里山を学生の学びに活用していくための様々な取り組みと、ビオトープの整備を通して学生の主体的な学びと自発的な活動の促進、将来的に子どもたちの参加にもつなげていくための今後の課題

や展望等、非常に興味深いお話を報告いただきました。「わからないものは怖い、それが何かわかれば怖くない」「日常ふれることでそのものを正しく理解できるようになる」「大人が楽しむ姿を見せることが子どもの興味関心につながる」という内容は、



普段の私達の物事への取り組み方や視点についても考える機会となりました。学生を巻き込んで知的好奇心を活かす展望が、とても印象的でした。

5) 第48回定例研究会 令和4年1月26日予定→次年度へ延期
・発表者：山下千晶研究員

6) 第49回定例研究会 令和4年2月16日予定→次年度へ延期
・発表者：北川なみ（卒業生：聖マッセヤ心豊苑勤務）ほか

3. 実施事業

(1) 介護福祉セミナー

1) 第1回介護福祉セミナー

令和3年6月26日（土）13：30～15：30

参加者：19名（一般、介護福祉施設職員、研究員等）

テーマ「牛乳パックを使った服薬用手作り自助具」

講師：永田 穰（一般社団法人三重県作業療法士会監事）



永田講師より説明
～指が使えない人のリコーダーの工夫



受講生の様子

2) 第2回介護福祉セミナー

令和3年12月19日(日) 13:30~15:30

参加者: 17名(一般、介護福祉施設職員、研究員等)

テーマ「カラーセラピー～生活の『いろどり』を見る」

講師: 服部 優子研究員



(2) 白子公民館の高齢者と学生の交流サロン事業

今年度も、例年通り白子公民館と連携して事業を実施する計画をしていましたが、新型コロナウイルス感染防止対策のため今年度の活動は断念しました。

(3) 高校生等を対象とした介護啓発事業

1) 介護見学バスツアー 令和3年8月10日(火) 10:00~13:00

見学先: 特別養護老人ホーム報徳園

参加者: 高校生3名、保護者1名、日本語学校留学生8名、学生ボランティア5名

中川千代研究員、長谷川恭子研究員、川喜田多佳子研究員、寺家尚美研究員

内容: 施設概要紹介、施設利用者との交流、食形態の異なるメニュー試食体験



食形態の異なるメニュー試食体験



レクリエーション活動を通じたふれあい

4. 介護のみらいを考えようーあなたの思いやりを言葉にしてみようー作文コンクール

高田短期大学と本センターの主催事業である、第1回（令和2年度）介護のみらいを考えようーあなたの思いやりを言葉にしてみようー作文コンクール文集を今年度に入り作成し、県内各小中学校に配布しました。文集は、県内介護福祉施設等、各関係機関へも配布し広報しています。

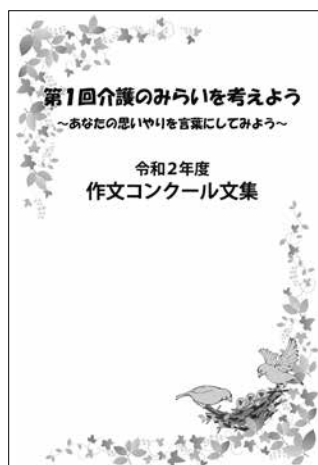
同時に、第2回（令和3年度）作文コンクールの募集を県内小中学生向けに行い、638作品の応募がありました。

募集期間：令和3年7月20日（火）～9月17日（金）

対象者：三重県内の小学校に通う5・6年生および中学生

表彰式：令和3年10月30日（土）13：30～14：30

※最優秀賞と優秀賞は、介護福祉研究センター紀要「高田短期大学介護・福祉研究」第8号に掲載予定です。



第1回作文コンクール文集

第2回（令和3年度）審査結果

小学生の部 【応募数 196】

賞名	名前	学年	学校名	題名（テーマ）
最優秀賞	ひろもり 廣森 こうすけ 康祐	5	亀山市立白川小	介護のみらいの合言葉
優秀賞	むらた きあや 村田 彩綾	6	松阪市立花岡小	介護の見方を見直す社会へ
	ちくさ あみ 千種 杏実	6	亀山市立亀山西小	誰にでも使いやすいUD
優良賞	おかむら ゆあ 岡村 悠愛	6	亀山市立亀山西小	一しゅんの笑顔のために
	わかばやしと の ま 若林虎乃雅	6	亀山市立井田川小	介護が必要な人について
	よしい たいが 吉井 大河	5	亀山市立亀山南小	介護って何だろう
高田短期大学学長賞	にしむら ここね 西村 心寧	6	亀山市立川崎小	私ができる介護
三重県社会福祉協議会会長賞	はやし ゆい 林 優衣	5	亀山市立白川小	介護について
三重県介護福祉士会会長賞	おちあい れおん 落合 玲音	6	亀山市立亀山西小	僕のひいおばあちゃん
三重県老人福祉施設協会会長賞	ひがしお まい 東尾 真依	6	亀山市立井田川小	思いやり
全国障害者問題研究会 三重支部支部長賞	あかのしんいちろう 赤野真一郎	5	亀山市立亀山南小	ユニバーサルデザインとバリアフリー

中学生の部 【応募数 442】

賞名	名前	学年	学校名	題名(テーマ)
最優秀賞	おおしろ ここね 大城 心音	3	松阪市立中部中	家族にとっての介護とは
優秀賞	おおにし えりな 大西永梨奈	3	松阪市立嬉野中	介護のかたちをつくるとき
	やまなか ま紗 山中 麻夢	1	高田中	介護を一人で背負わないために
優良賞	なかほら みはる 中原 未遥	1	三重大学教育学部付属中	いつまでも旅行を楽しめるために
	かわさき みゆ 川崎 光結	2	松阪市立三雲中	介護のみらいを考える
	なかむら ひな 中村 日南	2	津市立白山中	八十九歳のいもうと
高田短期大学学長賞	ソリア マリエル	1	亀山市立亀山中	私のお母さん
三重県社会福祉協議会会長賞	せこれんたろう 世古蓮太郎	1	高田中	介護の未来
三重県介護福祉士会会長賞	まきぞえ りこ 牧添 莉子	1	津市立西郊中	私とお父さんの願い
三重県老人福祉施設協会会長賞	つつみ やまと 堤 大和	3	亀山市立関中	小さな介護の積み重ね
全国障害者問題研究会 三重支部支部長賞	ひがし じゅん 東 潤	3	亀山市立関中	介護とはなんだろう

第2回介護作文コンクール表彰式

令和3年10月30日(土)13:30より表彰式を来賓出席の下、本学講堂にて実施し、優秀作品の朗読(4作品)も行いました。その様子は新聞(三重タイムズ)に掲載されました。



入賞者集合写真



優秀作品朗読の様子



三重タイムズ記事
令和3年11月12日

5. 研究成果の発行

(1) 介護福祉研究センター紀要「高田短期大学介護・福祉研究」第8号（令和4年3月発行）

執筆希望書を編集委員会で協議し執筆者を決定しました。研究論文2編、調査報告1編、研究ノート2編、資料・文献1編に原稿依頼しました。

高田短期大学介護・福祉研究第8号執筆依頼一覧

* 掲載順は各種別順

種別	テ ー マ	執筆者	頁
研究論文	母子生活支援施設を例に考える社会福祉実習指導における「生活問題の把握」の重要性	武藤 敦士	12
研究論文	「価値交流学習」から見えてきた「対話」的な学び ～多様な価値観への気づきの醸成～	中川 千代	11
調査報告	高齢者施設におけるレクリエーション実態調査	長谷川恭子	8
研究ノート	介護現場と養成施設における実習指導と相互ニーズについての意識調査に関する一考察	服部 優子	10
研究ノート	匿名を求めさせる社会 －知る権利と、知られない権利の間での、障害者の権利－	山本 啓介	12
資料・文献	短歌に見る脳性麻痺者の生き方 －無名歌人・藤本正則の作品紹介－	植村 哲也 千草 篤磨	10

高田短期大学介護福祉研究センター規程

(平成 26 年 4 月 1 日 施行)

(設置)

第 1 条 高田短期大学に介護福祉研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、介護福祉、高齢者問題、障害者問題等（以下「介護福祉等」という。）に関する研究を行うとともに、地域社会への貢献、連携をめざし、地域福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 センターは、次の各号に関する事業を実施する。

- (1) 介護福祉等の研究活動に関すること
- (2) 地域福祉分野での社会への貢献と連携に関すること
- (3) 本学卒業生及び介護福祉に携わる人の研修、交流活動等に関すること
- (4) 研究紀要、情報誌等の発行に関すること
- (5) その他、運営委員会で必要と認められた事項

(構成員)

第 4 条 センターに次の職を置く。

- (1) センター長 1 名
- (2) 主任研究員 1 名
- (3) 研究員
- (4) 運営委員 若干名
- (5) センター事務員 1 名

(センター長)

第 5 条 センター長は、センターを代表し、第 3 条に定める事業遂行とセンターの業務を統括する。

- 2 センター長は、高田短期大学の専任教員とし、学長の推薦に基づいて学苑長が任命する。
- 3 センター長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(主任研究員)

第 6 条 主任研究員は、センター研究活動の主宰や第 3 条に定める事業を遂行するための業務に従事するほか、センター長の補佐を行う。

- 2 主任研究員は、高田短期大学の専任教員とし、学長が任命する。
- 3 主任研究員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(研究員)

第7条 研究員は、高田短期大学の教職員及び、第2条の目的に賛同する本学教職員以外の者で運営委員会の推薦に基づいて学長が委嘱する。

- 2 研究員は、第3条の事業への従事のほか、介護福祉等の課題に関して、自己及び他の研究員と共同で研究を行うことができる。
- 3 研究員の研究期間は原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員)

第8条 運営委員は、第3条に定める事業を遂行するための業務に従事する。

- 2 運営委員は、研究員から選任し、学長が任命する。

(センター事務員)

第9条 センター事務員は、センターの事業、業務全般に関する事務を行う。

(運営委員会)

第10条 センターに運営委員会を置き、次の各号について審議、決定する。

- (1) センターの事業計画に関する事項
 - (2) センターの予算及び決算に関する事項
 - (3) センターの研究員の推薦に関する事項
 - (4) その他、センターの管理運営に関する重要な事項
- 2 運営委員会は、センター長、主任研究員、運営委員で組織する。
 - 3 審議内容により、必要に応じて運営委員以外の研究員を加えることができる。

(センター会議)

第11条 センターに、センター会議を置き、第3条に定めるセンターの行う事業に関する事項を審議する。

- 2 センター会議は、センター構成員で構成する。
- 3 センター会議は、年に2回（前期・後期）行い、前期は、前年度事業報告と新年度事業計画報告、後期は次年度事業計画の審議を主に行う。

(倫理規程)

第12条 センターの円滑な利用を促進し、本学の教育・研究の充実を図ることを目的として、センターにおいて別途定められた倫理規程を遵守するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は学長が別に定める。

- 2 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

高田短期大学介護福祉研究センター倫理規程

高田短期大学介護福祉研究センターは、介護福祉、障害者福祉、地域福祉等に関する研究を行うとともに、地域社会への貢献、連携をめざし、福祉の発展に寄与するものである。従って、当センターの研究・教育に携わる者（以下「研究員」という。）は自らの活動の社会的責任を常に自覚し、以下に定める規定を遵守する義務を負う。

1. 責 任

- (1) 研究員は、いかなる場合にも、高田短期大学の名誉を傷つける行動をしてはならない。
- (2) 研究員は、自らの専門的研究活動の及ぼす結果に責任を持たなければならない。
- (3) 研究員は、個人的・組織的営利や政治目的のために研究活動を行ってはならない。
- (4) 研究員は、協力者や参加者に危害や不利益を与えるような研究や行動は行ってはならない。

2. 守秘義務

- (1) 研究員は、当センターで職務上知り得た情報を不必要に外部に漏らしてはならない。
- (2) 研究員は、協力者や参加者に関する知り得た秘密を保護する責任を持たなければならない。

3. 研 究

- (1) 研究を実施するときは、事前に研究内容をセンター長及び運営委員会に十分な説明を行い、センター長の了解を得た上で行うものとする。
- (2) 研究への協力は、いつどの段階でも中止できる。その際、協力中止の理由を言う必要はない。
- (3) 研究の成果を公開する場合には、どのような研究目的であっても、原則として、その研究の協力者や対象者の同意を得ておかななければならない。

4. 他機関との関係

他機関との協力においては、相手を尊重し相互の連携に配慮するとともに、協力機関の業務遂行に支障を及ぼさないように心掛けなければならない。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

「高田短期大学 介護・福祉研究」投稿規程

第1条 総 則

- 1 高田短期大学介護福祉研究センター紀要「高田短期大学介護・福祉研究」（以下『本誌』）は、介護福祉、障害者福祉、地域福祉等に関する創造的な研究・調査活動を促進し、その成果を広く学内外に問うことを目的とする。
- 2 『本誌』は、本介護福祉研究センター内の編集委員会がその責任において編集し、毎年3月に発行するものとする。

第2条 募集要項

- 1 執筆者は原則として、本介護福祉研究センターの研究員とする。
- 2 執筆希望者は、毎年7月中に希望書を編集委員会に提出する。
- 3 執筆希望書には、氏名、原稿種別、表題および論旨（400字程度）を明記する。
- 4 編集委員会は毎年8月に執筆者を決定し、原稿を依頼する。
- 5 執筆者は、毎年度1月中の指定日までに完成原稿を編集委員会に提出する。

第3条 執筆要項

- 1 原稿は未発表のもので、本誌掲載に適当な内容のものとする。
- 2 原稿の種別は、研究論文、調査報告、研究ノート、実践報告、授業実践報告、資料・文献などの紹介とし、次のとおりとする。
 - (1) 研究論文とは新しい知見、価値ある事実あるいは結論を含むものをいう。
 - (2) 調査報告とは新しいデータを含む調査成果の報告をいう。
 - (3) 研究ノートとは新しい知見やデータを含むもので、完成度は高くないが、本誌に掲載する意義があるものをいう。
 - (4) 実践報告とは介護や地域福祉等に関する実践的な報告をいう。
 - (5) 授業実践報告とは介護福祉教育等の授業に関する実践的な報告をいう。
 - (6) 資料・文献の紹介とは諸分野の資料や文献を紹介するものをいう。
- 3 執筆者は原稿に前項の種別を明記するものとする。ただし、編集委員会は種別の変更を要求することができる。
- 4 原稿は、原則として横書き40字×35行で1段組とする。
原稿の分量は、仕上がり10ページ程度（字数14,000字以内）とする。
- 5 別刷りは、1編につき20部とし、それ以上は執筆者の実費負担とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

執筆者紹介（執筆順）

- | | |
|---------|---|
| 中 川 千 代 | 介護福祉研究センター長
キャリア育成学科介護福祉コース准教授 |
| 武 藤 敦 士 | 介護福祉研究センター研究員
子ども学科助教 |
| 山 本 啓 介 | 全国障害者問題研究会三重支部事務局
介護福祉研究センター研究員 |
| 服 部 優 子 | 介護福祉研究センター主任研究員
キャリア育成学科介護福祉コース講師 |
| 長谷川 恭 子 | 介護福祉研究センター研究員
キャリア育成学科介護福祉コース助教 |
| 植 村 哲 也 | 介護福祉研究センター研究員 |
| 千 草 篤 磨 | 介護福祉研究センター研究員、本学名誉教授
特別養護老人ホーム報徳園 園長 |

編集後記

高田短期大学介護福祉研究センターは開設8年が経過し、研究員数は52名となりました。コロナ禍により定例研究会の開催が延期となることもありましたが、感染予防対策の実施や研究員の皆さまのご協力により、定例研究会を軸にさまざまな事業を展開することができました。定例研究会では本学周辺の里山を学生の学びに活用していくための様々な取り組みや、「ケア (care)」という言葉が何を意味し、どのような目的で使用されてきたのか、福祉分野での利用実態や先行研究の調査による解説、また「施設はどこまで住まいになりうるか」というテーマで、高齢者の入居施設はどうあるべきか、在宅とそん色のない施設生活はどうあるべきかについての発表もあり、様々な視点から学びを深めることが出来ました。

さて、本研究センターの研究紀要も第8号を発刊するに至りました。第8号は研究論文2本、研究ノート2本、調査報告、資料・文献紹介各1本で構成され、介護福祉士養成、実習指導、障害者福祉、高齢者福祉に関する研究等の専門領域の内容となっています。また、本学で三重県内の小学生、中学生を対象に募集を開始した「介護のみらいを考えよう～あなたの思いやりを言葉にしてみよう～作文コンクール」第2回の最優秀賞、優秀賞受賞者の作品を掲載しています。子どもたちの目から見た介護、思いやりが未来によりよいかたちで実現できるよう、私達も人材の育成や環境の整備等に、一層努力していきたいと感じております。

本年度も研究員をはじめ本学及び関係者の皆様にご指導ご協力いただき、研究成果を本研究紀要にまとめることができました。改めて感謝と御礼申し上げます。

高田短期大学介護福祉研究センター
主任研究員 服部 優子

編集委員 中川 千代・服部 優子

高田短期大学 介護・福祉研究 第8号

令和4年3月31日

発行所 高田短期大学介護福祉研究センター
三重県津市一身田豊野 195
TEL (059) 232 - 2310
FAX (059) 232 - 6317

印刷所 伊藤印刷株式会社
三重県津市大門 32 - 13
TEL (059) 226 - 2545
FAX (059) 223 - 2862